

自 平成26年 4月 1日  
至 平成27年 3月 31日

# 第1 事務報告

## A 会務（総括）報告

### 1 総会・理事会・各種会議の開催状況等

平成26年度における本会の通常総会をはじめ理事会、委員会、その他関係する各種会議の開催状況は次のとおり。

#### (1) 第71回通常総会

ア 日時・場所：平成26年6月27日(金)・13:30～、明治記念館・「蓬莱」

イ 来 賓：次のとおり(\*印は、挨拶をいただいた来賓)

- |                                |           |
|--------------------------------|-----------|
| *自由民主党獣医師問題議員連盟幹事長・衆議院議員       | 森 英 介     |
| 自由民主党獣医師問題議員連盟事務局長・衆議院議員       | 北 村 誠 吾   |
| *公明党獣医師問題議員懇話会会長・衆議院議員         | 斉 藤 鉄 夫   |
| 公明党獣医師問題議員懇話会幹事長・衆議院議員         | 高 木 美智代   |
| *民主党獣医師問題議員連盟事務局長・衆議院議員        | 玉 木 雄一郎   |
| *公益社団法人日本医師会会長                 | 横 倉 義 武   |
| *農林水産省消費・安全局長（農林水産大臣・林 芳正の代読）  | 小 林 裕 幸   |
| 農林水産省消費・安全局畜産安全管理課長            | 藁 田 純     |
| 農林水産省消費・安全局畜産安全管理課 課長補佐        | 荻 窪 恭 明   |
| 農林水産省消費・安全局畜産安全管理課 課長補佐        | 大 石 明 子   |
| 農林水産省経営局保険監理官                  | 木 村 治 和   |
| *環境省大臣官房審議官                    | 奥 主 喜 美   |
| 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長            | 田 邊 仁     |
| 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長補佐         | 今 西 保     |
| *厚生労働省医薬食品局食品安全部長              | 新 村 和 哉   |
| 厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室長 | 三 木 朗     |
| 厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課課長補佐       | 梅 田 浩 史   |
| 厚生労働省健康局結核感染症課課長補佐             | 福 島 和 子   |
| *文部科学省大臣官房審議官                  | 佐 野 太     |
| 文部科学省高等教育局専門教育課課長補佐            | 児 玉 大 輔   |
| 麻布大学学長                         | 浅 利 昌 男   |
| 北海道大学大学院獣医学研究科長・獣医学部長          | 稲 葉 睦     |
| *公益社団法人中央畜産会常務理事               | 宮 島 成 郎   |
| 公益社団法人日本獣医学会代表理事               | 中 山 裕 之   |
| 公益社団法人日本装蹄協会会長                 | 今 原 照 之   |
| 公益社団法人日本愛玩動物協会会長               | 東海林 克 彦   |
| 公益社団法人日本動物病院協会副会長              | 原 大 二 郎   |
| 公益財団法人日本動物愛護協会理事長              | 杉 山 公 宏   |
| 一般社団法人日本小動物獣医師会会長              | 山 本 精 治   |
| 一般社団法人全国動物薬品器材協会理事長            | 高 橋 勇 四 郎 |
| 一般社団法人日本家畜人工授精師協会常務理事          | 伊集院 正 敏   |

一般社団法人日本動物看護職協会会長  
公益社団法人日本獣医師会顧問

横 田 淳 子  
北 村 直 人

ウ 議長・副議長：議長 村 中 志 朗（東京都獣医師会会長）  
副議長 池 尾 辰 馬（長崎県獣医師会会長）

エ 議 事：

- 第1号議案 平成25年度事業報告の件
- 第2号議案 平成25年度決算の件
- 第3号議案 平成26年度事業計画の件
- 第4号議案 平成26年度予算の件
- 第5号議案 平成26年度会費及び賛助会費の件
- 第6号議案 副会長選定の件
- 第7号議案 獣医学教育環境の整備・充実に関する件

## (2) 理 事 会

《第1回》

ア 日時・場所：平成26年5月28日(水)・14:00～、日本獣医師会・会議室

イ 議 事：

〔議決事項〕

- 第1号議案 平成25年度事業報告及び決算に関する件
- 第2号議案 第71回通常総会に関する件
- 第3号議案 規程の一部改正に関する件
- 第4号議案 日本獣医師会会長感謝状に関する件
- 第5号議案 賛助会員入会に関する件
- 第6号議案 獣医学教育環境の整備・充実に関する件

〔説明・報告事項〕

- (ア) 政策提言活動等に関する件
- (イ) 特別委員会の開催に関する件
- (ウ) 部会委員会の開催に関する件
- (エ) 業務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）
- (オ) その他

〔連絡事項〕

- (ア) 当面の主要会議等の開催計画に関する件
- (イ) その他

《第2回》

ア 日時・場所：平成26年6月27日(金)・10:30～、明治記念館・「丹頂」

イ 議 事：

〔議決事項〕

- 賛助会員入会に関する件

〔協議事項〕

- 第71回通常総会対応に関する件

〔説明・報告事項〕

- (ア) 特別委員会の開催に関する件
- (イ) 部会委員会の開催に関する件
- (ウ) 業務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）
- (エ) その他

〔連絡事項〕

- (ア) 当面の主要会議等の開催計画に関する件
- (イ) その他

《第3回》

ア 日時・場所：平成26年9月19日(金)・14:00～、日本獣医師会・会議室  
イ 議 事：

[議決事項]

- 第1号議案 副会長の順序に関する件
- 第2号議案 一般財団法人全国緊急災害時動物救援本部への入会に関する件
- 第3号議案 賛助会員入会に関する件

[協議事項]

役員選任規程の一部改正に関する件

[説明・報告事項]

- (ア) 特別委員会の開催に関する件
- (イ) 部会委員会の開催に関する件
- (ウ) 獣医学術学会年次大会に関する件
- (エ) 2014動物感謝デー in JAPAN 開催に関する件
- (オ) 世界牛病学会2018招致決定に関する件
- (カ) 業務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）＊地区担当理事報告
- (キ) その他

[連絡事項]

- (ア) 当面の主要会議等の開催計画に関する件
- (イ) その他

《第4回》

ア 日時・場所：平成26年12月12日(金)・14:00～、日本獣医師会・会議室  
イ 議 事：

[議決事項]

- 第1号議案 役員選任規程の一部改正に関する件
- 第2号議案 賛助会員入会に関する件
- 当日追加議案 会長推薦副会長選出区分候補者の選出基準に関する件

[協議事項]

- (ア) 会長推薦副会長選出区分候補者の選出基準に関する件
- (イ) 東北関東大震災動物救護活動等支援義援金に関する件

[説明・報告事項]

- (ア) 政策提言活動等に関する件
- (イ) 特別委員会の開催に関する件
- (ウ) 部会委員会に関する件
- (エ) 獣医学術学会年次大会に関する件
- (オ) 2014動物感謝デー in JAPAN 開催に関する件
- (カ) 中間監査結果の報告に関する件
- (キ) 業務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）
- (ク) その他
  - a 日本畜産物輸出促進協議会への加入に関する件
  - b 地方獣医師会への調査依頼に関する件

[連絡事項]

- (ア) 当面の主要会議等の開催計画に関する件
- (イ) その他

《第5回》

ア 日時・場所：平成27年3月20日(金)・14:00～、日本獣医師会・会議室  
イ 議 事：

[議決事項]

- 第1号議案 平成27年度事業計画及び収支予算書等に関する件
- 第2号議案 役員候補者推薦管理委員会委員の選任に関する件
- 第3号議案 賛助会員入会に関する件
- 第4号議案 事務局長の選任に関する件

[協議事項]

- 東北関東大震災動物救護活動等支援義援金に関する件

[説明・報告事項]

- (1) 特別委員会の開催に関する件
- (2) 部会委員会の開催に関する件
- (3) 平成26年度地区獣医師大会における決議要請事項に関する件
- (4) 2015動物感謝デー in JAPAN 開催計画に関する件
- (5) 世界獣医学協会/世界医師会 One Health に関する国際会議の開催に関する件
- (6) 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）\*地区担当理事報告
- (7) その他

[連絡事項]

- (1) 当面の主要会議等の開催計画に関する件
- (2) その他

- (3) 監査 5月27～28日（平成25年度決算）、12月12日（平成26年度中間）
- (4) 業務運営幹部会 4月18日、5月16日、6月20日、7月18日、8月22日、9月19日  
10月28日、11月21日、12月19日、1月29日、2月23日、3月13日
- (5) 役員候補者推薦管理委員会 3月27日
- (6) 全国獣医師会会長会議（全国獣医師会・日本獣医師会関係者事業推進懇談会を含む）  
6月26日、10月3日
- (7) 全国獣医師会事務・事業推進会議 7月18日
- (8) 特別委員会関係
  - ア 狂犬病予防体制整備特別委員会 4月25日、8月28日、1月28日
  - イ 女性獣医師支援特別委員会 6月3日、8月26日、1月20日
  - ウ 医師会との連携推進特別委員会 9月22日
- (9) 部会(部会委員会運営事業)関係
  - ア 獣医学術部会
    - 学術・教育・研究委員会
    - 獣医臨床研究に関する生命倫理ガイドライン検討小委員会 4月30日、12月24日
    - 獣医学教育の整備・充実検討小委員会 5月8日、11月10日
    - 生涯研修事業運営小委員会 10月9日
    - 獣医師人材育成検討小委員会 12月8日
    - 学術振興検討小委員会 12月24日
  - イ 産業動物臨床部会
    - 産業動物臨床・家畜共済委員会 3月19日
    - 養鶏獣医療小委員会 7月3日、9月18日
    - 養豚獣医療小委員会 7月24日、10月2日

ウ	小動物臨床部会	
	小動物臨床委員会	1月7日
	小動物診療実態調査ワーキンググループ	7月8日、3月31日
	卒後臨床研修・新卒獣医師就業ワーキンググループ	12月25日
エ	家畜衛生部会	
	家畜衛生委員会	7月31日
	家畜衛生委員会・公衆衛生委員会合同委員会	7月31日、2月9日
オ	公衆衛生部会	
	公衆衛生委員会	2月9日
	家畜衛生委員会・公衆衛生委員会合同委員会	7月31日、2月9日
カ	動物福祉・愛護部会	
	動物福祉・適正管理対策委員会	
	日本動物児童文学賞審査委員会	7月28日
	学校動物飼育支援対策検討委員会	10月22日
	学校動物飼育支援対策検討委員会公開型拡大会議（意見交換会）	2月15日
キ	職域総合部会	
	総務委員会	5月19日、9月25日、11月26日、1月16日、3月10日
	野生動物対策検討委員会・野生動物救護対策の在り方検討小委員会合同委員会	4月28日、8月29日
	日本獣医師会雑誌編集委員会	5月15日、6月18日、8月6日 10月24日、12月16日、2月24日
	野生動物対策検討委員会関係者打合せ会議	2月18日
ク	職域部会関係部会長会議	2月6日

#### (10) 学会（獣医学術学会事業）関係

ア	日本獣医師会学会正副会長会議	6月8日、11月5日
イ	日本獣医師会獣医学術学会年次大会（岡山）企画運営委員会	6月8日
ウ	平成28年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会に係る会場視察等	6月24日
エ	日本獣医師会獣医学術学会年次大会（岡山）協賛（展示・掲載）関係業務分担会議	7月25日
オ	日本獣医師会獣医学術学会年次大会（岡山）開催運営に係る事務打合せ	7月25日
カ	科研費国際シンポジウム組織委員会	10月10日
キ	石川県知事との面談	10月24日
ク	獣医学術学会年次大会（秋田）に関する秋田県知事等との面談	11月4日
ケ	獣医学術功績者選考委員会	11月5日、2月14日
コ	獣医学術学会年次大会（岡山）	2月13～15日
サ	学会幹事懇談会	2月13日
シ	獣医学術学会誌編集委員会	2月13日
ス	獣医学術賞の発表と授与	2月14日
セ	学会幹事会議	2月14日
ソ	獣医学術学会年次大会（岡山）歓迎交流会	2月14日

#### (11) 獣医事対策等普及啓発活動事業関係

ア	動物愛護週間中央行事实行委員会	4月30日
イ	動物感謝デー企画運営ミーティング	5月29日、7月8日、8月6日
ウ	緊急災害時動物救援本部会議	6月13日、8月15日、9月25日 11月10日、11月28日、1月26日、3月3日
エ	動物愛護週間中央行事プログラム委員会	6月17日、7月30日、9月16日、12月11日
オ	りぶ・らぶ・あにまらず ICAC KOBE 2014 神戸アニマルケア国際会議 2014 （公益社団法人 Knots）	7月19～20日

カ	動物個体識別登録システムバックアップサーバ稼働確認	8月7日
キ	「東京都・杉並区合同総合防災訓練」におけるマイクロチップ普及啓発（東京都獣医師会）	8月30日
ク	動物感謝デー出展社説明会	9月2日
ケ	動物感謝デー企画検討委員会	9月16日
コ	動物愛護週間中央行事	9月23日
サ	2014 動物感謝デー in JAPAN	10月4日
シ	平成27年度動物愛護週間中央行事実行委員会	3月25日
ス	2015 動物感謝デー in JAPAN に係る事業説明及び打合せ	3月26日

#### (12) 獣医事対策等国内外連携交流推進事業関係

ア	産業動物獣医師確保に係る懇談会	8月21日
イ	日本医師会・日本獣医師会による連携推進シンポジウム - 人と動物の共通感染症を考える - 狂犬病の現状と対策 -	10月28日
ウ	FAVA代表者会議（シンガポール）	11月26～27日
エ	FAVA大会（シンガポール）	11月28～30日
オ	WVA総会（シンガポール）	11月29日

#### (13) 獣医事対策等調査研究事業関係

ア	犬猫幼齢個体を親兄弟から引き離す理想的な時期に関する調査手法等検討業務提案書 ヒアリング（環境省）	9月2日
イ	犬猫幼齢個体を親兄弟から引き離す理想的な時期に関する調査手法等検討会（環境省）	9月16日、1月23日、3月16日

#### (14) 省庁等の委員会・検討会等（本会役職員が出席したもの）

ア	獣医学教育の改善・充実に係る調査研究協力者会議（文部科学省）	4月24日
イ	PED防疫対策にかかる団体説明会（農林水産省）	4月11日
ウ	全国家畜衛生主任者会議 一般傍聴（農林水産省）	4月22日
エ	全国家畜保健衛生業績発表会（農林水産省）	4月25日
オ	水鳥救護研修センター運営連絡協議会（環境省）	6月6日
カ	「エコ・ライフ・フェア2014」への出展（環境省）	6月7～8日
キ	獣医事審議会免許部会（農林水産省）	6月9日
ク	総務省ヒヤリング	7月4日
ケ	国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会（農林水産省）	7月8日、12月2日
コ	野生鳥獣肉の衛生管理に関する検討会傍聴（厚生労働省）	7月10日、8月20日
サ	食品安全委員会企画等専門調査会（内閣府食品安全委員会）	7月11日
シ	女性医師のさらなる活躍を応援する懇談会傍聴（厚生労働省）	8月8日
ス	女性医師のさらなる活躍を応援するシンポジウム傍聴（厚生労働省）	8月24日
セ	獣医事審議会総会、獣医事審議会試験部会及び獣医事審議会（農林水産省）	9月4日
ソ	高病原性鳥インフルエンザ等衛生管理強化推進会議（農林水産省）	11月14日
タ	獣医事審議会計画部会（農林水産省）	1月19日
チ	狂犬病予防業務担当者会議（厚生労働省）	2月17日

#### (15) 地区獣医師大会関係

ア	中部地区獣医師大会	8月30日
イ	関東・東京合同地区獣医師大会	9月7日
ウ	四国地区獣医師大会	9月7日
エ	北海道獣医師大会	9月11日
オ	九州地区獣医師大会	10月4日
カ	東北地区獣医師大会	10月7日

キ	近畿地区連合獣医師大会	10月12日
ク	中国地区獣医師大会	10月18日

**(16) 地方獣医師会関係（本会役職員が出席したもの）**

ア	狂犬病予防注射接種会場におけるマイクロチップの普及啓発活動（東京都獣医師会南多摩支部）	4月10日、11日、13日
イ	新潟県獣医師会定時総会	5月29日
ウ	岐阜県獣医師会通常総会	5月30日
エ	群馬県獣医師会通常総会	6月8日
オ	埼玉県獣医師会定時総会及び懇親会	6月11日
カ	秋田県獣医師会通常総会、創立65周年記念式典	6月13日
キ	青森県獣医師会定時総会	6月17日
ク	栃木県獣医師会通常総会	6月22日
ケ	関東・東京合同地区獣医師会理事会	7月13日
コ	東日本大震災動物慰霊碑除幕式・完成報告会（宮城県獣医師会）	9月23日
サ	埼玉県獣医師会理事会、埼玉県獣医師政治連盟役員会	10月23日
シ	京都市獣医師会設立50周年記念式典並びに祝賀会	10月25日
ス	中部獣医師会連合会事務研修会	10月30日
セ	「世田谷区動物フェスティバル」におけるマイクロチップの普及啓発 （東京都獣医師会世田谷支部、世田谷区）	11月2日
ソ	北海道・東北地区獣医師会事務局会議	11月6～7日
タ	「稲城市総合防災フェスタ」におけるマイクロチップの普及活動 （東京都獣医師会南多摩支部稲城部会、稲城市）	11月9日
チ	埼玉県獣医師会理事会及び懇談会	12月17日
ツ	横浜市獣医師会新年賀詞交換会	1月9日
テ	埼玉県獣医師会事業推進懇談会	1月15日
ト	北海道・東北地区獣医師会事務局会議	1月29～30日
ナ	川崎市獣医師会新春賀詞交歓会	1月29日
ニ	神奈川県獣医師会新年賀詞交換会	1月30日
ヌ	関東・東京合同地区獣医師会理事会	2月19日
ネ	九州各県・市獣医師会会長・事務局長会議	2月26日

**(17) 関連会議・行事（本会主催以外の会議等で役職員が出席したもの）**

ア	獣医師賠償責任保険中央審議会	4月3日、5月7日、6月4日、7月9日、9月4日 11月5日、12月3日、1月9日、2月5日、3月5日
イ	全国家畜衛生職員会通常総会	4月23日
ウ	身体障害者補助犬法成立12周年「ほじょ犬の日」啓発シンポジウム	5月22日
エ	一般社団法人日本小動物獣医師会定時社員総会	5月25日
オ	一般社団法人全国動物薬品器材協会通常総会	5月29日
カ	一般社団法人日本家畜人工授精師協会定時総会	6月9日
キ	公益社団法人中央畜産会常勤役員候補者推薦委員会	6月10日
ク	公益社団法人中央畜産会理事会	6月10日、3月19日
ケ	蜜蜂医薬品開発協議会通常総会（一般社団法人日本養蜂協会）	6月12日
コ	J-STAGE 検索エンジン連携・OA 対応方針等説明会（独立行政法人科学技術振興機構）	6月12日
サ	関東しゃくなげ会総会、研修会	6月12日
シ	公益社団法人畜産技術協会定時総会・理事会	6月16日
ス	農場管理獣医師協会通常総会	6月18日
セ	公益社団法人中央畜産会定時総会・理事会	6月25日
ソ	一般社団法人日本動物看護職協会定時代議員総会	6月29日

タ	健全な家畜取引推進のための啓発普及事業専門委員会(一般社団法人日本家畜商協会)	6月30日
チ	一般社団法人日本養豚開業獣医師協会活動報告会・記念講演	7月11日
ツ	全国食肉衛生検査所協議会記念大会、情報交換会	7月16日
テ	Interpets(インターペット)2014 出展	7月24～27日
ト	2015 インターペット出展社説明会	7月24日
ナ	Interpets 蔵内会長講演	7月25日
ニ	公益社団法人日本医師会新役員就任披露パーティー	7月29日
ヌ	健全な家畜取引のための啓発普及事業に係る現地検討会 (一般社団法人日本家畜商協会)	8月7日
ネ	全国緊急災害時動物救援本部会議 (一般財団法人全国緊急災害時動物救援本部)	8月15日
ノ	療法食関連企業説明会 (一般社団法人獣医療食評価センター)	8月20日
ハ	全国学校飼育動物研究大会 (全国学校飼育動物研究会)	8月30日
ヒ	越智勇一記念学術振興基金運営委員会	9月3日
フ	ISO規格動物用電子タグ協議会通常会議 (公益社団法人畜産技術協会)	9月4日
ヘ	全国公衆衛生獣医師協議会功労者表彰式	9月5日
ホ	全国大学獣医学関係代表者協議会	9月8日
マ	公益社団法人日本獣医学会定時総会	9月10日
ミ	公益法人・一般法人セミナー	10月7日
ム	「明日の象徴」授賞式及び祝宴 (公益社団法人全日本病院協会、一般社団法人日本病院会、サノフィ(株))	10月8日
メ	健全な家畜取引推進のための啓発普及事業に係る現地調査(一般社団法人日本家畜商協会)	10月15日
モ	公益財団法人公益法人協会セミナー	10月20日
ヤ	全国装蹄競技大会褒賞授与式 (公益社団法人日本装削蹄協会)	10月21日
イ	動物看護大会 (一般社団法人日本動物看護職協会)	10月26日
ユ	加藤元 WSAVA 受賞記念祝賀会	10月30日
エ	群馬県獣医師会稲庭政則前会長お通夜・告別式	11月1日、2日
ヨ	動物看護師統一認定機構役員会(第2回、第3回)、通常総会	11月7日
ラ	全国緊急災害時動物救援本部執行理事会	11月10日、11月17日
リ	NOSAI 事業推進大会 (全国農業共済協会)	11月12日
ル	一般財団法人全国緊急災害時動物救援本部理事会	11月28日、1月26日、3月3日
レ	健全な家畜取引推進のための啓発普及事業に係る専門委員会 (一般社団法人日本家畜商協会)	12月3日、2月25日
ロ	日本畜産物輸出促進協議会(仮称)設立総会	12月8日
ワ	シンポジウム「子どもとペットのふれあい活動のノウハウと課題」 (ペットの文化とみらいを考えるプロジェクト)	12月13日
イ	公益社団法人中央畜産会新年賀詞交歓会	1月6日
ウ	館林地区獣医師会新年会	1月6日
エ	ペット関連業界賀詞交歓会 (一般社団法人ペットフード協会)	1月8日
ヲ	防火・防災管理講習 (東京消防庁)	1月8～9日
ン	公益社団法人日本動物用医薬品協会新年賀詞交歓会	1月9日
ア	桑島 功千葉県獣医師会名誉会長弔問・告別式	1月30日、31日
イ	家畜人工授精優良技術発表全国大会 (一般社団法人日本家畜人工授精師協会)	2月17日
ウ	政岡俊夫先生退職記念祝賀会	2月22日
エ	一般財団法人全国緊急災害時動物救援本部評議員会	3月3日
オ	一般財団法人全国緊急災害時動物救援本部と福島県動物救援本部との東日本大震災動物救護活動に係る打ち合わせ会	3月6日
カ	北里大学大学院獣医学系研究科・獣医学部学位授与式、祝賀謝恩会	3月12日
キ	あにまる学園祭 (日本獣医生命科学大学)	3月21日
ク	生乳の安全・安心の確保のための全国協議会	3月30日



## 2 会員及び賛助会員の異動状況

(1) 平成 27 年 3 月 31 日現在の会員及び賛助会員の数は、次のとおり（会員及び賛助会員の名簿は、巻末の資料参照）

- ア 会 員：55 団体（都道府県・政令市獣医師会）
- イ 賛助会員：団体；61 団体・企業、個人；15 人、学生；4 人

(2) 平成 26 年度における会員及び賛助会員の異動状況は、次のとおり。

区 分	平成 25 年度 末 現 在 の 数	平成 26 年度における異動状況			平成 26 年度 末 現 在 の 数	平成 25 年度の 対前年度増減	
		新規加入	退 会	計			
会 員	55	0	0	0	55	0	
賛助会員	団体	60	2	1	3	61	▲1
	個人	19	0	4	4	15	▲4
	学生	7	3	6	9	4	▲3
	計	86	5	11	16	80	▲6
備 考	地方獣医師会の会員である構成獣医師(会員構成獣医師)数の異動状況は、次のとおり。 平成 25 年度：26,765 人、平成 26 年度：26,551 人（対前年度：214 人減）						

## 3 人 事

### (1) 本会関係

- ア 事務局職員
  - 藤野 裕二 雇用期間の更新(平成26年4月1日～平成27年3月31日) 4月1日  
事務局参与(総務担当)  
常勤嘱託職員
  - 四宮 勝之 雇用期間の更新(平成26年4月1日～平成27年3月31日) 4月1日  
事務局参与(事業担当)  
常勤嘱託職員
  - 古賀 俊伸 定年退職(事務局長 \*平成27年4月1日再雇用) 3月31日

### (2) 政府委員関係

- ア 獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議の協力者  
(文部科学省・任期：平成26年4月1日～平成27年3月31日)  
藏内 勇夫(日本獣医師会会長)
- イ 「国際獣疫事務局連絡協議会」通常のメンバー  
(農林水産省・任期：平成26年4月1日～平成28年3月31日)  
酒井 健夫(日本獣医師会理事(職域理事(学術・教育・研究(兼 獣医学術学会))) )
- ウ 獣医事審議会委員(農林水産省・任期：平成26年9月1日～平成28年8月31日)  
砂原 和文(日本獣医師会副会長)  
細井戸 大成(日本獣医師会理事(職域理事・小動物臨床))
- エ 中央環境審議会臨時委員(環境省・任期：平成27年2月10日～平成29年2月7日)  
木村 芳之(日本獣医師会職域理事(動物福祉・愛護))

### (3) 地方獣医師会関係

	<新>	<旧>	
京都府獣医師会会長	清水 弘 司	原 哲 男	5月24日
佐賀県獣医師会会長	御 厨 猛 男	梅 崎 信 孝	6月1日
三重県獣医師会会長	西 山 治 生	三 野 營治郎	6月15日
鳥取県獣医師会会長	前 田 茂 樹	南 三 郎	7月8日

(4) 本会関係省庁関係部局・課

	〈新〉	〈旧〉	
ア 農林水産省			
大臣	西川公也	林芳正	9月3日
大臣	林芳正	西川公也	2月23日
消費・安全局			
局長	小風茂	小林裕幸	1月16日
消費・安全政策課長	吉岡修	—	4月1日
総務課長	小川良介	岩濱洋海	7月22日
畜水産安全管理課			
獣医事監視指導係長	小倉亜希		4月1日
獣医事班国家試験係長	上田美彩子	大野貴宏	8月1日
生産局			
局長	松島浩道	佐藤一雄	7月22日
畜産部牛乳乳製品課長	森重樹	菅家秀人	4月1日
総務課長	森健	大杉武博	7月22日
農産部長	柄澤彰	今城健晴	7月22日
畜産部畜産企画課長	水野政義	渡邊洋一	7月29日
イ 環境省			
大臣	望月義夫	石原伸晃	9月3日
自然環境局			
局長	塚本瑞天	星野一昭	7月8日
総務課動物愛護管理室			
室長補佐	中島勇雄	大倉弘二	4月1日
指導企画係長	澤栗浩明	岸秀蔵	4月1日
ウ 厚生労働省			
大臣	塩崎恭久	田村憲久	9月3日
健康局			
局長	新村和哉	佐藤敏信	7月11日
結核感染課長	井上肇	正林督章	7月11日
医薬食品局長	神田裕二	今別府敏雄	7月11日
食品安全部長	三宅智	新村和哉	7月11日
エ 文部科学省			
初等中等教育局			
教育課程課長	合田哲雄	塩見みづ枝	1月16日
主任視学官	清原洋一	—	4月1日
研究振興局			
局長	常盤豊	小松親次郎	7月25日
学術研究助成課長	鈴木敏之	合田哲雄	1月16日
オ 内閣府			
食品安全委員会事務局			
次長	東條功	本郷秀毅	4月1日

(5) その他

- ア 一般社団法人日本家畜人工授精師協会の役員改選に伴う次期学識経験理事の選考委員  
(一般社団法人日本家畜人工授精師協会)  
矢ヶ崎 忠 夫 (日本獣医師会専務理事)
- イ 一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会顧問  
藏内 勇 夫 (日本獣医師会会長)

- ウ 公益社団法人畜産技術協会理事  
(任期：平成26年6月16日～平成28年に開催される総会の日まで)  
近藤 信 雄 (日本獣医師会副会長)
- エ 健全な家畜取引推進のための啓発普及事業専門委員会委員 (一般社団法人日本家畜商協会)  
(任期：平成26年6月25日～平成27年3月末日)  
矢ヶ崎 忠 夫 (日本獣医師会専務理事)
- オ 表彰審査委員会委員 (公益社団法人東京都獣医師会) (任期：委嘱した日～平成28年6月末日)  
四宮 勝 之 (日本獣医師会事務局 事業担当 参与)
- カ 愛玩動物飼養管理士認定委員 (公益社団法人日本愛玩動物協会)  
(任期：平成26年8月1日～平成28年7月31日)  
四宮 勝 之 (日本獣医師会事務局 事業担当 参与)
- キ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所運営委員会委員  
(任期：平成26年9月12日～平成28年3月31日)  
北村 直 人 (日本獣医師会顧問)
- ク 一般財団法人全国緊急災害時動物救援本部評議員 (任期：平成26年6月25日～4年以内)  
北村 直 人 (日本獣医師会顧問)
- ケ 一般財団法人全国緊急災害時動物救援本部理事 (任期：平成26年6月25日～2年以内)  
矢ヶ崎 忠 夫 (日本獣医師会専務理事)  
四宮 勝 之 (日本獣医師会事務局事業担当参与)

#### 4 叙勲・褒章

##### (1) 叙 勲

大山 英 隆 (鹿児島県獣医師会)                      瑞宝 双 光 章                      26年春

##### (2) 褒 章

吉田 修 (京都市獣医師会)                      藍 綬 褒 章                      26年春

#### 5 逝去会員構成獣医師等

- 小木 國 弘 (福井県獣医師会元会長・平成26年4月3日逝去)
- 清野 光 一 (本会元理事・平成26年4月5日逝去)
- 原田 豊 造 (茨城県獣医師会元会長・平成26年6月10日逝去)
- 楠元 薩 男 (鹿児島県獣医師会元会長・平成26年4月13日逝去)
- 稲庭 政 則 (群馬県獣医師会元会長、本会元理事・平成26年10月25日逝去)
- 桑島 功 (千葉県獣医師会前会長、本会元監事・平成27年1月22日逝去)
- 森 康 行 (愛媛県獣医師会元会長・平成27年3月18日逝去) ほか

## B 会務（個別）報告

### 1 規程の制定等

#### (1) 「日本獣医師会旅費規程」の一部改正（第1回理事会・平成26年5月28日）

ア 改正の理由：

本会役員、委員会委員、職員等に対して支給する旅費に関して、近年、異なる鉄道会社間の路線の相互乗り入れ、格安航空会社の新規参入等により、運賃及び経路が多様化していること、また、本年4月から消費税が増税されたことに伴う交通機関運賃の改定等によって実態に合わない旅費の計算が行われるなど、事務処理に不都合が生じてきていることから規程の一部を改正する。

イ 改正の内容：次のとおり。

改正条文（改正部分のみ）	旧条文
<p>第1条 この規程は、<u>公益社団法人</u>日本獣医師会（以下「会」という。）の役員、委員会及び部会委員会委員、職員等に対して支給する旅費に関し、諸般の基準を定め、会務の円滑な運営に資するとともに公費の適正な支出及び旅費支給事務の合理化、円滑化を図ることを目的とする。</p> <p>2 前項第1号にいう会務には、会の定款第4条及び第5条に定める事業に関連する業務のすべてをいうほか、会以外の者が実施する事業等であって会の事業に関連すると認められる業務について、その者から公式な要請を受けて実施する業務を含むものとする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、<u>社団法人</u>日本獣医師会（以下「会」という。）の役員、委員会及び部会委員会委員（<u>三学会の役員を含む。</u>）、職員等に対して支給する旅費に関し、諸般の基準を定め、会務の円滑な運営に資するとともに公費の適正な支出及び旅費支給事務の合理化、円滑化を図ることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) 出張：会務のため次号に定める勤務地等以外の場所に行くことをいう。</p> <p>(2) 勤務地等：出張する者（以下「出張者」という。）が、常勤する勤務先を有する場合にあっては当該勤務先の所在地をいい、常勤する勤務先を有しない場合にあっては当該出張者の自宅の所在地をいう。</p> <p>(3) 用務地：出張の目的たる業務を行う用務先の所在地をいう。</p> <p>(4) 出張経路：勤務地等と用務地との間の出張の経路をいい、交通機関の利用方法を含む。</p> <p>2 前項第1号にいう会務には、会の定款第4条に定める事業に関連する業務のすべてをいうほか、会以外の者が実施する事業等であって会の事業に関連すると認められる業務について、その者から公式な要請を受けて実施する業務を含むものとする。</p> <p>（規程の適用除外）</p> <p>第3条 次条第1項に定める交通費の支出を伴</p>

2 受取助成金事業等において、事業元の規程等を適用し、旅費若しくはこれに準ずる費用を本会から支払う場合には、この規程を適用しない。

2 旅費計算において、勤務地等と用務地との間の出張時間及び旅費の算定は、原則として、それらの最寄りの鉄道の駅を起点又は終点として行う。

ただし、勤務地等及び用務地が、最寄りの鉄道の駅から徒歩での移動が困難と判断した場合は、実際に利用する交通機関の交通費を算定することができる。

3 前二項(第1項第2号を除く。)の規定に基づく旅費計算は、外国出張の旅費計算(出国から帰国までの間の計算に限る。)を除き、パーソナルコンピューターにより旅費計算専用のソフトウェア(以下「旅費計算ソフト」という。)を使用して行うことができるものとし、この場合における旅費計算上の検索条件の設定は、別表1に定めるところによる。

わない場合又は前条第2項に定める業務のために出張する場合であつて会以外の者から旅費若しくはこれに準ずる費用が支払われる場合には、この規程を適用しない。

(旅費の種類)

第4条 国内出張の旅費の種類は、交通費(鉄道賃、航空賃、船賃及び車賃をいう。)、日当及び宿泊費とする。

2 外国出張の旅費の種類は、前項に定めるもののほか、支度料(旅券及び査証取得に係る手数料、出入国税(空港税)、空港利用料、保険料並びに予防注射料等の諸手続費用を含む。)とする。

(旅費計算の原則)

第5条 旅費計算は、原則として、一般的かつ経済的な出張経路による額を算定する。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。

(1) 公務上特に必要がある場合において、交通費について特別料金(国際航空運賃の特別料金を含む。)を適用する場合

(2) 第11条第4項に定めるところにより旅費計算する場合

2 旅費計算において、勤務地等と用務地との間の出張時間及び旅費の算定は、原則として、それらの最寄りの鉄道の駅を起点又は終点として行う。

3 前二項(第1項第2号を除く。)の規定に基づく旅費計算は、外国出張の旅費計算(出国から帰国までの間の計算に限る。)を除き、パーソナルコンピューターにより旅費計算専用のソフトウェア(以下「旅費計算ソフト」という。)を使用して行うことができるものとし、この場合における旅費計算上の検索条件は、別表1に定めるところによる。

4 出張に要する時間(以下「出張時間」という。)は、次条に定める基準に従って計算する。

5 国内出張の場合に支給する日当及び宿泊費の額は別表2の定額とし、また、外国出張の場合に支給する日当、宿泊費及び支度料の額

(4) 公務上特に必要がある場合において、宿泊費について特別料金を適用する場合

- (2) 交通所要時間は、勤務地等と用務地との間の往復の交通機関の利用時間 (交通機関の乗り継ぎに要する時間を含む) 及び次号の調整時間を加算した時間とする。
- (3) 調整時間は、出張経路における 勤務地等または用務地と最寄りの鉄道の駅の間の移動時間及び次号の用務時間前後の準備、片付け等に要する時間 であって、別表 4 に定める時間とする。

は別表 3 の定額とする。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。

- (1) 第 7 条第 1 項の規定に基づき、日当の 2 分の 1 の額 (以下「半日当」という。) を適用する場合又は日当及び半日当のいずれも適用しない場合 (以下「近地出張」という。)
- (2) 第 8 条第 3 項第 1 号の規定に基づき、宿泊費を適用しない場合
- (3) 第 8 条第 3 項第 2 号の規定に基づき、宿泊費の 2 分の 1 の額を適用する場合

- 6 第 3 項の規定に基づく旅費計算において、出張経路の一部経路について旅費計算ソフトでは出力できない経路がある場合には、当該一部経路について実態に合った旅費を算定する。
- 7 第 3 項の規定に基づく旅費計算において、旅費計算ソフトで出力された出張経路が、利用する交通機関、用務時間等との関連において、合理的根拠に基づいて実態に合わないときみなされる場合には、別表 1 に定める検索条件にかかわらず、実態に合った出張経路を選択する等して旅費を算定することができる。
- 8 過去 1 年以内に外国に出張した場合の支度料は、支度料の 2 分の 1 の額とする。

(出張時間の基準)

第 6 条 出張時間の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 出張時間は、次号の交通所要時間及び第 4 号の用務時間を加算した時間とする。
- (2) 交通所要時間は、勤務地等と用務地との間の往復の交通機関の利用時間及び次号の調整時間を加算した時間とする。
- (3) 調整時間は、出張経路における 徒歩及び交通機関の乗り継ぎに要する時間 であって、別表 4 に定める時間とする。

(4) 用務時間は、出張の目的たる業務に係る時間とし、目的とする業務に付随する事項がある場合には、用務時間として当該事項に係る時間を加算することができる。

- 2 外国出張の場合における出張時間の算定においては、前項第 3 号の調整時間は適用せず、実態に則した出張時間を計算する。

第9条 団体旅行等でその旅費の一部を支払う場合には、当該費用及びその他必要な旅費を支給する。

(日当等の適用基準)

第7条 日当、半日当又は近地出張の適用基準は、別表5のとおりとする。

- 2 外国出張の場合において、1日のうちに別表3の第1地域と第2地域との間を移動する場合の当該1日の日当は、第1地域の定額を適用する。ただし、外国へ出発する日及び外国から帰国する日の日当は、第2地域の定額を適用する。
- 3 近地出張の旅費は、交通費の実費のみを支給する。

(宿泊費の適用基準)

第8条 宿泊費の適用基準は、別表6のとおりとする。ただし、次項及び第3項の規定を適用する場合を除く。

- 2 日帰り可能な出張の場合であっても、出張に係る用務が連続して2日以上にわたり、かつ、実態的に必要と認められる場合には、前項本文の規定にかかわらず、必要な日数について宿泊費を適用することができる。
- 3 外国出張における宿泊については、第1項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによるほか、実態に則した宿泊費を適用する。
  - (1) 国際路線の航空機内で宿泊する場合は、宿泊費を適用しない。
  - (2) 外国の寝台専用列車内で宿泊する場合は、宿泊費の2分の1の額を適用する。

(団体旅行等の特例)

第9条 団体旅行等でその旅費の一部を割引料金で支払う場合には、当該費用を除いた必要な旅費を支給する。

(旅費の請求及び支給)

第10条 職員が出張する場合、当該職員は、その出張前に別に定める「職員出張伺・出張命令簿」を提出して会長の承認を受けなければならない。ただし、次項に定める場合を除く。

- 2 近地出張する場合、当該出張者は、出張した月の分を別に定める「近地出張旅費請求書」に一括してとりまとめのうえ、その翌月初めに当該請求書を提出して旅費を請求しなければならない。
- 3 旅費（近地出張に係る旅費を除く。）は、原則として、その概算額を用務終了後1月以内に銀行送金により支給する。ただし、あらかじめ用務時間を算定することが困難な場合、

その他必要と認める場合には、出張前に現金で旅費を支給することができる。

- 4 近地出張に係る旅費は、近地出張旅費請求書が提出された月の末日までに現金で当該請求者に支給する。

(旅費の精算)

第11条 出張中において公務上の必要、天災、その他の事由により支給旅費額以外に不足額を生じた場合には、当該出張者は、当該不足額を会に請求することができる。

- 2 出張中において天災、その他やむを得ない事由により支給旅費額（交通機関の乗車券、航空券等を含む。）の全部又は一部を喪失した場合には、当該出張者は、当該喪失額を会に請求することができる。

- 3 前各項の請求は、やむを得ない場合を除き、出張の完了した日の翌日から起算して2週間以内に行わなければならない。

- 4 第1項の旅費の不足額は、実際に利用した出張経路等による額を算定のうえ、再精算する。

- 5 第2項の旅費の喪失額は、実際に喪失した額を算定のうえ、再精算する。

(旅費の返納)

第12条 旅費の支給を受けた出張者は、前条第1項に掲げる事由により出張をとりやめたため旅費の全部が不要となった場合又は出張経路等を変更したため、旅費の一部が不要となった場合には、当該不要額を会に返納しなければならない。

(規格外事項)

第13条 この規程に定めのない事項については、その都度事務局長が会長の承認を受けて処理しなければならない。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、会長が理事会の承認を受けて行わなければならない。ただし、別表（別表2及び3を除く。）を改正する場合は、この限りでない。

附 則（平成26年5月28日一部改正、平成26年度第1回理事会承認）

この改正は、平成26年6月1日から施行する。



改正条文（改正部分のみ）		旧条文			
		別表 1 旅費計算ソフトによる旅費計算上の検索条件（第5条第3項関係）			
号	検索条件の設定	号	条件の種類 設定する条件 備考		
1	平均経路 初期値	1	検索条件 初期値 第5条第3項の規定に基づくパーソナルコンピューターによる旅費計算は、株式会社ヴァル研究所の旅費計算専用ソフト「駅すばあと」を使用して行うものとする。		
2	運賃	2	検索順序 時間順		
	特急料金			指定席	
	JR指定料金			繁忙期・閑散期を考慮する	
	JR会員サービス運賃			計算しない	
	ICカード運賃			計算しない	
	学割運賃			計算しない	
	定期運賃			通勤	
	JR二区間定期			適時計算する	
2ルート定期	計算する				
航空保険特別料金	運賃に含む				
備考	<p>1. 第5条第3項の規定に基づくパーソナルコンピューターによる旅費計算は、株式会社ヴァル研究所の旅費計算専用ソフト「駅すばあと」を使用して行うものとする。</p> <p>2. 運賃は、現金運賃を適用する。</p> <p>3. 航空機の運賃は、実態に合った運賃を計算し支給するが、支給する運賃と実際に搭乗した航空機が異なるために生じた運賃の不足分については、本人の請求により、料金を証明する書類等を元にその差額を支給することができる。</p>	3	鉄道の料金 指定席		
		別表 2 国内出張の日当及び宿泊費の額（第5条第5項本文関係）			
区分	日当 (1日につき)	区分	日当 (1日につき)		
役員	5,000円	役員	5,000円		
委員		委員			
役付職員		3,000円		役付職員	3,000円
職員		2,000円		職員	2,000円
備考	<p>1. 「委員」とは、本会の委員会及び部会委員会の委員等をいう。</p> <p>2. 「役付職員」とは、日本獣医師会職員給与規程第10条に定める管理職手当等の支給を受ける職員をいう。</p>	備考	<p>1. 「委員」とは、本会の委員会及び部会委員会の委員等(三学会の役員を含む。)をいう。</p> <p>2. 「役付職員」とは、日本獣医師会職員給与規程第10条に定める管理職手当等の支給を受ける職員をいう。</p>		
	宿泊費 (1泊につき)		宿泊費 (1泊につき)		
	12,000円		12,000円		

別表 3 外国出張の日当、宿泊費及び支度料の額（第5条第5項本文関係）

区分	日当 (1日につき)		宿泊費 (1泊につき)		支度料 (出張 1回に つき)
	第1 地域	第2 地域	第1 地域	第2 地域	
役員	8,000	6,000	22,000 円	18,000 円	70,000 円
委員	円	円			
役付 職員	6,000 円	4,000 円			
職員	4,000 円	3,000 円			
備考	<p>1. 「第1地域」とは、旅費法で定める指定都市及び甲地方をいう。</p> <p>2. 「第2地域」とは、旅費法で定める乙地方及び丙地方をいう。</p> <p>3. 1年以内に外国に出張した場合の支度料は、支度料の額に2分の1を乗じて得た額とする(第5条第8項)。</p> <p>4. 1日のうちに第1地域と第2地域との間を移動する場合の当該1日の日当は、第1地域の定額を適用する。ただし、外国へ出発する日及び外国から帰国する日の日当は、第2地域の定額を適用する(第7条第2項)。</p>				

別表 4 調整時間（第6条第1項第3号関係）

号	適用	調整時間
1	用務時間前（勤務地等から最寄りの鉄道の駅までの移動時間及び用務時間前の準備等）	30分
2	用務時間後（勤務地から最寄りの鉄道の駅までの移動時間及び用務時間後の片付け等）	30分
備考	<p>1. 勤務地等が複数ある場合には、その都度調整時間を適用する。</p> <p>2. 調整時間は、外国出張については適用しない。</p>	

出張経路（交通手段）の区分		調整時間
陸路のみ利用する場合		30分
空路が含まれる場合		60分
備考	<p>1. 調整時間が複数ある場合は、最大の時間を適用する。</p> <p>2. 調整時間は、外国出張については適用しない。</p>	

別表 5 日当等の適用基準（第7条関係）

(A) 日帰り出張の場合における日当・半日当・近地出張の適用基準							
出張時間		4時間未満		4時間以上 8時間未満		8時間以上	
役職員の区分		非常勤役員及び委員	常勤役員及び職員	非常勤役員及び委員	常勤役員及び職員	非常勤役員及び委員	常勤役員及び職員
出張地域	東京都23区内	半日当	近地出張	半日当	近地出張	日当	近地出張
	上記以外の地域				半日当		日当

備	考
1.	「出張時間」とは、第6条に定める「往復の交通所要時間（別表4の調整時間を含む。）及び用務時間の合計時間」をいう（第6条第1項第1号）。
2.	「近地出張」とは、第5条第4項第1号に定めるところにより、日当及び半日当のいずれも適用しない場合をいい、交通費の実費のみを支給する（第5条第5項第1号、第7条第3項）。
3.	謝金を支給した場合にあっては、日当及び半日当のいずれも適用しない。
4.	非常勤役員のうち、会長、副会長の東京23区内の <b>出張については、実態に合わせた経路の交通費及び別表2に定める宿泊費を支給することができる。</b>

号	宿泊費の適用区分	宿泊費の適用日
1	出張時間の算定において、用務開始前勤務地等の出発時刻が旅費計算上の基準である「用務日当日の <b>午前8時</b> 」より前の時刻となる場合	用務日前日
2	出張時間の算定において、用務終了後勤務地等への帰着時刻が旅費計算上の基準である「用務日当日の午後 <b>10時</b> 」より後の時刻となる場合	用務日当日
備考	<p>1. 「勤務地等」とは、出張者が常勤する勤務先を有する場合にあっては当該勤務先の所在地をいい、常勤する勤務先を有しない場合にあっては当該出張者の自宅の所在地をいう（第2条第1項第2号）。</p> <p>2. 旅費計算において、勤務地等と用務地との間の出張時間及び旅費の算定は、原則として、それらの最寄りの鉄道の駅を起点又は終点として行う。 <b>ただし、勤務地等及び用務地が、最寄りの鉄道の駅から徒歩での移動が困難と判断した場合は、実際に利用する交通機関の交通費を算定することができる</b>（第5条第2項）。</p>	

(B) 宿泊を伴う出張の場合における日当・半日当の適用基準			
号	適用区分	日当又は半日当の適用日	日当・半日当の適用区分
1	別表6「宿泊費の適用基準」の第1号に定めるところにより、用務日前日に宿泊費が適用される場合	用務日前日	半日当
2	別表6「宿泊費の適用基準」の第2号に定めるところにより、用務日当日に宿泊費が適用される場合	用務日翌日	半日当
3	第1号又は前号の宿泊費が適用される場合	用務日当日	日当

備	考
1.	「出張時間」とは、第6条に定める「往復の交通所要時間（別表4の調整時間を含む。）及び用務時間の合計時間」をいう（第6条第1項第1号）。
2.	「近地出張」とは、第5条第4項第1号に定めるところにより、日当及び半日当のいずれも適用しない場合をいい、交通費の実費のみを支給する（第5条第5項第1号、第7条第3項）。
3.	謝金を支給した場合にあっては、日当及び半日当のいずれも適用しない。
4.	非常勤役員のうち、会長、副会長の東京都23区内の <b>日帰り出張については、常勤役員と同様の扱いとし、日当及び半日当のいずれも適用しない。</b>

別表 6 宿泊費の適用基準（第8条関係）

号	宿泊費の適用区分	宿泊費の適用日
1	出張時間の算定において、用務開始前勤務地等の出発時刻が旅費計算上の基準である「用務日当日の <b>午前6時30分</b> 」より前の時刻となる場合	用務日前日
2	出張時間の算定において、用務終了後勤務地等への帰着時刻が旅費計算上の基準である「用務日当日の午後 <b>10時30分</b> 」より後の時刻となる場合	用務日当日
備考	<p>1. 「勤務地等」とは、出張者が常勤する勤務先を有する場合にあっては当該勤務先の所在地をいい、常勤する勤務先を有しない場合にあっては当該出張者の自宅の所在地をいう（第2条第1項第2号）。</p> <p>2. 旅費計算において、勤務地等と用務地との間の出張時間及び旅費の算定は、原則として、それらの最寄りの鉄道の駅を起点又は終点として行う（第5条第2項）。</p>	

(2)「動物適正管理個体識別登録等推進事業実施要領」の一部改正（第1回理事会・平成26年5月28日）

ア 改正の理由：

本会が公益社団法人に移行したことに伴う、本会名称の引用箇所の変更等に伴い要領の一部を改正する。

イ 改正の内容：次のとおり（改正部分のみ）。

改正条文（改正部分のみ）	旧条文
<p>第5条 システムに動物ID情報を登録する場合は、マイクロチップ埋込み動物の飼育者は、登録料を添えて動物ID情報の登録に必要な事項を記入した申込書を<u>公益社団法人</u>日本獣医師会(以下「本会」という。)に送付する。</p>	<p>(動物ID情報の登録の手順) 第5条 システムに動物ID情報を登録する場合は、マイクロチップ埋込み動物の飼育者は、登録料を添えて動物ID情報の登録に必要な事項を記入した申込書を<u>社団法人</u>日本獣医師会(以下「本会」という。)に送付する。</p> <p style="text-align: center;">【以下略】</p>
<p style="text-align: center;">附 則（平成26年5月28日一部改正、平成26年度第1回理事会承認） この改正は、平成26年5月28日から施行する。</p>	

(2)「日本獣医師会役員選任規程」の一部改正（第4回理事会・平成26年12月12日）

ア 改正の理由：

本会が公益社団法人に移行したことに伴い、本会役員を選任を円滑に実施するため、役員選任方法等に関する細部事項を定めた規程を制定し、移行後、初めての役員改選が行われたが（平成25年6月27日、第70回通常総会）、選任手続きが複雑であること、監事の選出には理事会の意向が極力入らないよう措置をすること、また規程中の語句の整合性が図られていないこと等の検討課題が提起された。

本件について、職域総合部会の総務委員会、理事会、全国獣医師会会長会議等において検討を行い、その検討結果を踏まえ、役員選任手続きを簡潔なものに改正するとともに、女性理事枠の増設、監事候補者の選出方法の変更、語句の整理等所要の改正を行う。

イ 改正の内容：次のとおり。

改正条文（改正部分のみ）	旧条文
<p>(目的) 第1条 (略)</p> <p>(役員を選任等) 第2条 役員は、公益社団法人日本獣医師会定款(以下「定款」という。)第26条第1項の規定に基づき、総会の決議によって選任する。 2 理事のうち、代表理事及び執行理事(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号に規定する業務を執行する理事をいう。以下同じ。)は、定款第26条第2項の規定に基づき、<u>理事の中から</u>理事会にお</p>	<p>(目的) 第1条 この規程は、公益社団法人日本獣医師会(以下「本会」という。)の理事及び監事(以下「役員」という。)の選任に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(役員を選任等) 第2条 役員は、公益社団法人日本獣医師会定款(以下「定款」という。)第26条第1項の規定に基づき、総会の決議によって選任する。 2 理事のうち、代表理事及び執行理事(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号に規定する業務を執行する理事をいう。以下同じ。)は、定款第26条第2項の規定に基づき、理事会において<u>選任</u>する。</p>

いて選定する。

- 3 前項の代表理事は、定款第 26 条第 3 項の規定に基づき、会長に就任するものとし、執行理事は、同条第 4 項において定められた副会長、専務理事のほか、公益社団法人日本獣医師会定款施行細則（以下「施行細則」という。）第 3 条において定められた地区及び職域について施行細則第 10 条第 5 項の規定により分担して担当する理事を選定するものとし、その選定数は別表 1 に定めるところによる。なお、副会長は、別表 1 に定める選定数以内において、理事の兼務によりこれを選定することができる。

（役員を選任方法）

第 3 条 総会における役員を選任は、総会に提出された役員候補者について、候補者ごとに賛否を確認する方法により行う。

- 2 役員候補者が定款第 25 条で定める役員の定数（以下「役員定数」という。）の上限を超える場合は選挙により選任する。

（選挙による選任）

第 4 条 前条第 2 項の規定による選挙は、次の方法により行う。  
（以下、本条を略す。）

- 3 前項の代表理事は、定款第 26 条第 3 項の規定に基づき、会長に就任するものとし、執行理事は、同条第 4 項において定められた副会長、専務理事のほか、公益社団法人日本獣医師会定款施行細則（以下「施行細則」という。）第 3 条において定められた地区及び職域について施行細則第 10 条第 5 項の規定により分担して担当する理事を選任するものとし、その選任数は別表 1 に定めるところによる。

（役員を選任方法）

第 3 条 総会における役員を選任は、理事会において選定され、総会に提出された役員候補者（以下「理事会推薦役員候補者」という。）について、候補者ごとに賛否を確認する方法により行う。

- 2 前項の理事会推薦役員候補者以外に役員への立候補があった場合は、当該立候補者について、賛否を確認する方法により行う。ただし、前項の理事会推薦役員候補者と立候補の合計数が定款第 25 条で定める役員の定数（以下「役員定数」という。）の上限を超える場合は選挙により選任する。

（選挙による選任）

第 4 条 前条第 2 項ただし書きの規定による選挙は、次の方法により行う。

- （1）役員選挙を実地に管理させるため、総会出席正会員のうちから総会の承認を得て、選挙管理人 5 名以内を選任し、選挙管理人によって選挙に関する留意事項を出席正会員に説明するものとする。この場合、施行細則第 13 条に定める役員候補者推薦管理委員会（以下「推薦管理委員会」という。）の委員を選挙管理人として選任することができる。
- （2）投票は、投票者名を無記名とし、予め役員候補者氏名を印刷又は記入した投票用紙を用い、投票しようとする者の氏名欄に丸印を付した上、選挙管理人の立会の下に投票用紙を投票箱に投入して行う。この場合、投票しようとする者の氏名欄に付した丸印は、役員定数以内でなければならない。
- （3）前号において出席正会員が行使する議決権は、定款第 15 条第 2 項の規定によって、

正会員1名につき1個とする。

(4) 選挙管理人は、投票が完了したときは、ただちに所定の場所で開票し、投票権数、投票総数、有効及び無効投票数並びに役員候補者別の得票数を点検し、確認しなければならない。

2 次の投票は、無効とする。

(1) 選挙管理人の定める投票用紙を用いないもの

(2) 役員候補者でない者の氏名を記載したもの

(3) 投票しようとする者の氏名欄に付した丸印が役員定数を超えるもの

3 当選者は、次の方法により決定する。

(1) 有効投票数の過半数に当たる得票を得た者を当選者とする。ただし、当選者の数が役員定数を超える場合は、得票数の多い者の順に、役員定数に至るまでの者を当選者とする。

(2) 当選者が役員定数の下限に満たない場合は、非当選者について、役員定数の下限に達するまで再投票を行って決定する。なお、再投票の結果、当選者の数が役員定数を超える場合は、前号の規定を準用する。

(3) 最下位当選者が同じ得票数で複数名存在し、当選者が役員定数を超える場合は、最下位当選者について再投票を行い、得票数の多い者の順に当選者を決定する。

4 当選者が決定したときは、選挙管理人は、当選者の氏名、その選挙における各役員候補者の得票数等選挙の結果を速やかに総会議長に報告しなければならない。

5 総会議長は、前項の報告を受けたときは、速やかに議場で選挙結果を出席正会員に報告しなければならない。

6 選挙終了後の投票用紙及び集計用紙（以下「投票用紙等」という。）は、次の方法により管理しなければならない。

(1) 総会で新役員の承認を受けた後は、速やかに封筒に封入の上、推薦管理委員会委員長の署名でもって当該封筒を封印しなければならない。

(2) 封印された投票用紙等は、事務局において保存するものとし、その保存期間は、役員選挙が行われた日の翌日から起算して3月とする。

(3) 前号の保存期間中にある投票用紙等は、投票結果を再確認する必要がある等特別の理由があるとして推薦管理委員会委員長

(役員候補者の選出)

第5条 総会に提出する役員候補者の選出は、理事会において、次の方法により行うものとし、この場合における役員候補者の選出区分、選出地区、選出数及び推薦人は別表2に定めるところによる。

- (1) 会長の選出区分の役員候補者は、当該選出区分の立候補者の中から選出する。当該選出区分において、複数の立候補がある場合は、正会員による最多の選出推薦数のあった者を選出するものとし、選出推薦数が同数の場合は原則として理事の投票により選出する。
- (2) 副会長の選出区分の役員候補者は、当該選出区分の立候補者の中から選出する。当該選出区分において、選出数を超える立候補がある場合は、正会員による選出推薦数の上位2位までの者を選出するものとし、選出推薦数が同数の場合は原則として理事の投票により選出する。なお、副会長の選出区分については、会長選出区分候補者が推薦人となる役員候補者（以下、「会長推薦副会長選出区分候補者」という。）1名を追加することができるものとする。ただし、追加された会長推薦副会長選出区分候補者については、理事会が別に定める選出基準に適合し、推薦人となった会長選出区分候補者が選出された場合に限り、選出することができるものとする。
- (3) 専務理事の選出区分の役員候補者は、会長から推薦された者を選出する。この場合、当該候補者は、会長が別に定める公募によって選考した者でなければならない。
- (4) 施行細則第3条において定める地区を選出区分とする役員候補者は、当該地区から推薦された者を選出する。
- (5) 施行細則第3条において定める職域を選出区分とする役員候補者は、当該職域から

が認め、かつ、推薦管理委員会委員長が立会する場合を除き、何人もこれを閲覧することはできない。

- (4) 保存期間が満了した投票用紙等は、事務局長が、予め推薦管理委員会委員長の承諾を得た上で、速やかにこれを廃棄しなければならない。

(理事会推薦役員候補者の選定)

第5条 総会に提出する役員候補者の選定は、理事会において、次条で定める推薦区分ごとに次の方法により行うものとする。

- (1) 会長の推薦区分で推薦された理事候補者（以下「会長推薦区分候補者」という。）については、当該候補者について最多の推薦数のあった者を選定するものとし、推薦数が同数の場合は原則として理事の投票により選定する。
- (2) 副会長の推薦区分のうち、正会員が推薦人となる理事候補者（以下「副会長推薦区分候補者」という。）については、当該候補者の推薦数の上位2位までの者を選定するものとし、推薦数が同数の場合は原則として理事の投票により選定する。なお、副会長の推薦区分については、会長推薦区分候補者が推薦人となる理事候補者（以下「会長推薦副会長推薦区分候補者」という。）1名を追加することができるものとする。ただし、追加された会長推薦副会長推薦区分候補者については、理事会が別に定める選定基準に適合し、推薦人となった会長推薦区分候補者が選定された場合に限り、選定することができるものとする。
- (3) 専務理事の推薦区分により推薦のあった理事候補者（以下「専務理事推薦区分候補者」という。）については、会長から推薦された者を選定する。この場合、専務理事推薦区分候補者は、会長が別に定める公募によって選考した者でなければならない。
- (4) 施行細則第3条において定める地区を推薦区分として推薦のあった理事候補者（以下「地区理事推薦区分候補者」という。）は、当該地区から推薦された者を選定する。
- (5) 施行細則第3条において定める職域を推薦区分として推薦のあった理事候補者（以

推薦された者を選出する。なお、産業動物臨床職域理事、小動物臨床職域理事及び動物福祉・愛護職域理事を選出区分とする役員候補者については、当該選出区分の立候補者の中から選出する。当該選出区分において、複数の立候補がある場合は、正会員による最多の選出推薦数のあった者を選出するものとし、選出推薦数が同数の場合は原則として理事の投票により選出する。

(6) (削 除)

(6) 特任理事の選出区分の役員候補者は、会長から推薦された者を選出する。この場合、当該候補者は、本会の正会員である都道府県獣医師会又は政令市獣医師会を構成する会員である獣医師（以下「会員構成獣医師」という。）のうちの女性獣医師でなければならない。

(7) 監事の選出区分の役員候補者は、当該選出区分において立候補のあった者、全員を選出するものとする。

(役員候補者の選出)

第6条 (削 除)

(推薦管理委員会の運営等)

第6条 (以下、第8項まで略す。)

下「職域理事推薦区分候補者」という。)は、当該職域から推薦された者を選定する。なお、産業動物臨床、小動物臨床及び動物福祉・愛護を職域として推薦のあった理事候補者については、当該候補者の推薦数の上位1位の者を選定するものとし、推薦数が同数の場合は原則として理事の投票により選定する。

(6) 副会長推薦区分候補者及び地区理事推薦区分候補者並びに職域理事推薦区分候補者は、相互に兼務することを前提にして選定する。

(7) 監事推薦区分により推薦のあった監事候補者については、当該候補者の推薦数の上位3位までの者を選定するものとする。推薦数が同数で上位3位までを選定することができない場合は、推薦のあった監事候補者全員を選定するものとし、選定された監事候補者について第3条第1項の規定にかかわらず総会において選挙により監事3名を選任する。この場合において、第4条の規定を準用する。

(役員候補者の選出)

第6条 理事会に提出する役員候補者の選出は、推薦管理委員会委員長から推薦人への推薦依頼に基づき、推薦人が本会の正会員である都道府県獣医師会又は政令市獣医師会を構成する獣医師（以下「会員構成獣医師」という。）のうちから、推薦区分ごとに選出区分及び推薦数に従って推薦することにより行うものとする。

2 前号において、役員候補者を選出する場合の推薦区分、選出区分、推薦数及び推薦人は、別表2に定めるところによる。

(推薦管理委員会の運営等)

第7条 役員候補者の推薦手続き及び推薦された役員候補者の確認等に関する役員候補者推薦事務は、推薦管理委員会において行うもの



**9 委員が役員候補者の当事者となったときは、推薦管理委員会の事務を行うことができない。**

**10 推薦管理委員会の事務は、次の各号に掲げるとおりとする。**

- (1) **役員選任に関する必要事項の会員等への通知に関すること**
- (2) **役員候補者の推薦又は立候補の受付及び推薦書又は立候補届出書等の確認に関すること**
- (3) **役員候補者名簿の作成及び公示に関すること**
- (4) **役員候補者の選出推薦等の通知及び選出推薦書等の確認及び選出推薦の管理**
- (5) **選出された役員候補者名簿の作成及び公示に関すること**
- (5) **削除**
- (6) (略)

(役員選任に関する必要事項の通知)

第7条 推薦管理委員会委員長は、役員候補者の**選出**が行われる理事会の開催予定日（以下「**選出期日**」という。）の**60日**前までに、**役員候補者の選任手続きに必要な事項を**正会員並びに別表2において定める推薦人に対して通知するものとする。

とする。

- 2 推薦管理委員会の委員（以下「委員」という。）は、会員構成獣医師のうちから、予め理事会の承認を得た上で、会長が委嘱することとし、役員及び委員は相互にこれを兼ねることができない。
- 3 推薦管理委員会は、委員3名以上又は5名以内で推薦管理委員会を組織する。ただし、会長が特に必要があると認めたときは、委員若干名を増やすことができる。
- 4 委員の任期は、2年とし、補欠又は増員による委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 5 推薦管理委員会は、会長が招集する。
- 6 推薦管理委員会には、委員の互選により委員長及び副委員長各1名を置く。
- 7 委員長は、推薦管理委員会の事務を総理する。
- 8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときは、その職務を行う。

**9 推薦管理委員会の事務は、次の各号に掲げるとおりとする。**

- (1) **役員選任に関する必要事項の会員等への通知**
- (2) **役員候補者の推薦又は立候補の受付及び推薦書又は立候補届出書の確認**
- (3) **役員候補者名簿の作成**
- (4) **推薦された役員候補者の公示**
- (5) **選定された役員候補者又は立候補者を含む役員候補者の公示**
- (6) その他必要な事項

(役員選任に関する必要事項の通知)

第8条 推薦管理委員会委員長は、役員候補者の**選定**が行われる理事会の開催予定日（以下「**選定期日**」という。）**及び役員の選任が行われる総会の開催予定日（以下「選任期日」という。）並びに選任手続き等役員選任に関する必要な事項を選定期日の50日**前までに、正会員並びに別表2において定める推薦人に対

(立候補の公示)

第8条 推薦管理委員会委員長は、選出期日の60日前までに、別表2において定める全国を選出地区とする役員候補者(会長推薦副会長選出区分候補者、専務理事選出区分候補者及び特任理事選出区分候補者を除く。以下、第10条において同じ。)の立候補手続きについて正会員に対して公示するものとする。

(推薦の依頼)

第9条 推薦管理委員会委員長は、選出期日の60日前までに、別表2において定める地区及び職域を選出地区とする役員候補者について、同表の当該推薦人に対して推薦を依頼するものとする。

(立候補の届出及び推薦書の提出)

第10条 別表2において定める全国を選出地区とする役員候補者に立候補しようとする者は、選出期日の40日前までに、所定の立候補届出書(別記様式1)に所属する本会の正会員である獣医師会の推薦書(別記様式2)を添付して推薦管理委員会委員長に提出するものとする。

2 前項の立候補は、所属する本会の正会員である獣医師会の推薦書が添付されていない場合には無効とする。

3 別表2において定める地区又は職域を選出地区とする役員候補者の推薦人は、前条の規定に基づく役員の推薦依頼を受けたときは、選出期日の40日前までに、予め役員候補者の同意を得て、別記様式3の役員候補者推薦書兼同意書(以下「推薦・同意書」という。)を推薦管理委員会委員長に提出しなければならない。

4 (略)

5 第1項及び第3項の役員候補者は、会員構成獣医師でなければならない。

6 第1項の立候補届出書及び第3項の推薦・同意書は、提出期限の日が土曜日及び日曜日のときは月曜日の、祝日のときはその翌日の午後5時15分までに到達したものを有効とし、立候補届出書又は推薦・同意書の提出が郵便による場合は、届出期限の日の消印の日をもって有効とする。

して通知しなければならない。

(役員候補者の推薦手続き)

第9条 推薦管理委員会委員長は、選定期日の50日前までに、別表2において定める推薦人(会長推薦を除く。)に対し、役員候補者の推薦を依頼しなければならない。

2 別表2において定める推薦人(会長推薦を除く。)は、前項の規定に基づく役員の推薦依頼を受けたときは、選定期日の30日前までに、予め役員候補者の同意を得て、別記様式1の役員候補者推薦書兼同意書(以下「推薦・同意書」という。)を推薦管理委員会委員長に提出しなければならない。

3 前項の推薦は、役員候補者の同意がない場合には無効とする。

4 第1項の推薦・同意書の提出は、推薦期限の日が土曜日及び日曜日のときは月曜日の、祝日のときはその翌日の午後5時15分までに到達したものを有効とし、推薦・同意書の提出が郵便による場合は、推薦期限の日の消印の日をもって有効とする。

(立候補者等の公示)

第11条 推薦管理委員会委員長は、前条の規定による立候補届出書及び推薦・同意書を受理したときは、選出期日の30日前までに、当該立候補及び推薦役員候補者（会長推薦副会長選出区分候補者、専務理事選出区分候補者及び特任理事選出区分候補者を除く。）の氏名、生年月日、所属獣医師会名及び勤務先名を明示した立候補及び推薦役員候補者名簿を正会員に送付して公示しなければならない。

(役員候補者の選出推薦の依頼)

第12条 推薦管理委員会委員長は、全国を選出地区として選出される役員候補者において、別表2で定める選出数を超える立候補があったときは、選出期日の30日前までに、当該選出区分の役員候補者の選出について正会員に対して推薦（以下「選出推薦」という。）を依頼するものとする。

2 正会員は、推薦管理委員会委員長から第1項による選出推薦依頼を受けたときは、選出期日の10日前までに、別表第2において定める選出区分ごとの選出数以内の役員候補者の氏名を記入した選出推薦書（別記様式4）を推薦管理委員会委員長に提出するものとする。

3 第2項の選出推薦書の提出期限は、第10条第6項の規定を準用する。

(会長推薦副会長候補者の推薦手続き)

第13条 推薦管理委員会委員長は、会長選出区分候補者に副会長選出区分候補者を推薦する意思について確認するものとする。

2 会長選出区分役員候補者は、副会長選出区分候補者を推薦するときは、選出期日の10日前までに、予め当該候補者の同意を得て、副会長選出区分候補者推薦理由書（別記様式5）を推薦管理委員会委員長に提出しなければならない。

3 削 除

3 第2項の推薦理由書の提出期限は、第10条第6項の規定を準用する。

(推薦役員候補者の公示)

第10条 推薦管理委員会委員長は、前条の規定による推薦・同意書を受理したときは、推薦された役員候補者（会長推薦副会長推薦区分候補者及び専務理事推薦区分候補者を除く。）の氏名、生年月日、所属獣医師会名及び勤務先名を明示した推薦役員候補者名簿を選定期日の20日前までに正会員に送付して推薦役員候補者を公示しなければならない。

(会長を推薦人とする副会長区分候補者の推薦手続き)

第11条 推薦管理委員会委員長は、第9条第2項の規定による会長推薦区分候補者に係る推薦・同意書を受理したときは、会長推薦区分候補者に会長推薦副会長推薦区分候補者を推薦する意思について確認するものとする。

2 会長推薦区分候補者は、会長推薦副会長推薦区分候補者を推薦するときは、選定期日の10日前までに、別記様式2の推薦理由書を推薦管理委員会委員長に提出しなければならない。

3 会長推薦副会長推薦区分候補者が理事会で選定されたときは、会長推薦区分候補者は、選任期日の20日前までに、別記様式1の推薦・同意書を推薦管理委員会委員長に提出しなければならない。

4 第2項の推薦理由書及び第3項の推薦・同意書の提出期限は、第9条第4項の規定を準

(選出推薦の管理)

第14条 推薦管理委員会委員長は、第12条の選出推薦依頼に係わる選挙活動において、他から非難されるような行為があると認められるときは、直ちにこれを是正するよう関係者に警告することができる。

2 選出推薦書は、推薦管理委員会が次に掲げる事項について確認する方法により管理する。

(1) 選出推薦書の提出時期

(2) 推薦総数、有効推薦数及び無効推薦数

(3) 役員候補者の氏名及び当該候補者の推薦数

(4) その他必要な管理事項

(選出推薦書の無効)

第15条 第12条の規定による選出推薦書が次の各号の一に該当する場合は、無効とする。

(1) 提出期限を越えて提出されたもの

(2) 所定の選出区分、選出数を越えて推薦があったもの

(3) 定められた表記方法以外の記載であるもの

(4) 表記事項が確認できないもの

(役員候補者名簿の提出)

第16条 会長は、推薦管理委員会委員長から役員候補者の氏名、生年月日、所属獣医師会名及び勤務先名を明示した役員候補者名簿を受理したときは、会長推薦副会長選出区分候補者、専務理事選出区分候補者及び特任理事選出区分候補者を加えた役員候補者名簿(第12条の規定による選出推薦が行われたときは、選出推薦数を記載した役員候補者名簿)を役員候補者の選出のために開催される理事会に提出しなければならない。

(理事会選出役員候補者の公示)

第17条 推薦管理委員会委員長は、理事会において第5条の規定による役員候補者が選出されたときは、役員の選任が行われる総会の開催予定日の7日前までに、第5条において定められた選出区分ごとに整理された役員候補者の氏名、生年月日、所属獣医師会名及び勤務先名を明示した理事会選出役員候補者名簿を正会員に送付して公示するものとする。

用する。

(役員候補者名簿の提出)

第12条 会長は、推薦管理委員会委員長から役員候補者の氏名、生年月日、所属獣医師会名及び勤務先名を明示した推薦役員候補者名簿及び別記様式2の推薦理由書を受理したときは、専務理事推薦区分候補者を加えた役員候補者名簿及び別記様式2の推薦理由書を役員候補者の選定のために開催される理事会に提出しなければならない。

(理事会推薦役員候補者の公示)

第13条 推薦管理委員会委員長は、理事会において第5条の規定による役員候補者が選定されたときは、第6条第2項において定められた推薦区分及び選出区分ごとに整理された役員候補者の氏名、生年月日、所属獣医師会名及び勤務先名を明示した理事会推薦役員候補者名簿を選任期日の25日前までに正会員に送付して理事会推薦役員候補者を公示しなければならない。

(役員立候補受付の通知)

第14条 削除

(役員立候補の届出)

第15条 削除

(役員候補者の公示)

第16条 削除

(役員の補欠選任)

第18条 役員の補欠選任の方法等に関しては、第2条から第5条及び第7条から前条までの規定を準用する。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

(役員立候補受付の通知)

第14条 推薦管理委員会委員長は、前条の規定による理事会推薦役員候補者の公示をしたときは、役員立候補の受付について正会員に通知しなければならない。

(役員立候補の届出)

第15条 役員に立候補するときは、選任期日の10日前までに、別記様式3の役員立候補届出書を推薦管理委員会委員長に提出しなければならない。ただし、この場合の立候補者は、本会の会員構成獣医師でなければならない。

2 前項の役員立候補届出書の提出期日については、第9条第4項の規定を準用する。

(役員候補者の公示)

第16条 推薦管理委員会委員長は、前条による役員立候補の届出があったときは、役員候補者の氏名、生年月日、所属獣医師会名及び勤務先名並びに理事会推薦又は立候補の別を付記した役員候補者名簿を選任期日の7日前までに正会員に送付して役員候補者を公示しなければならない。

(役員の補欠選任)

第17条 役員の補欠選任の方法等に関しては、第2条から第6条及び第8条から前条までの規定を準用する。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

附 則 (平成26年12月12日一部改正、平成26年度第4回理事会承認)  
この改正は、平成27年3月1日から施行する。

改正条文（改正部分のみ）				旧 条 文			
別表2 <u>役員候補者の選出区分、選出地区、選出数及び推薦人</u> <u>（第5条関係）</u>				別表2 <u>役員候補者の推薦区分、選出区分、推薦数及び推薦人</u> <u>（第6条関係）</u>			
選出区分	選出地区	選出数	推薦人（推薦母体）	推薦区分	選出区分	推薦数	推薦人（推薦母体）
会 長	全国	1名	各 正 会 員	会 長	全 国	1名	各 正 会 員
副 会 長	全国	<u>2名以内</u>	各 正 会 員	副 会 長	全 国	<u>1名</u>	各 正 会 員
		1名	<u>会長選出区分候補者</u>			1名	<u>会長（会長推薦区分候補者をいう。）</u>
専 務 理 事	全国	1名	会 長	専 務 理 事	全 国	1名	会 長
<u>北海道地区理事</u>	<u>地区</u>	1名	北 海 道 獣 医 師 会	<u>地区理事</u>	<u>北海道地区</u>	1名	北 海 道 獣 医 師 会
<u>東北地区理事</u>	<u>地区</u>	1名	東 北 獣 医 師 会 連 合 会		<u>東北地区</u>	1名	東 北 獣 医 師 会 連 合 会
<u>関東地区理事</u>	<u>地区</u>	1名	関 東 地 区 獣 医 師 会 連 合 会		<u>関東地区</u>	1名	関 東 地 区 獣 医 師 会 連 合 会
<u>東京地区理事</u>	<u>地区</u>	1名	東 京 都 獣 医 師 会		<u>東京地区</u>	1名	東 京 都 獣 医 師 会
<u>中部地区理事</u>	<u>地区</u>	1名	中 部 獣 医 師 会 連 合 会		<u>中部地区</u>	1名	中 部 獣 医 師 会 連 合 会
<u>近畿地区理事</u>	<u>地区</u>	1名	近 畿 地 区 連 合 獣 医 師 会		<u>近畿地区</u>	1名	近 畿 地 区 連 合 獣 医 師 会
<u>中国地区理事</u>	<u>地区</u>	1名	中 国 地 区 獣 医 師 会 連 合 会		<u>中国地区</u>	1名	中 国 地 区 獣 医 師 会 連 合 会
<u>四国地区理事</u>	<u>地区</u>	1名	四 国 地 区 連 合 獣 医 師 会		<u>四国地区</u>	1名	四 国 地 区 連 合 獣 医 師 会
<u>九州地区理事</u>	<u>地区</u>	1名	九 州 地 区 獣 医 師 会 連 合 会		<u>九州地区</u>	1名	九 州 地 区 獣 医 師 会 連 合 会
<u>学術・教育・研究職域理事</u>	<u>職域</u>	1名	日 本 産 業 動 物 獣 医 学 会 日 本 小 動 物 獣 医 学 会 日 本 獣 医 公 衆 衛 生 学 会		<u>職域理事</u>	<u>学術・教育・研究</u>	1名
<u>産業動物臨床職域理事</u>	全国	1名	各 正 会 員	<u>産業動物臨床</u>		1名	各 正 会 員
<u>小動物臨床職域理事</u>	全国	1名	各 正 会 員	<u>小動物臨床</u>		1名	各 正 会 員
<u>家畜共済職域理事</u>	<u>職域</u>	1名	全 国 農 業 共 済 協 会	<u>家畜共済</u>		1名	全 国 農 業 共 済 協 会
<u>家畜防疫・衛生職域理事</u>	<u>職域</u>	1名	全 国 家 畜 衛 生 職 員 会	<u>家畜防疫・衛生</u>		1名	全 国 家 畜 衛 生 職 員 会
<u>公衆衛生職域理事</u>	<u>職域</u>	1名	全 国 公 衆 衛 生 獣 医 師 協 議 会	<u>公衆衛生</u>		1名	全 国 公 衆 衛 生 獣 医 師 協 議 会
<u>動物福祉・愛護職域理事</u>	全国	1名	各 正 会 員	<u>動物福祉・愛護</u>		1名	各 正 会 員
<u>獣医学術学会職域理事</u>	—	—	—	<u>獣医学術学会</u>		—	—
特 任 理 事	全国	<u>1名</u>	会 長				
監 事	全国	<u>立候補者全員</u>	—	監 事		全 国	<u>1名</u>

改正条文（改正部分のみ）

旧 条 文

(別記様式1) その1

日本獣医師会役員候補者立候補届出書

平成 年 月 日

公益社団法人 日本獣医師会

役員候補者推薦管理委員会委員長 様

私は、日本獣医師会役員選任規程に基づき、第 回通常総会において実施される役員改選に下記の選出区分の役員候補者として立候補したいので、所属する獣医師会の推薦書を添付して届け出ます。

記

- 1 氏名 (フリガナ) :
- 2 生年月日 :
- 3 性別 :
- 4 自宅住所 :
- 5 所属獣医師会名 : 獣医師会  
(役職等 : )
- 6 主たる職務 (勤務先名及び役職等) :
- 7 役員候補者選出区分 :

(注1) この立候補届出書は、日本獣医師会役員選任規程別表2の全国を選出地区とする役員候補者（会長推薦副会長、専務理事及び特任理事を選出区分とする候補者を除く。）用である。

(注2) 役員候補者選出区分は、日本獣医師会役員選任規程別表2の選出区分を記載する。

(別記様式1) その2

- 1 立候補にあたっての所信及び抱負

(A4用紙1枚以内)

- 2 主な経歴

- 3 立候補にあたっての所信及び抱負の公表の可否 : 可・否  
(どちらかに○印を付すること)

改正条文（改正部分のみ）

旧 条 文

（別記様式2）

所属する獣医師会の推薦書

平成 年 月 日

公益社団法人 日本獣医師会  
役員候補者推薦管理委員会委員長 様

所属獣医師会  
名称：  
代表者氏名： 印  
所在地：〒

日本獣医師会役員選任規程に基づき、下記のとおり役員候補者を推薦します。

記

- 1 候補者の氏名(フリガナ)：
- 2 役員候補者選出区分：
- 3 所属する獣医師会での役職等：

（注）役員候補者選出区分は、日本獣医師会役員選任規程別表2の選出区分を記載する。



改正条文（改正部分のみ）

旧 条 文

(別記様式3)

(別記様式1)

日本獣医師会役員候補者推薦書兼同意書

日本獣医師会役員候補者推薦書兼同意書

平成 年 月 日

平成 年 月 日

公益社団法人 日本獣医師会  
役員候補者推薦管理委員会委員長 様

公益社団法人 日本獣医師会  
役員候補者推薦管理委員会委員長 様

推薦人(推薦母体)

推薦人(推薦母体)

名称：

名称：

代表者氏名：

代表者氏名：

所在地：〒

所在地：〒

日本獣医師会役員選任規程に基づき、下記のとおり役員候補者（丸印で囲んだ役員候補）を推薦します。

公益社団法人日本獣医師会役員選任規程に基づき、下記のとおり役員候補者（丸印で囲んだ役員候補）を推薦します。

記

記

1 役員候補者推薦区分：

1 役員候補者推薦区分：

(1) 地区理事：①北海道地区 ②東北地区 ③関東地区  
④東京地区 ⑤中部地区 ⑥近畿地区  
⑦中国地区 ⑧四国地区 ⑨九州地区

(2) 地区理事：①北海道地区 ②東北地区 ③関東地区  
④東京地区 ⑤中部地区 ⑥近畿地区  
⑦中国地区 ⑧四国地区 ⑨九州地区

(2) 職域理事：①学術・教育・研究 ②家畜共済  
③家畜防疫・衛生 ④公衆衛生

(3) 職域理事：①学術・教育・研究 ②産業動物臨床  
③小動物臨床 ④家畜共済  
⑤家畜防疫・衛生 ⑥公衆衛生  
⑦動物福祉・愛護 ⑧獣医学術学会

2 候補者の氏名(フリガナ)：

2 候補者の氏名(フリガナ)：

3 候補者の性別： 男・女

3 性別： 男・女

4 候補者の生年月日： 年 月 日

4 候補者の生年月日： 年 月 日

5 候補者の所属する地方獣医師会： 獣医師会  
(役職等； )

5 候補者の所属する地方獣医師会： 獣医師会

6 候補者の主たる職務（勤務先名及び役職等）：

6 候補者の主たる職務(勤務先名及び役職等)：

(同意書)

(同意書)

私は、上記のとおり日本獣医師会の役員候補者として推薦  
いただくことに同意いたします。

私は、上記のとおり日本獣医師会の役員候補者として推薦  
いただくことに同意いたします。

年 月 日

年 月 日

候補者氏名： ㊦  
(本人が自筆で署名すること)

候補者氏名： ㊦  
(本人が自筆で署名すること)

（別記様式4）

日本獣医師会役員候補者選出推薦書

平成 年 月 日

公益社団法人 日本獣医師会  
役員候補者推薦管理委員会委員長 様

推薦人（推薦母体）

名称：

代表者氏名：

所在地：〒

日本獣医師会役員選任規程に基づき、下記のとおり役員候補者を推薦します。

記

選 出 区 分	氏 名
会 長	
副 会 長	
産業動物臨床職域理事	
小動物臨床職域理事	
動物福祉・愛護職域理事	

（注1）役員候補者推薦管理委員会委員長から推薦依頼のあった選出区分について、推薦依頼対象の候補者についてそれぞれ記載すること。

（注2）役員候補者推薦管理委員会委員長から推薦依頼のあった選出区分において、推薦する役員候補者がいない場合は、氏名欄に「なし」と記載すること。

改正条文（改正部分のみ）

旧 条 文

(別記様式5)

(別記様式2)

副会長選出区分候補者推薦理由書

推薦理由書

平成 年 月 日

1. 推薦理由（具体的に記入すること）

公益社団法人 日本獣医師会  
役員候補者推薦管理委員会委員長 様

1. 被推薦者に担当させる業務とその理由

推薦者の氏名（会長選出区分役員候補者名）㊦

2. 被推薦者の勤務条件（週間勤務日数、担当業務の経験等）

日本獣医師会役員選任規程に基づき下記のとおり副会長選出区分候補者を推薦します。

- 1 候補者の氏名：
- 2 候補者の性別： 男・女
- 3 候補者の生年月日： 年 月 日
- 4 候補者の所属する地方獣医師会：  
獣医師会（役職等； ）
- 5 候補者の主たる職務（勤務先名及び役職等）：
- 6 推薦理由（A4用紙1枚以内に具体的に記入すること）：

2. 推薦者

(同意書)

(ふりがな)		推薦理由書提出年月日
氏 名	㊦	

私は、上記のとおり日本獣医師会の役員候補者として推薦  
いただくことに同意いたします。

私は、日本獣医師会役員選任規程第5第2号後段の規定に  
基づき、会長推薦区分候補者が推薦人となる副会長推薦区分  
候補者の追加を上記の理由により申請します。

年 月 日

候補者氏名： ㊦  
(本人が自筆で署名すること)

改正条文（改正部分のみ）	旧 条 文
<p>(別紙様式3) <u>削 除</u></p>	<p>(別記様式3)</p> <p style="text-align: center;"><b>日本獣医師会役員立候補届出書</b></p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>公益社団法人 日本獣医師会 役員候補者推薦管理委員会委員長 様</p> <p style="text-align: right;">届出者（正会員） 名称： 代表者氏名： ㊦ 所在地：〒</p> <p>私は、公益社団法人日本獣医師会役員選任規程に基づき、平成 年度通常総会において実施される役員改選に役員候補者（理事・監事）として、下記の者を立候補者として届けます。（注）何れかに○印を付けてください。</p> <p>氏名(フリガナ)： 住所： 所属獣医師会名： 役員候補者推薦区分：</p> <p>（注）役員候補者として推薦されている場合は、推薦区分を記載すること</p> <p style="text-align: center;"><b>(同意書)</b></p> <p>私は、上記のとおり日本獣医師会の役員候補者として立候補に同意いたします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">候補者氏名： ㊦ (本人が自筆で署名すること)</p>

(4)「会長推薦副会長区分候補者の選出基準」の制定（第4回理事会・平成26年12月12日）

ア 制定の理由：

総会に提出する役員候補者の選出において、副会長の選出区分については、会長選出区分候補者が推薦人となる役員候補者1名を追加することができるとされ、当該候補者は、理事会が別に定める選出基準に適合し、推薦人となった会長選出区分候補者が選出された場合において選出することができることとされていることから、その選出基準を新たに制定する。

イ 制定の内容：次のとおり。

### 会長推薦副会長区分候補者の選出基準

(目的)

第1条 本基準は、日本獣医師会役員選任規程（以下「役員選任規程」という。）第5条第2号の但し書きの規定に基づく会長推薦区分候補者が推薦人となる副会長推薦区分候補者（以下「会長推薦副会長区分候補者」という。）の理事会における選出に関する基準を定めることにより、会長推薦副会長区分候補者の選出の公平性、透明性を確保することを目的とする。

(選定基準)

第2条 会長推薦副会長区分候補者の選出は、次の各号に掲げる選出基準への適合性を評価することにより行うものとする。

(1) 担当業務

日本獣医師会の抱える今日的な課題について会長代理としての渉外業務を実施しながら貢献できること

(2) 勤務要件

必要な勤務日数が確保でき、担当業務の処理能力が見込まれること

(適合性評価の方法)

第3条 前条の選出基準への適合性評価は、会長推薦区分候補者から推薦理由書が提出された場合に理事会において行うものとする。

2 選出基準適合性評価は、推薦理由書に記載された事項について、前条の選出基準への適合の可否によって評価し、全ての選出基準を満たしている場合に適合していると評価する。

(基準の改定)

第4条 この基準の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

附 則（平成26年12月12日制定、平成26年度第4回理事会承認）

この基準は、改正役員選任規程の施行の日（平成27年3月1日）から施行する。

## 2 東日本大震災被災対応

### (1) 日本獣医師会における対応等

ア 日本獣医師会独自の取り組み

(ア) 情報の収集及び金銭的な支援等

東日本大震災の被災地等における動物救護活動等の円滑な推進を支援するため、平成23年3月から募集が開始された「東北関東大震災動物救護活動等支援義援金」は、募金口座が閉鎖される平成26年3月31日までに1,146件、181,476,747円の募金が寄せられた。

これまで募金のあった義援金は、平成23年度第1回理事会において定められた「東日本震災被災対策に係る支援資金（支援義援金及び救済見舞金）配分（拠出）の考え方」に基づき、被災動物の救護活動に取り組む地方獣医師会に被災動物救護活動支援義援金及び被災した動物診療施設の復旧する診療施設開設者を有する地方獣医師会に地域獣医療復旧活動支援義援金として数次にわたって配分されてきた。

本年9月第6回の実態調査を地方獣医師会に依頼し（9月19日付け26日獣発第175号）、実態の把握、義援金の追加配分の希望調査をしたところ、被災地の動物救護を支援してきた地方獣医師会及び被災地のほとんどの地方獣医師会において、獣医師会関係者による動物救護活

動は収束または、収束に向けての調整が図られており、義援金の追加配分を希望する地方獣医師会がなかったことから、東日本大震災に伴う被災動物救護活動への支援及び地域獣医療復活活動支援は平成 27 年 3 月 31 日をもって終了した。

なお、東北関東大震災動物救護活動等支援義援金の残額は、今後の緊急災害時の動物救護活動の強化に資する事業に支出する予定である。

#### イ 緊急災害時動物救援本部の取り組み

任意団体としての緊急災害時動物救援本部は、平成 25 年 3 月に出された「緊急災害時動物救援本部評価委員会報告書―中間報告―」において指摘された緊急災害時動物救援本部の組織体制及び事業内容の見直し等に係る諸問題に対応し、それまで任意団体として活動してきた事業内容のより一層の強化・拡充を図っていくために、新たな組織として平成 26 年 6 月に「一般財団法人全国緊急災害時動物救援本部(代表理事・東海林克彦、東京都新宿区)」が設立された。

この財団の具体的な目的は、「動物愛護精神及び人間と動物の絆を守る観点から、天災・人災など不測の緊急災害において被災した家庭動物の救護及び円滑な救護活動の確保を図るとともに、広く国民の間に動物を愛護する精神を啓発し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図り、もって社会文化の発展に寄与すること」である。救援本部は、公益財団法人日本動物愛護協会、公益社団法人日本動物福祉協会、公益社団法人日本愛玩動物協会及び公益社団法人日本獣医師会の 4 団体で構成されていた緊急災害時動物救援本部の事業及び資産を引き継いで、災害時における動物救護やペットとの同行避難の普及啓発、災害時における動物救護ボランティアの育成及び研修、全国各地における災害対策用資材備蓄基地の整備など、平時から災害に備えた活動を行うこととしている。平成 26 年度は、この一般財団法人全国緊急災害時動物救援本部の連携団体として参加するとともに、本会関係者も評議員及び理事として、この財団の評議員会及び理事会に出席した。

### (2) 地方獣医師会における取り組み

被災地の多くの地方獣医師会及び被災地の動物救護を支援してきた地方獣医師会において、獣医師会関係者による動物救護活動が収束しつつある中、被災地を活動の区域とする一部の地方獣医師会において継続してきた、被災動物の救護施設での飼育管理、飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡等の活動についても収束に向けての調整が図られ、終了される予定である。

## 3 会員組織基盤の強化対策

### (1) 日本獣医師会全国会員組織

本会会員組織については、全国の 47 都道府県獣医師会及び 8 政令市獣医師会を会員とする全国組織として、すべての都道府県において活動を行った。

賛助会員組織についても、獣医事に関連する企業、本会の事務事業に関連する企業及び本会の目的に賛同する個人等に呼びかけ、加入拡充を図った。

### (2) 地方獣医師会会員組織

ア 平成 21 年度第 3 回理事会及び全国獣医師会会長会議の協議を踏まえ、「新公益法人制度の移行に当たり獣医師会活動の基盤となる会員組織の充実・強化について」(平成 21 年 10 月 27 日付け 21 日獣発第 185 号)により、各地方獣医師会に会員組織の充実・強化を図りたいことを要請したが、平成 26 年度においても引き続き、獣医師専門職による公益活動の発展・整備に資するとの観点に立ち会員組織基盤の強化に努めた。

イ また、平成 26 年度各大学獣医学科優秀卒業生を表彰し、日本獣医師会会長メッセージ、日本獣医師会パンフレット及び日本獣医師会雑誌(平成 27 年 1 月号)を全卒業生に配布した。

表彰に当たっては、本会会長の他、大学の所在する地域の地方獣医師会代表者が賞状及び記念品を授与し、獣医師会の活動を紹介して、卒業生への入会の勧誘を行った。また、動物感謝デー等の場を介しての日本獣医学生協会との連携・支援協力を行った。

## 第2 事業報告

### A 政策提言活動等

#### 獣医療政策提言等の要請活動等

- (1) 平成 26 年 6 月 27 日  
我が国の獣医学教育の改善・充実に関する決議【別記 1】  
第 7 1 回通常総会にて採択
- (2) 平成 26 年 10 月 31 日付け 26 日獣発第 203 号【別記 2】  
都道府県勤務獣医師（公務員獣医師）人材確保のための処遇改善対策について  
要請先：都道府県知事
- (3) 平成 26 年 11 月 11 日  
獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実に関する要請【別記 3】  
要請先：公明党獣医師問題議員懇話会
- (4) その他  
「公務員獣医師の処遇改善について」、「獣医学教育環境の整備・充実について」等の要請は、  
逐次、日本獣医師政治連盟委員長から関係国会議員及び関係省庁等に要請

#### 【別記 1】

#### 《 我が国の獣医学教育の改善・充実に関する決議 》

##### 我が国の獣医学教育の改善・充実に関する決議

獣医師は、家庭動物や家畜の診療をはじめ、食品の安全確保、トリインフルエンザや狂犬病などの人と動物の共通感染症防疫、畜産の振興、動物の福祉・愛護、野生動物に係る自然環境保全など、国民生活の向上並びに産業の発展に重要な役割を担っている。

一方、わが国における獣医学教育は、教育年限が 6 年に延長されて 30 年が経過するが、教育環境の整備充実は十分といえない状況で推移してきた。わが国には、米国や EU の獣医学教育課程の認定基準（国際認定基準）に適合する大学はなく、また、獣医師国家試験の出題範囲に対応した講座（研究室）数を大きく下回る大学も存在するのが現状である。

現在、これらの状況を改善するために、獣医学科の再編・統合と学部体制への整備、またコアカリキュラムの制定、共用試験の導入を含めた臨床教育の充実、改善状況を検証する分野別第三者評価の導入等、関係者間で改善に向けた種々の努力が行われており、本会はこれを支援して獣医学教育改善のための運動を展開してきた。

その結果、各獣医学系大学の自助努力による改善がなされ、また、文部科学省に設置された「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」が意見の取りまとめを公表する等、獣医学教育改善に向けた動きが具現化されつつある。

他方、産業動物獣医師及び公務員獣医師の就業不足は、現状では、我が国獣医界を巡る問題点の一つとなっている。その原因は、獣医師の供給数が不足しているのではなく、分野別、地域別の獣医師の偏在に帰せられる面が強い。更に、その背景には、畜産業を取り巻く雇用条件の低下、財源不足による地方公務員獣医師の定数削減及び待遇改善が不十分であること等の社会的条件もある。公務員獣

医師の待遇改善については、日本獣医師会と地方獣医師会が連携して国及び地方公共団体に働きかけてきた結果、一定の前進は見られたものの未だ十分ではなく、本会としては、今後とも抜本的な改善に向けて関係者の一層の理解を図っていくこととしている。

このような状況の中で、昨今、「特区構想」と絡めて獣医学科の新設を期するような動きがあるが、以下の理由から日本獣医師会はこの動きに断固反対する。

まず、「特区」の性格に、獣医師養成を目的とする獣医学教育はなじまない。すなわち、獣医師は6年間の就学期間を必要とし、卒後に獣医師資格を取得する高度専門職業人であり、全国どこでも活動可能な国家資格である。それゆえ、獣医師の養成は、特定地域の問題ではなく、全国の見地から対応すべきである。換言すれば、獣医学部または獣医学科を擁する国立10大学、公立1大学、私立5大学の16大学総体としての獣医学教育の整備・充実を目指すのが本来の方向性である。

また、現状において、獣医師の任務の根幹をなす動物臨床、家畜衛生・獣医公衆衛生等の実務教育における教員の不足が指摘され続けてきており、このような状況の中で獣医学系大学を新設することは、各大学による教員の争奪を一層激化させ、これまでの関係者による獣医学教育改善の努力に逆行するものである。以上のことから日本獣医師会は、

① 獣医学分野の入学定員の抑制方針の緩和と獣医学部・獣医学科の新設には反対である。

② これまでの議論を踏まえた獣医学教育の国際水準への改善・充実を強く要請する。

以上、決議する。

平成26年5月28日

公益社団法人 日本獣医師会 平成26年度第1回理事会 承認

平成26年6月27日

公益社団法人 日本獣医師会 第71回通常総会 採択

## 【別記2】

### 《都道府県勤務獣医師人材確保のための処遇改善対策に係る要請》

26日獣発第203号

平成26年10月31日

都道府県知事 各位

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内勇夫

#### 都道府県勤務獣医師（公務員獣医師）人材確保のための 処遇改善対策について

今日、我が国の社会経済、国民生活を巡る情勢をみると、食の安全・安心の確保、高病原性鳥インフルエンザや狂犬病、デング熱などの人と動物の健康（ワンヘルス）に対する危機管理対策の整備が喫緊の課題となっております。

昨年、7年ぶりに我が国で発生した豚流行性下痢（PED）は、瞬く間に全国にまん延し、本年8月までに、38道県で100万頭を超える豚が罹患し、30万頭以上が死亡しましたが、現在はほぼ終息に向かっています。これは、家畜防疫員である家畜保健衛生所の獣医師や食肉衛生検査所の獣医師たちの日々の職務の結果に他なりません。また、平成22年に宮崎県下で発生した口蹄疫は、今年になっても韓国、中国、ロシア沿海州地方で発生しており、高病原性鳥インフルエンザは、本年4月、熊本県において養鶏農場として3年ぶりに発生するなど、決して予断を許さない状況にあります。さらに、8月には、輸入症例を除けば戦後混乱期以来のデング熱の国内発生が確認され、また、エボラ出血熱の流行拡大が国民の関心を集めるなど、これらの悪性伝染病が国内に侵入することを水際で防疫する対策など、家畜衛生行政や公衆衛生行政に関わる公務員獣医師は多くの使命を帯びています。

加えて、昨年9月1日に改正された「動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護法）」により、



人と動物が共生する社会の構築が国民的課題とされました。イヌ、ネコなどの小動物が家庭動物として広く飼育されておりますが、その一方で、終生飼養の責務や、動物取扱業者に係る規制の強化、動物虐待に対する社会的な意識の高まりなどにより、都道府県等の役割はこれまで以上に拡大しております。また、東日本大震災を契機に各自治体で作成された防災マニュアルには、家庭動物の同行避難についても明記されるようになりました。これら、動物衛生、食品公衆衛生、動物愛護・福祉対策等の膨大な仕事量の実施業務を、高い専門知識と技術によりの確に行う獣医師の職務は日に日に増すばかりです。

このような中で、平成 22 年 8 月に農林水産省が公表した「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」においては、産業動物分野及び公務員分野への新規獣医師の参入の減少を指摘し、産業動物獣医師及び都道府県等公務員獣医師の確保対策の必要性が述べられているところです。

公務員獣医師の数的確保が困難な最大の理由は、高度専門技術職としての処遇の確保が図られていないことであり、都道府県の家畜衛生職域に在籍する公務員獣医師により組織される家畜衛生職員会からも、別紙写しのとおり都道府県における獣医師職員の人材確保のための処遇改善について要請を受けたところです。また、本年 7 月 30 日には、全国都道府県議会議長会において「平成 27 年政府予算編成並びに施策に関する提言」が決議されましたが、この中には、現下の公務員獣医師にふさわしい処遇とするために必要な措置を講じるよう国に求めていただき、さらに、多数の県議会からも本要請と同趣旨の意見書を関係機関に提出していただきました。

これらの情勢に鑑み、貴道におかれましては、公務員獣医師の人材確保を図るため、公務員獣医師について、6 年間の獣医学教育課程を修め、かつ、国家資格を有する高度専門職業人として、処遇対策の充実を図られるよう要請します。

### 【別記 3】

#### 《 獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実に係る要請 》

##### 獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実に係る要請

平成 26 年 11 月 11 日

公明党獣医師問題議員懇話会

会 長 齊 藤 鉄 夫 様

公益社団法人 日本獣医師会

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につきご理解、ご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、近年の国際化の進展や周辺諸国における悪性伝染病の発生状況を鑑みると、食の安全・安心の確保とともに口蹄疫、鳥インフルエンザ、デング熱、エボラ出血熱、狂犬病等の人と動物における重篤な感染症への危機管理対応が重要な課題とされています。また、イヌ、ネコ等が広く家庭で家族の一員として飼育され、人の介護・福祉、学校教育分野においてもその社会的役割が一層重みを増し、人と動物の共生社会の構築が国民的課題とされています。

このような状況の中で、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病に対する防疫対策のみならず、日々の衛生対策で中心的な役割を担う産業動物獣医師や公務員獣医師の育成・確保や、飼育者のニーズに応じた質の高い獣医療の提供等、獣医師が社会の期待に応えることが求められています。

獣医師及び獣医療関連施策の推進方策として下記の事項についてご高配を賜りますようお願いする次第です。

記

- 1 国際水準を目指す獣医学教育環境の整備・充実を推進すること。特に、獣医学教育の改善方向と逆行し、獣医師の需給バランスを無視した特区構想による獣医学部を新設しないこと。
- 2 地域における産業動物分野の獣医師の偏在を是正するため、獣医学生への就業誘導対策の充実並びに産業動物診療獣医師及び公務員獣医師の処遇改善を図ること。特に、女性獣医師が継続して就業できる環境を整えること。
- 3 家畜伝染病や人と動物の共通感染症に対する防疫体制の整備・充実を図り、防疫の重要性に関する普及啓発を推進すること。
- 4 獣医療提供の質の確保としてのチーム獣医療提供体制を整備・充実すること。特に、動物看護師公的資格制度に向けての法整備を図ること。
- 5 動物の福祉の増進と適正管理対策及び野生動物対策への獣医師の関与を強化し、安全安心な社会の構築を図ること。

- 1 国際水準を目指す獣医学教育環境の整備・充実を推進すること。特に、獣医学教育の改善方向と逆行し、獣医師の需給バランスを無視した特区構想による獣医学部を新設しないこと。

獣医学の教育年限が6年に延長されて30年を経過したが、教育の要となる専任教員の確保は進展せず、特に獣医師の責務の根幹をなす動物診療、家畜衛生及び獣医公衆衛生の実務教育の不備が長年指摘されてきている。

このような状況を改善するため、文部科学省に設置された「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」において「今後の獣医学教育の改善・充実方策」がとりまとめられ、獣医学教育改善の推進に向けて積極的な提言が行われている。

このような国際水準の教育環境を整備する努力が図られている中で、「特区」による獣医学部の新設の要望があると仄聞するところであるが、この動きは、これまでの関係者の努力による獣医学教育改善の方向と逆行するものである。本会は、本年6月に開催された第71回通常総会において、特区構想による獣医学部の新設に強く反対する決議文を全会一致で採択したところである。

これまでの関係者の議論を踏まえ、国際水準を目指した獣医学教育の改善・充実の推進にご理解を賜りたい。

- 2 地域における産業動物分野の獣医師の偏在を是正するため、獣医学生への就業誘導対策の充実並びに産業動物診療獣医師及び公務員獣医師の処遇改善を図ること。特に、女性獣医師が継続して就業できる環境を整えること。

- (1) 新規獣医師の産業動物診療分野の診療獣医師と地方自治体の家畜衛生や公衆衛生分野の公務員獣医師への就業者は約1/4となっており、全国的には概ね確保されている一方、一部の地域では産業動物獣医師及び公務員獣医師の確保が進まないことから、獣医師の職域・地域偏在が顕在化しており、適切な獣医療提供体制を整備するためには、現状を早急に是正する必要がある。

獣医師の職域・地域偏在への対策として、これら職域における獣医師の処遇改善を図るとともに、獣医学生に対するこれら職域への就業の動機づけ、獣医学生に対する臨床現場における実習研修や、産業動物診療獣医師や家畜衛生分野の公務員獣医師を志望する獣医学生に対する修学資金の貸与等、獣医学生への就業誘導対策の一層の充実を図りたい。

- (2) 産業動物診療獣医師の処遇改善を図るため、我が国の産業動物診療の基盤となる家畜共済事業の運営を改善し、診療技術料の改正(「家畜共済診療点数表」の改善)を図りたい。

- (3) 獣医師の職域・地域偏在が問題となっている中、女性獣医師は20代及び30代で獣医師のほぼ半数を占め、獣医学系大学入学者の約半数も女性であることから、今後も女性獣医師の増加が見込まれる一方、結婚、出産等により離職する女性獣医師が多い。このような現状において、

女性獣医師のスキルアップ等によって就業率の向上を図るとともに、継続して就業できる環境を整備することが喫緊の課題となっており、獣医師の職域・地域偏在を解決する一助としても女性獣医師の就業支援対策の充実を図られたい。

### 3 家畜伝染病や人と動物の共通感染症に対する防疫体制の整備・充実を図り、防疫の重要性に関する普及啓発を推進すること。

(1) 人及び物の移動のグローバル化やボーダレス化が進展する中で、我が国における口蹄疫、鳥インフルエンザの発生、また、台湾における狂犬病、西アフリカにおけるエボラ出血熱の発生等が国民の関心を集め、さらに地球環境の温暖化等に伴うデング熱等の熱帯感染症や家畜伝染病、人と動物の共通感染症の発生リスクが高まっている。これらに対する適切な輸入検疫と国内防疫の実施体制整備のため、国及び都道府県における①家畜衛生関係公務員獣医師確保のための予算措置及び職場環境の改善、②家畜衛生関係部署におけるバイオハザードに配慮した施設・機器整備のための予算措置、また、③自衛防疫組織の強化のため、各種疾病の予防接種等に対する助成措置の継続及び予算措置について配慮を願いたい。

(2) 人と動物の共通感染症の予防においては、いわば川上にあたる動物の健康を受け持つ獣医師と、川下にあたる人の健康を受け持つ医師が緊密な連携を保つことが重要である。本会は、日本医師会と学術協力の推進に係る協定書を取り交わし、両者が連携して共通感染症に関する情報交換とともに防疫体制の整備を行うことについて協力推進を行っている。家畜の感染症対策の強化はもちろん、人と動物の共通感染症対策の整備・充実のため、獣医師と医師がより効果的に連携を図るための体制整備の支援について配慮願いたい。

### 4 獣医療提供の質の確保としてのチーム獣医療提供体制を整備・充実すること。

(1) 家庭動物の飼育の増加に伴う動物の診療機会が増加する中、獣医療に対する飼育者からの要請は高度化、かつ多様化してきており、診療施設において獣医師の診療業務（動物の診断・治療など）を補助する専門職と獣医師による機能分担体制の整備が求められている。このような社会要請に応えるうえで、獣医師と動物看護師などの獣医療従事者との連携確保によるチーム獣医療の整備を推進するため、動物看護師の技術・知識の高位平準化対策とその公的資格制度化に向けて法整備を図られたい。

(2) 獣医師法に努力義務として定められている卒後臨床研修については、臨床研修を行う施設を農林水産大臣が指定する際の小動物診療施設に関する基準が定められたが、その実効性は十分ではない。今後は、民間動物診療施設に臨床研修施設指定の動機づけを行う一方、獣医師会と十分に連携のうえ、研修体制整備のための施策を積極的に講じられたい。

また、産業動物診療においては、畜産業の規模拡大にともない、生産サイドからは衛生面から生産を支える幅広くかつ高度な獣医療サービスが求められており、群管理衛生技術や農場 HACCP の推進普及等に関する知識と技術を備えた獣医師の養成を図られたい。

### 5 動物の福祉の増進と適正管理対策及び野生動物対策への獣医師の関与を強化すること。

動物愛護管理法においては、動物取扱業者の適正化、多頭飼育の適正化等種々の規制の整備が図られ、法令に基づく様々な施策を効率的に実施するために、獣医師の関与の強化が明文化されている。

また、野生動物による被害が各地で発生して国民の関心事となる中で、これらの動物に対してはバランスのとれた保護・管理に係る施策が求められている。施策の円滑な実施のため、動物に関する専門教育を受けた獣医師の担当部局への適正配置が必要であり、家畜衛生・公衆衛生部門と動物愛護・野生動物管理部門の人事交流等により問題解決を図られたい。

## B 個別事業報告

### I 公益目的事業

#### 公益1 獣医師道の高揚及び獣医事の向上並びに動物の福祉・適正管理対策の推進に関する事業

#### 1 部会委員会等運営事業（獣医事及び動物福祉適正管理対策関係）

##### (1) 職域別の部会委員会の運営

各職域に係る諸課題について、昨年度に引き続き各部会の委員会ごとに定めた別記検討テーマについて地方獣医師会の部会組織とも連携を確保しながら委員会において協議・検討を行い、その対処方針等を日本獣医師会及び地方獣医師会事務・事業の推進に逐次反映させるとともに、獣医療の質の向上をはじめとする獣医療提供体制の整備について関係機関・団体等に対する施策推進の提言活動に努めた。

なお、各部会委員会の会議概要は、委員会開催後、逐次、日本獣医師会ホームページに掲載した。

また、平成27年2月6日、第4回職域別部会関係部会長会議を開催し、本会の平成27年度事業計画書(案)について説明を受けた後、意見交換を行い、各部会長が事業計画を踏まえた、部会での取り組みの推進を確認した。

#### 【別記】

#### 部会委員会（常設委員会・個別委員会）の構成と検討テーマ

#### 1 常設委員会

部 会	委 員 会	検 討 テ ー マ
獣 医 学 術 部 会	学 術 ・ 教 育 ・ 研 究 委 員 会	①獣医学術の振興について（獣医学術学会年次大会開催のあり方について、獣医学術地区学会の整備充実と日本獣医師会との連携強化について、学術・学会等に関する組織とその規程の整備について）
	学 術 振 興 検 討 小 委 員 会	②獣医師人材の育成について（会誌編集・提供事業にかかる学会学術誌の質の向上について、獣医学術の講習・研修会事業及び振興調査研究事業の推進について）
	獣 医 師 人 材 育 成 検 討 小 委 員 会	③獣医師生涯研修事業の整備・充実について
	生 涯 研 修 事 業 運 営 小 委 員 会	④獣医学教育の改善に向けた支援活動について（参加型臨床実習のあり方と整備充実について、教育環境の整備充実に向けた要請活動について、新規獣医師の適正配置による分野・地域別就業偏在の改善について）
	獣 医 学 教 育 の 整 備 ・ 充 実 検 討 小 委 員 会	（課題により、産業動物臨床、小動物臨床、家畜衛生、公衆衛生部会と連携して検討）
獣 医 臨 床 研 究 に 関 する 生 命 倫 理 ガ イ ド ラ イ ン 検 討 小 委 員 会	⑤獣医臨床研究のあり方、特に生命倫理ガイドライン策定について	

産業動物臨床部会	産業動物臨床・家畜共済委員会 養豚獣医療小委員会 養鶏獣医療小委員会	①地域獣医療提供体制整備計画推進のための協力体制の確立について ②社会ニーズに対応した産業動物診療獣医師の育成支援のあり方について ③農場 HACCP 等に基づく農場管理獣医師制度の取り組みについて ④畜種（牛、馬、豚、鶏）別獣医療への取り組みについて ⑤獣医学教育課程における「参加型臨床実習」への協力の方向（学術・教育・研究委員会で検討）
小動物臨床部会	小動物臨床委員会 卒後臨床研修・新卒獣医師就業ワーキンググループ 小動物診療実態調査ワーキンググループ 認定動物看護師制度ワーキンググループ 小動物獣医療開業ガイドラインワーキンググループ	①卒後研修制度のあり方、新卒獣医師の就業地の偏在解決に向けた対応について ②家庭飼育動物の飼い主の意識調査、診療料金等の検証について ③認定動物看護師の国家資格化に向けた対応について ④狂犬病予防事業のあり方、接種率の増加に向けての取り組み、マイクロチップによる個体識別と登録、集合注射と個別注射のあり方、地方行政と地方会のあり方（狂犬病予防体制整備特別委員会において検討） ⑤小動物獣医療開業ガイドラインの策定について
家畜衛生部会	家畜衛生委員会	①家畜衛生と公衆衛生の協働に向けて、特に、家畜衛生から公衆衛生への意見及び公衆衛生から家畜衛生への意見について（継続・公衆衛生委員会と合同委員会を開催） ②家畜防疫業務の堅持対策の推進について（継続：産業動物臨床部会と合同委員会を開催）
公衆衛生部会	公衆衛生委員会	①家畜衛生と公衆衛生の協働に向けて、特に、家畜衛生から公衆衛生への意見及び公衆衛生から家畜衛生への意見について（継続・家畜衛生委員会と合同委員会を開催） ②人と動物の共通感染症対応に係る獣医師会の役割について
動物福祉・愛護部会	動物福祉・適正管理対策委員会 災害時獣医療活動検討委員会 学校動物飼育支援対策検討委員会	①災害時における動物救護獣医療活動について、 ②動物の所有明示・個体識別措置の普及強化について ③学校等における動物飼育活動の円滑な推進に向けて
職域総合部会	総務委員会	日本獣医師会の運営のあり方 ①広報活動の充実方策について ②役員選任規程の見直しについて ③日本獣医師会会費のあり方について ④組織基盤強化対策について ⑤危機管理対策について

## 2 個別委員会

部 会	委 員 会	検 討 テ ー マ
動物福祉・愛護部会	日本動物児童文学賞審査委員会	日本獣医師会日本動物児童文学賞の選考及び審査など
職域総合部会	獣医師職業倫理向上委員会	獣医師職業倫理の向上について
	野生動物対策検討委員会 野生動物救護対策の在り方 検討小委員会	野生動物対策のあり方について（他の6部会と連携して検討）
	日本獣医師会雑誌編集委員会	日本獣医師会雑誌(日獣会誌)の企画及び編集

### ア 関係する各部会の委員会の開催と検討状況

#### (ア) 産業動物臨床部会

##### 産業動物臨床・家畜共済委員会

産業動物臨床・家畜共済委員会〔委員長：麻生 哲(日本獣医師会理事)、副委員長：横尾 彰(日本獣医師会理事)〕では、今期の検討テーマである「①地域獣医療提供体制整備計画推進のための協力体制の確立について、②社会ニーズに対応した産業動物診療獣医師の育成支援のあり方について、③農場 HACCP 等に基づく農場管理獣医師制度の取り組みについて、④畜種(牛、馬、豚、鶏)別獣医療への取り組みについて、⑤獣医学教育課程における「参加型臨床実習への協力の方向」のうち、まず畜種別獣医療を中心に取り組むこととした。

畜種別獣医療のうち養豚については、養豚獣医療検討小委員会を設置し、本分野の課題である、①養豚獣医療の活性化について、②要指示医薬品の適正流通について、③養豚獣医師の育成について、④消費者への広報について、第1回小委員会を平成26年7月24日に、第2回小委員会を平成26年10月2日に開催し検討し、報告書を取りまとめた。

また、養鶏については、養鶏獣医療検討小委員会を設置し、本分野の課題である、①動物用医薬品指示書(指示書)の運用方法について、②管理獣医師とその育成について、③消費者への広報について、第1回小委員会を平成26年7月3日に、第2回小委員会を平成26年9月18日に開催し検討し、報告書を取りまとめた。

さらに第18回委員会を平成27年3月19日に開催し、小委員会での検討結果報告とともに、その他の検討テーマに関して検討を行った。

#### (イ) 小動物臨床部会

##### a 小動物臨床委員会

小動物臨床委員会〔委員長：細井戸大成(日本獣医師会理事)〕は、平成25年から引き続き、①卒後臨床研修制度の在り方、新卒獣医師の就業地の偏在解決に向けた対応、②家庭飼育動物の飼い主の意識調査、診療料金等の検証、③認定動物看護師の国家資格化に向けた対応、④小動物獣医療開業ガイドラインの策定、の4つのテーマについて検討した。各ワーキンググループが個別の検討課題に対応する一方、平成27年1月7日に第16回委員会を開催し、各ワーキンググループの検討内容について意見交換を行った。

##### b 卒後臨床研修・新卒獣医師就業ワーキンググループ〔座長：西間久高(北九州市獣医師会会長)〕

では、平成26年12月15日に会議を開催し、卒後臨床研修の在り方の課題取り組みの方向として、①農林水産大臣指定卒後臨床研修施設の指定拡大に向けた検討、②研修施設としての指定を受けていない個人診療施設及び企業形態診療施設における研修への取り組みの検討、③地方獣医師会における卒後臨床研修の取り組み(会員の診療施設等との連携、独自事業による研修開催等)の検討、④e-ラーニングの活用その他効果的な卒後臨床研修のための取り組みの検討を行った。さらに、新卒獣医師の就業地域偏在への対応の進め方として、獣医学系大学卒業生の就職状況調査、及び獣医学系大学に在籍する学生に対する意識調査の実施について検討した。

- c 小動物診療実態調査ワーキンググループ〔座長：佐伯潤（大阪府獣医師会理事）〕では、平成26年7月8日に第2回会議を開催し、家庭飼育動物（犬・猫）の診療料金実態調査及び飼育者意識調査の内容・方法等について検討を行った。また、平成27年3月31日に第3回会議を開催し、調査結果の取りまとめについて検討を行った。
- d 家庭飼育動物（犬・猫）の診療料金実態調査  
調査期間：平成26年12月22日（月）～平成27年2月21日（土）、調査対象：小動物診療施設の開設者、回収数：1,365（平成26年12月現在の小動物診療施設開業会員構成獣医師7,101名の19.2%）、回答方式：WEBサイト入力方式と調査表郵送方式の併用（WEB回答493、郵送回答872）、調査委託先：株式会社マクロミル
- e 家庭飼育動物（犬・猫）の飼育者意識調査  
調査期間：平成26年11月27日及び28日の2日間、調査対象：株式会社マクロミルの一般市民モニター、回収数：3,096。
- f 認定動物看護師制度ワーキンググループ〔座長：藤井康一（横浜市獣医師会）〕では、報告書案を作成し、第16回小動物臨床委員会において検討した。
- g 小動物獣医療開業ガイドラインワーキンググループ〔座長：川田睦（大阪市獣医師会）〕では、ガイドライン案を作成し、第16回小動物臨床委員会において検討した。

#### (ウ) 家畜衛生部会

##### 家畜衛生委員会

家畜衛生委員会〔委員長：平井清司（日本獣医師会理事）〕においては、第15回委員会を平成26年7月31日に開催し、今期の検討テーマの一つである現状の家畜防疫対策の推進について意見交換を行った。

第16回委員会は、平成26年7月31日に公衆衛生委員会〔委員長：森田邦雄（日本獣医師会理事）〕と合同で開催し、今期の合同の検討テーマである「家畜衛生と公衆衛生の協働に向けて―家畜衛生から公衆衛生への意見及び公衆衛生から家畜衛生への意見―」について、まず、今期テーマに関連する事項として、①厚生労働省の担当官から「野生鳥獣肉の衛生管理」について、②農林水産省の担当官から、「農林水産省が取り組む食品安全（微生物編）～科学データに基づいた有害微生物の汚染低減対策～」として、鶏肉のカンピロバクター、牛肉の腸管出血性大腸菌、鶏卵のサルモネラ属菌の汚染低減に向けた取り組みについて、それぞれ説明を受けた後、農林水産省が取り組む微生物、牛ヨーネ病・牛白血病への協働、インターンシップ制度のあり方について意見交換を行った。

第17回委員会は、平成27年2月9日に第16回同様、合同委員会で開催し、事務局で取りまとめた、これまでの論点整理について議論を深めた後、報告書を取りまとめる委員を選任し、素案ができ次第、メール等を利用して、委員へ意見を聴取し、取りまとめを進めることされた。

#### (エ) 公衆衛生部会

##### 公衆衛生委員会

公衆衛生委員会〔委員長：森田邦雄（日本獣医師会理事）〕においては、第15回委員会を平成26年7月31日に、第17回委員会を平成27年2月9日に、それぞれ家畜衛生委員会〔部会長・委員長：平井清司（日本獣医師会理事）〕と合同で開催した（上記参照）。

第16回委員会は、平成27年2月9日に開催し、今期の検討テーマの一つである「人と動物の共通感染症対応に係る獣医師会の役割」について、過去の報告書の提言内容を踏まえ意見交換を行い、現状での課題を改めて報告書として取りまとめることとされた。

#### (オ) 動物福祉・愛護部会

##### a 動物福祉・適正管理対策委員会

動物福祉・適正管理対策委員会〔委員長：木村芳之（日本獣医師会理事）〕は、平成27年2月13日、獣医学術学会年次大会（岡山）において、さらなる動物個体識別事業の全国的な取り組みの推進を目的に、シンポジウム「マイクロチップ装着による動物個体識別事業の推進―全国レベルの事業活動の展開を期待―」を開催し、約120名の参加を得た。

##### b 災害時獣医療活動検討委員会（小委員会）

災害時獣医療活動検討委員会〔委員長：木村芳之（日本獣医師会理事）〕は、平成27年2月

14日、獣医学術学会年次大会（岡山）において、「災害時獣医療活動シンポジウム」を開催し、人間の医療における災害時医療体制や、福岡県での動物救護体制作りの取り組み、動物被災状況の予測等について講演を行い、約60名の参加を得た。

c 学校動物飼育支援対策検討委員会（小委員会）

学校動物飼育支援対策検討委員会〔委員長：木村芳之（日本獣医師会理事）〕は、第4回委員会を平成26年10月22日に開催し、学校動物飼育支援活動の位置づけと取り組みについて、学会年次大会における拡大会議と市民公開シンポジウムに向けた協議・検討を行った。平成27年2月15日、岡山県において開催された獣医学術学会年次大会においては、第5回委員会を公開型拡大会議（意見交換会）として開催し、各地方獣医師会の学校飼育動物関係活動担当者等62名の参加の下、アンケートの集計報告、全国の取り組みと対策の報告の後、委員と参加者との意見交換を行った。また、拡大会議に引き続き、岡山県獣医師会及び日本小動物獣医師会との共同主催により、文部科学省等から演者を招いて、市民公開シンポジウム「学校飼育動物の教育的意義」を開催し、84名の市民等の参加を得た。

また、学校における適正な動物飼育活動の推進のため、本会と一般社団法人日本小動物獣医師会が共同で、「がっこう動物新聞」として、小学校等への掲示を目的とした壁新聞を発行した。全地方会に見本を配布した後、29地方会から追加の申請を受け、合計3,935部を配布した。また、8地方会から、地方会の連絡先入りの新聞について印刷注文を受け、合計4,820部を手配した。

d 日本動物児童文学賞審査委員会（個別委員会）

日本動物児童文学賞審査委員会〔委員長：木村芳之（日本獣医師会理事）〕は、第26回の応募作品106点について、一次審査で選出された15作品を対象に二次審査として、平成26年7月28日に第26回日本動物児童文学賞審査委員会を開催し、日本動物児童文学大賞1点及び同賞優秀賞2点並びに同賞奨励賞5点を決定した（67頁の「(2) 日本動物児童文学賞事業」を参照）。

(カ) 職域総合部会

a 総務委員会

総務委員会〔委員長：矢ヶ崎忠夫（日本獣医師会専務理事）〕は、平成26年度、計5回にわたり委員会を開催した（第14回・5月19日、第15回・9月25日、第16回・11月26日、第17回・1月16日、第18回・3月10日）。

本委員会では、「日本獣医師会の運営のあり方」をテーマに、喫緊の課題である、①役員選任規程の見直しについて、②危機管理対策について、③組織基盤強化対策について、④動物感謝デーの開催のあり方について、⑤日本獣医師会会費のあり方について、⑥広報活動の充実強化策についてそれぞれ検討を行い、検討の結果を委員会でとりまとめ、理事会に報告書として提出することとしている。

b 野生動物対策検討委員会

野生動物対策検討委員会〔委員長：鈴木正嗣（岐阜大学教授）〕は、「保全医学の観点を踏まえた野生動物対策の在り方—対策の実施及び推進のための具体的手順—」をテーマに、小委員会として設置された野生動物救護対策の在り方検討小委員会〔座長：赤木智香子（ラプターフォレスト代表）〕と連携しつつ検討を行った。第11回野生動物対策検討委員会・第4回野生動物救護対策の在り方検討小委員会合同委員会を平成26年4月28日に開催し、いわゆる救護対象種の絞り込みに対する背景及び対応の検討、報告書取りまとめに向けた検討、平成26年度獣医学術学会年次大会（岡山）におけるシンポジウムの開催計画の検討を行った。また、第12回野生動物対策検討委員会・第5回野生動物救護対策の在り方検討小委員会合同委員会を平成26年8月29日に開催し、報告書の内容に係る詳細の検討、シンポジウムの構成の検討を行った。平成27年2月13日には、平成26年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会（岡山）の特別企画としてシンポジウム「新時代の野生動物対応～救護からリハビリテーションへ～」を開催した。鈴木委員長を座長に、近藤信雄副会長の挨拶、鈴木座長の趣旨説明に続き、①「生き物の暮らしをまもる生物多様性保全—生態系の中とともに生きる人と野生動物—」須藤明子（野生動物対策検討委員会副委員、(株)イーグレット・オフィス専務取締役）、②「これからの野生動物救護—連携と共存による生物多様性保全への貢献を考える—」赤木智香子（野生動



物救護対策の在り方検討小委員会座長、ラプター・フォレスト代表)、③野生動物と感染症—近年の鳥インフルエンザウイルス感染症の発生状況を踏まえて—山口剛士(野生動物対策検討委員会副委員長、鳥取大学教授)、④「北海道の傷病鳥獣保護ネットワークシステムについて」武田忠義(野生動物対策検討委員会副委員長、北海道日高振興局保健環境部環境衛生課長)の4題の講演、総合討論における「薬剤耐性菌問題について」浅井鉄夫(岐阜大学教授)の紹介及び質疑が行われた。シンポジウムの結果を踏まえ、報告書の取りまとめを進めた。

## (2) 個別課題への対応

### ア 特別委員会の運営

本会の課題のうち、重要性かつ今後の活動推進を考慮すべき3つの課題、すなわち①飼育犬を巡る社会環境の変化、飼育者ニーズが多様化している中で、狂犬病予防接種率の低下、登録頭数と飼育頭数の乖離、狂犬病予防注射済票による注射頭数把握の実効性低下等狂犬病予防事業が低迷している昨今、さらに平成25年7月、隣国である台湾において野生のイタチアナグマに本病が発生するという現状に鑑み、狂犬病予防事業については、実効性の確保と充実・強化を図る必要があること(狂犬病予防体制整備)、②結婚や出産、子育てを理由に離職する多数の女性獣医師の存在に鑑み、職場復帰や再就職に必要な知識・技術の修得等により生涯を通じてその能力を十分発揮できるような方策とともに、獣医師の地域・職域偏在を解決の一助となるよう、女性獣医師への就業支援対策が必要であること(女性獣医師支援)、③今日、国民の間で高病原性鳥インフルエンザをはじめとする多くの人と動物の共通感染症の流行制御への関心や、食品の安全性確保に関する意識が高まる中、医師と獣医師が緊密に連携し、安全で安心な社会の構築が求められる現状を受け、平成25年11月、公益社団法人日本医師会と本会が締結した学術協力の推進に関する協定書に基づき、両団体協働による取り組みを推進する必要があること(医師会との連携推進)について検討するため、会長の下に設置した以下の特別委員会において、引き続き検討が行われた。

#### (ア) 狂犬病予防体制整備特別委員会

狂犬病予防体制整備特別委員会〔委員長：中島克元(神戸市獣医師会会長)〕は、第2回委員会を平成26年4月25日に開催し、地方獣医師会における狂犬病予防対策の現状について情報交換及び意見交換を行うとともに、台湾における狂犬病発生事例に関する情報交換を行った。第3回委員会を平成26年8月28日に開催し、厚生労働省健康局結核感染症課から全国の都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部局長あてに発出された国内動物を対象とした狂犬病検査の実施に関する通知(平成26年8月6日付け26日獣発第133号により地方会長あて通知)に係る厚生労働省から説明されるとともに、学識経験者の立場からみた狂犬病予防対策等の現状について情報交換及び意見交換を行った。第4回委員会を平成27年1月28日に開催し、報告書とりまとめ案について検討した。

#### (イ) 女性獣医師支援特別委員会

女性獣医師支援特別委員会〔委員長：栗本まさ子(日本乳業技術協会業務執行理事)〕は、第2回委員会を平成26年6月3日に、第3回委員会を平成26年8月26日に、第4回委員会を平成27年1月20日に開催した。

平成25年度獣医療提供体制整備推進総合対策事業(農林水産省補助事業)で実施した「獣医師の就業環境等に関する現況調査」及び委員会での検討を踏まえ、平成26年10月31日付けで委員会中間報告「女性獣医師がより活躍できる環境づくりに向けて—獣医師全体のワーク・ライフ・バランス改善のために—」を取りまとめ、平成26年12月19日付け26日獣発第264号「女性獣医師支援特別委員会中間報告の送付について」により、地方獣医師会ほか関係各所に送付した。

平成27年2月13日、岡山コンベンションセンターにて、平成26年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会(岡山)の会期中、シンポジウム「すべての獣医師がより活躍できる環境づくりに向けて—女性獣医師の就業現場から—」を平成26年度獣医療提供体制整備推進総合対策事業(農林水産省補助事業)の補助を受け、開催した。

平成25年度獣医療提供体制整備推進総合対策事業(農林水産省補助事業)で実施した「獣医

師の就業環境等に関する現況調査」について、平成26年度獣医療提供体制整備推進総合対策事業（農林水産省補助事業）の補助を受け、追加分析を実施した。今後、中間報告、シンポジウム及び追加分析の結果を踏まえ、最終報告を取りまとめる予定である。

#### （ウ）医師会との連携推進特別委員会

第2回医師会との連携推進特別委員会〔委員長：酒井健夫（日本獣医師会副会長）〕を平成26年9月22日に開催し、検討テーマである「日本医師会と日本獣医師会の連携推進に係る方策」について意見交換を行った。

委員会では、①平成26年10月28日に日比谷公会堂で開催の日本医師会との連携シンポジウム「一人と動物の共通感染症を考える－狂犬病の現状と対策」への参加協力の依頼等について、その方法と内容の検討を行い、②地方医師会と地方獣医師会における学術の連携に関する協定書締結状況の報告と、本件の対応について検討を行ったほか、③平成26年度獣医学術学会年次大会（岡山）における日本医師会協力によるシンポジウム「ダニが媒介する感染症の人への健康被害」の開催内容の報告、④「人と動物の共通感染症ハンドブック」の作成に向け、具体的な冊子の内容等に係る検討が行われた。

#### イ 地区獣医師大会における決議要望事項と決議要望事項に対する対応

平成26年度地区獣医師大会において採択された決議要望事項等は、別記1のとおりであるが、これら決議・要望事項に対する対応については平成26年度第9回業務運営幹部会（平成26年12月19日）において協議の上、別記2のとおり対応方針等が了承され、第4回職域別部会関係部会長会議（平成27年2月6日、48頁の「（1）職域別の部会委員会の運営」を参照）における検討を経て平成26年度第5回理事会（平成27年3月20日）に報告された。

#### 【別記1】

### 《平成26年度地区獣医師大会における決議要望事項等》

#### 【北海道地区】

- 1 獣医学教育の改善・充実について
- 2 公務員獣医師の処遇改善について

#### 【東北地区】

- 1 大規模災害時対応の充実と強化について
- 2 実効性のある狂犬病予防対策の構築について

#### 【関東・東京地区】

- 1 狂犬病の恐ろしさの再認識と予防対策の重要性について
- 2 伴侶動物の飼育率向上について
- 3 動物を介した児童等の情操教育への支援体制の拡充・強化について
- 4 マイクロチップによる個体登録の義務化と全国統一の個体認証システムの構築について
- 5 公務員獣医師の処遇改善への取り組み強化について
- 6 獣医師としての自覚と誇りを持った行動について

#### 【中部地区】

- 1 日本の食料自給率の向上について
- 2 年次学会の運営見直しについて
- 3 女性獣医師の負担軽減に係る日本獣医師会会費納入基準の見直しについて
- 4 牛白血病清浄化対策について
- 5 豚流行性下痢症対策について
- 6 狂犬病予防対策の推進について

- 7 動物愛護事業推進における獣医師会の役割について
- 8 学校動物の飼育支援について
- 9 マイクロチップの情報管理一元化と装着義務化の推進について
- 10 災害発生時における会員の安否情報と支援のシステム構築について

#### 【近畿地区】

- 1 大阪府立大学における獣医学教育の充実と獣医学部および獣医学研究科の設置について
- 2 家庭動物との共生が高齢者の健康寿命に及ぼす影響の検証推進について
- 3 野生動物事業に対する獣医師・獣医師会の姿勢と行政の連携の在り方について
- 4 狂犬病予防事業の充実を目指して
- 5 開業ガイドライン策定と新たな臨床研修体制構築に関する要請

#### 【中国地区】

- 1 狂犬病予防法に基づく「犬の登録」に係るマイクロチップ装着の法制化
- 2 産業動物診療獣医師及び公務員獣医師等の確保対策
- 3 獣医療に関する広告の制限及びその適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン）の見直しについて
- 4 学校獣医師の設置と法制化について

#### 【四国地区】

- 1 家畜伝染病防疫体制の強化について
- 2 地方自治体勤務獣医師の待遇改善について
- 3 狂犬病予防対策の徹底について
- 4 動物愛護管理の推進について

#### 【九州地区】

- 1 産業動物診療獣医師及び勤務獣医師の処遇改善と人材確保対策について
- 2 狂犬病予防法に基づく犬の登録及び予防注射の徹底と「マイクロチップ装着」の法制化について
- 3 食の安心・安全の確保と、家畜衛生対策の充実・強化について
- 4 災害時の動物保護・支援活動体制の整備について

#### 【全国家畜衛生委員会】

- 1 家畜衛生関係獣医師職員の社会的重要性に配慮した処遇改善のための家畜保健衛生費の拡充
- 2 家畜伝染病や人獣共通感染症対策に的確に対応できる人員確保のための予算支援
- 3 バイオハザードに配慮した施設・機器整備への助成の拡大
- 4 獣医系大学における家畜衛生分野の教育の充実

#### 【別記2】

### 《平成26年度 地区獣医師大会決議要望事項等に対する対応》

#### 1 獣医界をめぐる情勢と日本獣医師会の対応

- (1) 我が国と同様に狂犬病清浄国であった台湾において、平成25年7月に52年ぶりに野生動物のイタチアナグマに狂犬病の発生が確認された。また、本年に入って、西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行拡大が国際的な関心を集め、さらに国内ではデング熱の発生が話題となるなど、越境感染症が国民の健康の脅威となりつつある。

国民生活の安全と安心を守り、畜産の振興とその持続的発展を図る上で、我々獣医師には人と動物の共通感染症への対応、家畜の保健衛生の向上、食の安全性の確保に対する不断の備えが一

層強く求められている。

一方、犬や猫等の家庭飼育動物が家族の一員としての役割を果たす中、人と同様にこれらの動物の高齢化に対する高度できめ細やかな獣医療が求められ、また人の医療や福祉、さらに学校教育での動物介在活動等にも国民の関心が寄せられている。

本会と地方獣医師会は一体となって、これら国民の要請に応えるため、幅広い分野で活躍する獣医師を確保し、獣医師が十分に活躍できる環境を整備する必要がある。

(2) これまでの本会の獣医師・獣医療並びに動物の福祉及び適正管理に関する政策提言は、①家畜伝染病や人と動物の共通感染の感染症に対する防疫体制の整備・充実、②獣医学教育の改善、整備・充実、③獣医師確保と適正配置のための獣医師就業の偏在の是正、④獣医療提供の質の確保のためのチーム獣医療提供体制の整備・充実等、⑤動物の福祉の増進と適正管理対策及び野生動物対策の充実の5課題を挙げ、関係方面に要請してきたところである。

(3) さらに、平成25年度には新しい観点として、①狂犬病予防体制の整備、②女性獣医師の支援、③日本医師会との連携の3つの重点課題を掲げ、会長の下に特別委員会を設置して検討を行い、対応を講じている。

また、公務員獣医師の処遇改善、獣医学教育の整備充実については、総会決議等に日本獣医師会と地方獣医師会が一体となって取り組んでいる。特に「特区制度」を利用した獣医学科新設に対してはこれまでと同様に反対運動を展開している。また、医師会と獣医師会の連携については、本会と地方獣医師会が連携して活動を強化している。

(4) このような状況の中で、平成26年度に開催された地区獣医師大会等での決議要望事項等について、すでに実施している政策提言活動と重複している事項もあるものの、いずれも今日の獣医師及び獣医療が担う社会的役割を果たすため積極的に取り組むべきものであり、個々の課題については以下のとおり対処することとしたい。

## 2 平成26年度地区獣医師大会等における決議要望事項等

(省略：54頁の【別記1】を参照)

## 3 平成26年度地区獣医師大会における決議要望事項に対する対処の考え方

(1) 口蹄疫等の家畜伝染病及び人と動物の共通感染症に対する防疫体制の充実・強化並びに食の安全の確保及び畜産振興

ア 口蹄疫等の家畜伝染病及び共通感染症に対する防疫体制の整備・充実

- ・牛白血病の清浄化のための損失補てん措置（中部地区）
- ・豚流行性下痢症に対するワクチンの開発と備蓄（中部地区）
- ・①家畜伝染病対策のための獣医師の確保、②輸入検疫の強化、③安全安心な畜産物の供給体制及び共通感染症対策の強化、④家畜伝染病に関する情報網の整備（四国地区）
- ・①海外悪性伝染病に対する検疫体制の強化、②畜産農場におけるHACCP導入の推進とそのための人材育成及び体制整備（九州地区）
- ・①バイオハザードに配慮した施設・機器整備への助成、②獣医学系大学における家畜衛生分野の教育の充実（家畜衛生職員会）

イ 食の安全の確保及び農畜産振興

- ・農畜産業の育成による食料自給率の向上（中部地区）

[ 考え方・対応等 ]

ア 口蹄疫等の家畜伝染病及び共通感染症に対する防疫体制の整備・充実については、本会として、①防疫要員である獣医師の確保、②施設・機器整備のための予算措置の充実、③自衛防疫組織強化のための予算措置の充実等について、関係各所に要請活動を行ってきた。

また、平成25年11月、本会と日本医師会との連携に関わる協定書を取り交わし、平成26年11月には狂犬病に関する連携シンポジウムを開催するとともに、関係官庁には共通感染症防疫対策に関わる医師会との連携に関わる体制整備の支援についても要請してきた。さらに、関連部会である産業

動物臨床部会の産業動物・家畜共済委員会、畜産・家畜衛生部会の家畜衛生委員会、公衆衛生部会の公衆衛生委員会等関係部会委員会において農場HACCPの普及啓発、牛白血病の防疫対策等、地区からの決議要望事項に関連する検討を行い、関係機関にその報告書を提出して要請活動を行ってきたところである。

イ また、平成22年度から本会を含む獣医療関係団体で組織する獣医療提供体制整備推進協議会が、国の支援を得て獣医療提供体制整備推進事業を実施し、農場から食卓までの食の安全に関わる高度な技術を有する獣医師及び管理獣医師の確保に努めているところである。今後は、本件に関連する部会委員会において検討を行い、適宜、提言要請活動を行っていく予定である。

ウ なお、農畜産業の振興、食料自給率の向上については、中央畜産会等の関連団体と連携を図りながら、要請活動を行っているところである。

## (2) 狂犬病対策の充実・強化

- ・①登録・予防接種向上のための法令改正、②国内における発生状況及び疫学的実態の把握並びに国民への普及啓発、③発生時の対応マニュアルの策定及び検査・調査体制の整備並びに医療用狂犬病ワクチンの確保（東北地区）
- ・狂犬病予防注射の重要性に関する国民への普及啓発（関東・東京地区）
- ・①狂犬病予防注射の重要性に関する国民への普及啓発、②予防対策における医師、獣医師、行政の連携及び獣医師専門家養成のための研修の実施、③狂犬病対応ガイドラインに基づく実地訓練の実施、④狂犬病予防注射の副反応に対する賠償制度の構築及び制度への公的補填、⑤獣医師グループが実施する狂犬病集合予防注射に伴う法令違反に対する指導監督の強化（中部地区）
- ・①日本獣医師会による地方獣医師会の狂犬病予防注射事業の支援、②日本獣医師会と地方獣医師会の情報共有と要請活動の推進（近畿地区）
- ・①狂犬病予防対策の重要性の周知、②鑑札・注射済表の装着の推進、③不妊去勢手術の推進（四国地区）
- ・①犬の登録、予防注射を確実にを行うためのマイクロチップの装着の義務化と飼育頭数の把握、②マイクロチップの装着経費及び読み取り装置の整備に対する支援措置（九州地区）

## 〔考え方・対応等〕

ア 狂犬病リスク管理対策の整備・充実については、本会として、①輸入検疫措置の強化による侵入防止、②診断体制の強化と獣医師への研修の実施、③国民に対する狂犬病予防の重要性に関する普及啓発、④マイクロチップによる所有の明示措置を活用した狂犬病予防対策と動物福祉・管理対策との効率的な運営、⑤犬の飼育実態の把握等について要請活動を行ってきたところである。

イ 本件については、本会の最重要課題の一つに位置付け、各地方獣医師会の意見を十分踏まえながら、抜本的な検討を実施することとして「狂犬病予防体制整備特別委員会」を設置して検討を実施しており、検討結果に基づいて、対応を行っていく予定である。

ウ 地方獣医師会にあっては、狂犬病対策に係る地方自治体事務（犬の登録、定期予防注射の実効確保など）が獣医師会との連携の下で組織的に円滑に推進されるとともに、新しい公益法人制度に対応するためにも、狂犬病予防事業が獣医師会の実施する公益事業として社会的理解の下で実施されるよう尽力いただきたい。

## (3) 獣医師需給対策の推進と処遇の改善

ア 産業動物診療獣医師の確保対策

- ・①家畜共済点数表の改善、②奨学金制度の拡充（中国地区）
- ・①家畜共済制度の充実、②獣医学系大学における産業動物臨床教育の充実及び地域就業優先入学生の導入、③女性獣医師の就業しやすい職場環境の整備（九州地区）

#### イ 公務員獣医師の確保対策

- ・①医療職給与表（二）の改善、②将来的に医療職給与表（一）の適用又はこれに準じる獣医師専門給与表の策定（北海道地区）
- ・公務員獣医師の処遇改善の推進（関東・東京地区）
- ・学校教育において食育教育を充実させる中で、家畜衛生・公衆衛生の重要性についての教育の実践（関東・東京地区）
- ・①医師と同等の給料表の制定、②団体に勤務する獣医師の処遇の改善、③獣医師の確保と定年延長、④食の安全の確保、人と動物の共通感染症対策を図るための地方自治体等の関係施設・設備の充実及び職員の増員⑤保健所所長を「医師又は獣医師」とする地域保健法の改正（四国地区）
- ・①医師と同等の給料表の制定等、職務・業務の実態に即した処遇への改善、②獣医学系大学における家畜衛生・公衆衛生分野の教育の充実及び地域就業優先入学枠の導入③女性獣医師の就業しやすい職場環境の整備（九州地区）
- ・①家畜衛生関係獣医師職員の社会的な重要性に配慮した処遇改善のための家畜保健衛生費の充実、②家畜伝染病、共通感染症に的確に対応できる人員確保のための予算支援（家畜衛生職員会）

#### 〔考え方・対応等〕

ア 獣医師の需給対策については、本会として、給与等の処遇改善とともに①大学教育における獣医師不足職域就業への動機付け、②修学資金給付制度の拡充、③獣医療法における都道府県計画の実現に向けてのフォローアップ、④公務員の人事交流の推進と分野間の連携等について、関係各所に要請活動を行ってきたところである。

また、女性獣医師の就業支援については、地域・職域偏在問題の解決を図るための方策の一つとして、その推進に関する要望を提出した。

イ 平成 22 年度から農林水産省の補助を受けて、本会を含む獣医療関係団体で組織する獣医療提供体制整備推進協議会が実施する「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」においては、①卒後間もない産業動物獣医師、公務員獣医師等への獣医師倫理及び法令に関する講習、②中堅臨床獣医師に対する管理獣医師及び高度獣医療に関する講習、実習を実施して、産業動物獣医師、公務員獣医師の職域への定着を促している。

また、平成26年度においては、平成25年に行った女性獣医師の就業環境に関する調査結果の分析を行い、平成27年度以降の支援対策の検討及びその実施に資することとしている。

ウ 公務員獣医師の処遇改善については、本会と地方獣医師会が連携しての関係各所への働きかけを行った結果、平成26年7月30日に開催された全国都道府県議会議長会第148回定例総会において、公務員獣医師の処遇の改善等が盛り込まれた「平成27年度予算編成並びに施策に関する提言」が決定され、翌7月31日には、内閣官房、農林水産省、環境省及び自民党に要請活動が行われた。

この機会に、本会と地方獣医師会の連携を強化して活動を実施する所存であり、地方獣医師会においても関係各所の要請活動に一層尽力いただきたい。

#### （4）動物福祉・管理対策、野生動物対策の推進

##### ア 動物福祉・管理対策の推進

- ・①行政・関係団体との連携による動物愛護管理体制の推進、②不妊・去勢手術の推進等飼い主責任の徹底、③共通感染症に関する知識の普及啓発（四国地区）

##### イ マイクロチップの普及推進

- ・マイクロチップによる家庭動物個体登録の義務化とデータの一元管理（関東・東京地区）
- ・マイクロチップによる家庭動物個体登録の推進とデータの一元管理（中部地区）
- ・①犬の登録におけるマイクロチップ装着の義務付け、②マイクロチップ装着に対する国及び地方自治体の助成措置（中国地区）
- ・④マイクロチップによる個体識別の推進（四国地区）

ウ 災害時の動物救護対応の充実・強化

- ・①広域ネットワークの構築、②器材と輸送車両及びその通行の確保、③マイクロチップの普及推進（東北地区）
- ・①地方公共団体が設置する動物愛護管理センターの管理運営の獣医師会への委託、②災害時の動物救護活動における地方公共団体と獣医師会の協力体制の整備（中部地区）
- ・災害時における動物救護施策の推進（四国地区）
- ・①災害時における動物シェルターの整備と避難マニュアルへの明記、②同行避難への理解醸成と同行避難訓練の実施（九州地区）

エ 学校動物飼育支援対策の推進

- ・動物を介した児童の情操教育実施のための地方自治体と獣医師会の連携支援体制の構築（関東・東京地区）
- ・学校動物飼育に関する法的整備及び国からの地方公共団体、教育委員会への指導（中部地区）
- ・①学校獣医師の設置と制度化、②教員養成課程における動物介在教育カリキュラムの整備（中国地区）
- ・学校動物飼育に関するサポート体制の整備（四国地区）

オ 野生動物対策事業の推進

- ・事業実施における日本獣医師会、地方獣医師会及び行政との連携（近畿地区）

〔 考え方・対応等 〕

ア 動物福祉管理対策・野生動物対策については、これまで、改正動物愛護管理法に関わる規制整備とその円滑な施行、特にマイクロチップの普及推進と災害の動物救護に関わる体制整備、また、国及び地方公共団体の野生動物所管部署における獣医師の配置等について要請を行ってきたところである。

イ マイクロチップの普及対応については、本会の重点項目に掲げ、法施行後5年目に当たる平成30年における義務化検討に向けて、各地区の決議要望事項の内容を踏まえて、本会における関係事業を推進するとともに、普及啓発の推進、データベースの一元化等について検討を行い、その結果に基づいて要請活動を行うこととしている。

ウ 東日本大震災における被災動物救護活動については、多くの国民の理解と支援を背景として、被災地の地方獣医師会、被災地を支援する全国の地方獣医師会と本会が連携・推進し、福島県を除く多くの地域では活動が収束している。

今後は、活動の記録を集約し、今回の対応が残した教訓をもとに、動物福祉・愛護部会の動物福祉・適正管理対策委員会において、今回の決議要望の事項の内容も踏まえて、新たな体制整備のためのガイドラインの策定に向けての検討を進めることとしている。

エ 学校動物飼育支援活動については、動物福祉・愛護部会の動物福祉・適正管理対策委員会において検討を進めるとともに、獣医学術学会年次大会の場での拡大委員会・シンポジウムの開催を通じて対応を図ることとしている。

オ 野生動物対策については、職域総合部会の野生動物対策検討委員会においてガイドラインの策定を行っているところであるが、今後は地方獣医師会及び構成獣医師の意見を十分に伺うとともに、その意向を参考に検討を進めることとしている。

カ 今後、実効性ある動物福祉・愛護活動、野生動物対策を円滑に展開するためには国民の理解・支援を得ることが重要であり、動物感謝デーin JAPAN等の機会を活用して、本会・地方獣医師会の活

動等に関する普及・広報活動を行っていくこととしている。地方獣医師会においても、普及啓発活動の意義を十分にご理解いただき、地域ごとに独自の活動を実施されたい。

#### (5) 獣医学教育体制の整備・充実

- ・①国際水準を目指した獣医学教育の改善と充実、②参加型臨床実習並びに家畜衛生・獣医公衆衛生の実務教育の充実、③大学設置基準における専任教員数と施設設備要件の引き上げ、④獣医系大学全体として定員を管理する仕組みの維持（北海道地区）
- ・大阪府立大学における獣医学教育の充実と獣医学部及び獣医学研究科設置（近畿地区）

#### 〔考え方・対応等〕

ア 獣医学教育体制の整備・充実に向けての本会の考え方は、国際水準を目指した獣医学教育の改善と充実であり、これまで、大学設置基準における専任教員数と施設・設備要件を引き上げた上で、現行の獣医学系大学の獣医師養成課程を、学部体制に整備するよう要請活動を実施してきたところであり、大阪府立大学における獣医学部及び獣医学研究科の設置についても支援する立場にある。

イ 一方、本会の要請を受け、文部科学省においては同省高等教育局長の諮問機関である「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」の意見を「今後の獣医学教育の改善・充実方策について」として公表するとともに、その提言事項の進捗状況等のフォローアップを実施するなど獣医学系大学関係者への支援を強めている。本会としても国際水準のコアカリキュラム、第三者評価、共用試験と参加型実習の導入等の提言内容が実現するために文部科学省の支援を要請してきた。

ウ なお、「特区提案」による獣医学部新設については、「反対」の旗幟を鮮明にし、本会と地方獣医師会との連携を強めながら活動を推進していくこととしており、今後も規制官庁の適切な対応を求めていく。

#### (6) 獣医療提供の質の確保及び動物飼育環境の向上等

##### ア 獣医療の質の確保

- ・獣医師としての知識・技術の研鑽と獣医師倫理綱領の遵守（関東・東京地区）
- ・①開業ガイドラインの策定、②職業倫理研修を含めた総合的な研修体制の整備（近畿地区）
- ・獣医療に関する広告制限の適正化のための獣医療広告ガイドラインの見直し（中国地区）

##### イ 動物飼育環境の向上等

- ・安心して人と動物が暮らせる社会基盤の整備（関東・東京地区）
- ・家庭動物との共生が高齢者の健康寿命に及ぼす影響の検証（近畿地区）

#### 〔考え方・対応等〕

ア 獣医師の職業倫理については、獣医師倫理綱領としての「獣医師の誓い-95年宣言」並びに獣医師の活動指針としての「小動物医療指針」及び「産業動物医療の指針」を獣医師倫理関係規程集として取りまとめ、構成獣医師に配布して普及啓発を図ってきたところである。

イ 農林水産省の補助を得て実施する獣医療提供体制整備推進事業においては、新規獣医師に対する職業倫理、関係法令に関する講習会を開催している。今後は獣医学術学会年次大会等の場において関係プログラムを企画するとともに、地方獣医師会が実施する研修会・講習会においても職業倫理等に関する話題を取り上げていただくよう働きかけ、また、印刷物の配布などについて検討したい。

ウ 開業ガイドラインについては、現在小動物臨床委員会でその内容について検討中であり、今後は策定に向けてより幅広く綿密な議論を行うこととしたい。



エ 獣医療広告違反等については、すでに農林水産省に要請済みであるが、関係委員会等で協議の上、必要に応じて要請活動等を実施することとしたい。

オ 犬猫等の伴侶動物の飼育頭数の減少が指摘される中で、ペット関連業界を中心にその対策が協議されている。本会としても関連企業、団体と連携を図り、対策を検討するとともに、動物とともに暮らす効果・効能について動物感謝デー in JAPAN 等を通じて普及啓発を行っていくこととしている。

動物との触れ合いが高齢者に及ぼす影響については、(社)日本動物病院福祉協会(現(公社)日本動物病院協会)等が調査事業を行っているが、より幅広い検証が必要と思われる。関連企業、団体と連携を図る中で行政からも支援を得ながら検証のための具体的な方策を検討する必要がある。

#### (7) 日本獣医師会の組織体制及び運営

##### ア 獣医学術学会年次大会の運営の見直し

- ・日本獣医師会負担金の増額及び参加登録者の増員に向けての検討(中部地区)

##### イ 女性獣医師の負担軽減に係る日本獣医師会会費の見直し

- ・産休・育休中の獣医師の会費免除(中部地区)

##### ウ 災害発生時における構成獣医師の安否情報確認及び支援システム構築

- ・災害時に日本獣医師会が直接構成獣医師の安否を確認、会員同士の支援を促すシステムの構築(中部地区)

#### [ 考え方・対応等 ]

ア 獣医学術学会年次大会の担当地方獣医師会の財政負担については、これまで関係者の努力により収支均衡が保たれてきたと理解している。今後は、越智基金の廃止による補助金の減少に加え、消費税の増額等も見込まれるため、日本獣医師会負担金の増額についても検討を行うべきであると考えている。なお、年次大会をより活気あるもの、意義あるものとするべく、現在学術委員会において検討を行っているところである。

イ 女性獣医師の負担軽減に係る日本獣医師会会費の見直しについては、女性獣医師支援対策の一環としても、産休・育休中の会費徴収のあり方は検討すべき課題であるとして、現在総務委員会において検討中である。

ウ 災害時の構成獣医師の互助については、地方獣医師会の中で連絡網を整備し、また、オンラインの連絡網を整備した会もあると聞いている。特に発災間もない段階においては、近隣の者が連絡を取り合うことが重要であり、実効性もあると思われるが、地方獣医師会と連携しながら日本獣医師会として支援できることがあれば検討したい。

#### ウ 狂犬病等共通感染症対策

##### (ア) 狂犬病予防対策

##### a 普及・啓発対策

- (a) 農林水産省動物検疫所長から通知を受け、平成26年6月17日付け26日獣発第83号「狂犬病予防注射済証等の証明書に使用する筆記具について」を地方獣医師会長あてに通知し、獣医師が記載した内容が変更され、狂犬病予防接種済証等の各種証明書が改ざんされるおそれがあるため、証明書を作成する際は、鉛筆や「消せるボールペン」等の容易に消せる筆記具を使用しないよう依頼した。(71頁の「(3)イ 獣医事等に係る関係情報の提供」を参照)。

- (b) 厚生労働省健康局結核感染症課長から通知を受け、平成 26 年 8 月 6 日付け 26 日獣発第 133 号「国内動物を対象とした狂犬病検査への協力依頼について」を地方獣医師会長あてに通知し、今般策定された「国内動物を対象とした狂犬病検査実施要領」に基づく検査実施の周知を含め、臨床獣医師からの狂犬病を疑う動物等に関する情報提供等、狂犬病検査の推進について協力を依頼した（71 頁の「(3) イ 獣医事等に係る関係情報の提供」を参照）。
- (c) 平成 26 年 10 月 28 日、公益社団法人日本医師会との共同主催による「日本医師会・日本獣医師会による連携シンポジウムー人と動物の共通感染症を考えるー狂犬病の現状と対策」を、日比谷公会堂（東京都千代田区）を会場として、医師・獣医師等 743 名の参加者を得て開催した。シンポジウムでは、日本医師会横倉義武会長、日本獣医師会藏内勇夫会長から挨拶が行われた後、我が国における最新の狂犬病対策の現状や、台湾における 2013 年を中心とした狂犬病に関する状況報告、世界における狂犬病制御の状況、我が国において 36 年ぶりに狂犬病が発生した事例から得られた感染防御対策の重要対応事項、さらに、狂犬病に対する現在の予防法と治療法について国内外の専門家による講演を行い、盛会に終了した。
- (d) 平成 27 年 3 月、平成 27 年度の狂犬病予防注射期間に備え、厚生労働省の施策推進を協力するため、同省と本会の連名表記による狂犬病予防注射普及・啓発ポスターを作製し、地方獣医師会を通じて小動物診療施設を介しての広報活動を実施した。

#### (イ) 共通感染症対策

##### a 鳥インフルエンザ対策

###### (a) 日本国内での各発生事例等の対応について

平成 26 年度は日本国内 5 ヶ所（熊本県、宮崎県、山口県、岡山県、佐賀県）で家きんの高病原性鳥インフルエンザの発生事例があり、また、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出についても国内 5 ヶ所（鳥根県、千葉県、鳥取県、岐阜県、鹿児島県）で確認事例があったことから、以下のとおり、関係省庁からの通知を受け、地方獣医師会長あてに通知し、会員への周知等を依頼した（71 頁の「(3) イ 獣医事等に係る関係情報の提供」を参照）。

①農林水産省消費・安全局長からの通知を受け、平成 26 年 4 月 17 日付け 26 日獣発 22 号「熊本県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について」を地方獣医師会長あてに通知し、会員への周知等を依頼した。

②農林水産省消費・安全局動物衛生課長、食料産業局食品小売サービス課長、同局食品製造卸売課長及び生産局畜産部食肉鶏卵課長からの通知を受け、平成 26 年 4 月 17 日付け 26 日獣発第 23 号「高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について」を地方獣医師会長あてに通知し、会員への周知等を依頼した。

③農林水産省消費・安全局長からの通知を受け、平成 26 年 9 月 18 日付け 26 日獣発 168 号「平成 26 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」を地方獣医師会長あてに通知し、会員への周知等を依頼した。

④農林水産省消費・安全局動物衛生課長からの通知を受け、平成 26 年 11 月 25 日付け 26 日獣発 225 号「鳥根県で採取された野鳥の糞便から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された事例に伴う国内防疫の再徹底について」を地方獣医師会長あてに通知し、会員への周知等を依頼した。

⑤農林水産省消費・安全局動物衛生課長及び環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室長からの通知を受け、平成 26 年 12 月 3 日付け 26 日獣発 239 号「千葉県における野鳥の糞便から高病原性鳥インフルエンザが強く疑われるウイルスが分離された事例に伴う防疫対策の再徹底等について」を地方獣医師会長あてに通知し、会員への周知等を依頼した。

⑥農林水産省消費・安全局長からの通知を受け、平成 26 年 12 月 25 日付け 26 日獣発 272 号「宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について」を地方獣医師会長あてに通知し、会員への周知等を依頼した。

⑦農林水産省消費・安全局動物衛生課長、食料産業局食品小売サービス課長、同局食品製造卸売課長及び生産局畜産部食肉鶏卵課長からの通知を受け、平成 26 年 12 月 25 日付け 26 日獣

発第 273 号「高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について」を地方獣医師会会長あてに通知し、会員への周知等を依頼した。

⑧農林水産省消費・安全局動物衛生課長、食料産業局食品小売サービス課長、同局食品製造卸売課長及び生産局畜産部食肉鶏卵課長からの通知を受け、平成 27 年 1 月 13 日付け 26 日獣発第 282 号「高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について」を地方獣医師会会長あてに通知し、会員への周知等を依頼した。

⑨農林水産省消費・安全局長及び動物衛生課長からの通知を受け、平成 27 年 1 月 21 日付け 26 日獣発 291 号「宮崎県及び山口県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化と防疫対策に係る畜産関係者等への指導の徹底について」を地方獣医師会会長あてに通知し、会員への周知等を依頼した。

⑩農林水産省消費・安全局動物衛生課長、食料産業局食品小売サービス課長、同局食品製造卸売課長及び生産局畜産部食肉鶏卵課長からの通知を受け、平成 27 年 1 月 26 日付け 26 日獣発第 292 号「高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について」を地方獣医師会会長あてに通知し、会員への周知等を依頼した。

⑪農林水産省消費・安全局長からの通知を受け、平成 27 年 2 月 2 日付け 26 日獣発 298 号「岡山県及び佐賀県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について」を地方獣医師会会長あてに通知し、会員への周知等を依頼した。

(b) 海外での各発生事例等の対応について

農林水産省消費・安全局動物衛生課長からの通知を受け、平成 26 年 11 月 11 日付け 26 日獣発 208 号「中国における高病原性鳥インフルエンザの発生等に伴う関係者等への指導の徹底について」を地方獣医師会会長あてに通知し、会員への周知等を依頼した（71 頁の「(3) イ 獣医事等に係る関係情報の提供」を参照）。

b 犬のエキノコックス症対策

愛知県で捕獲された犬における犬のエキノコックス症感染事例に関する厚生労働省健康局結核感染症課からの通知を受け、平成 26 年 4 月 8 日付け事務連絡「愛知県における犬のエキノコックス症感染事例について（情報提供）」を地方獣医師会会長あてに通知し、「犬のエキノコックス症対策ガイドライン 2004—人のエキノコックス症予防のために—」の活用等について、会員への周知等を依頼した（71 頁の「(3) イ 獣医事等に係る関係情報の提供」を参照）。

c 中東呼吸器症候群（MERS）対策

中東呼吸器症候群（MERS）の輸入症例が世界各国で報告されていることに伴い、厚生労働省健康局結核感染症課からの情報提供を受け、①平成 26 年 5 月 16 日付け「中東呼吸器症候群（MERS）に関する対応について（協力依頼）」、②平成 26 年 5 月 29 日付け「感染症法における中東呼吸器症候群（MERS）の取扱いについて（情報提供）」を地方獣医師会事務局あてに情報提供し、会員への周知等を依頼した。

エ 勤務獣医師の処遇改善対策

獣医師職員の初任給、初任給調整手当、調整額等の処遇や獣医師職員の職場環境改善が図られる一方、獣医学教育 6 年制を修了した獣医師職員と他の 6 年制教育専門職との処遇面の格差は依然として大きいことから、その改善に向けた要請活動等を行った。

平成 26 年 9 月 19 日付け 26 日獣発第 174 号により、これまでの全国知事会会長及び全国 47 都道府県知事に関する要請に対し、全国都道府県議会議長会第 148 回定例総会（7 月 30 日開催）において公務員獣医師の処遇の改善等が盛り込まれた「平成 27 年度予算編成並びに施策に関する提言」が決定され、翌 7 月 31 日には、同会役員会により内閣官房及び与党各党に、同会農林水産環境委員会により農林水産省、環境省及び自民党に要請活動が行われた旨報告した。

平成 26 年 9 月 26 日付け 26 日獣発第 180 号により、平成 26 年度第 3 回理事会（9 月 19 日開催）において、この機を逃さず、関係機関に対し積極的な要請活動を展開すべきである旨提言されたことを受け、各地方獣医師会あて所管の都道府県人事委員会等に対する要請活動の実施を依頼した。なお、要請については、42 の地方獣医師会が実施しており、うち 24 の地方獣医師会が都道府県市の人事委員長あて要請を行った（3 月末日）。

平成 26 年 10 月 31 日付け 26 日獣発第 203 号により、全国家畜衛生職員会からの依頼を受け都道府県勤務獣医師の人材確保のための処遇改善対策の充実を各都道府県知事あて要請した。

オ 獣医学教育の整備・充実

- (ア) 本会における獣医学教育の整備・充実に向けた取り組み支援のあり方について、学術・教育・研究委員会に設置された獣医学教育の整備・充実検討小委員会において検討を行った（84 頁の「d 獣医学教育の整備・充実検討小委員会」を参照）。
- (イ) 平成 26 年 9 月 8 日に開催された第 101 回全国大学獣医学関係代表者協議会に酒井副会長が出席した。
- (ウ) 獣医学教育における分野別第三者評価の実施に向けて公益財団法人大学基準協会が設置した獣医学教育評価検討委員会に酒井副会長が委員として参加した。

**(3) 事業の推進に係る諸会議の開催**

本会の公益目的事業の運営に関する連絡及び調整並びに情報交換、意見交換を行い、もって事業の円滑な運営を図ることを目的に、以下の関係会議を開催した。

ア 第 1 回全国獣医師会会長会議

- (ア) 日時・場所：平成 26 年 6 月 26 日(木)・14:00～、明治記念館・「蓬莱」
- (イ) 議長：高橋三男（日本獣医師会関東地区理事・埼玉県獣医師会会長）  
副議長：三野營治郎（日本獣医師会近畿地区理事・三重県獣医師会前会長）
- (ウ) 議事：

[協議事項]

- a 地方医師会と地方獣医師会との連携に関する件
- b 公務員獣医師の処遇改善に関する件
- c 獣医学教育環境の整備・充実に関する件

[その他報告・連絡事項]

[映画上映]

「夢は牛のお医者さん」

イ 第 2 回全国獣医師会会長会議

- (ア) 日時・場所：平成 26 年 10 月 3 日(金)・14:00～、明治記念館・「末広」
- (イ) 議長：高橋三男（日本獣医師会関東地区理事・埼玉県獣医師会会長）  
副議長：三野營治郎（日本獣医師会近畿地区理事・三重県獣医師会前会長）
- (ウ) 議事：

[協議事項]

役員選任規程の一部改正に関する件

[説明・報告事項]

- a 当面の課題への対応に関する件
  - (a) 地方医師会と地方獣医師会との連携に関する件
  - (b) 公務員獣医師の処遇改善に関する件
  - (c) 獣医学教育環境の整備・充実に関する件
- b 特別委員会に関する件
  - (a) 狂犬病予防体制整備特別委員会
  - (b) 女性獣医師支援特別委員会
  - (c) 医師会との連携推進特別委員会
- c 日本獣医師会獣医学術学会年次大会開催に関する件
- d 2014 動物感謝デー in JAPAN 開催に関する件
- e その他報告・連絡事項

## ウ 全国獣医師会事務・事業推進会議

(ア) 日時・場所：平成 26 年 7 月 18 日(金)・14:00～、神戸ポートピアホテル・「偕楽」

(イ) 議 事：

[日本獣医師会説明事項]

- a 平成 26 年度事業計画
- b 獣医学術学会事業関係
  - (a) 学会組織と事業運営の状況
  - (b) 獣医学術学会年次大会・同地区学会の開催
- c 獣医学術講習会研修会事業
- d 日本獣医師会獣医師生涯研修事業
- e 獣医事対策等普及啓発事業
  - (a) 2014 動物感謝デー in JAPAN
  - (b) 日本獣医師会動物愛護週間行事褒賞事業
- f 動物福祉適正管理施策支援事業  
動物適正管理個体識別登録等普及推進事業
- g 東日本大震災への対応
  - (a) 義援金の募集と配分
  - (b) 動物救護活動
- h 部会委員会等運営事業
- i 日本獣医師会獣医師福祉共済事業
  - (a) 生命共済事業
  - (b) 賠償共済事業等
- j その他  
日本獣医師会ロゴマークの商標登録

[決議要望事項]

- a 平成 25 年度地区大会決議・要請事項等に対する対応
- b 地方獣医師会及び日本獣医師会照会事項

[映画]

「夢は牛のお医者さん」特別上映会

## 2 獣医師・獣医療倫理向上対策事業

### (1) 獣医師職業倫理の向上対策

ア 高度専門職業人である獣医師として、法令遵守をはじめとするコンプライアンスの確保等職業倫理対策の推進に資することとして定めた「獣医師倫理綱領」に加え、獣医師が獣医師会活動を推進するに当たり、その指標とする理念等と獣医療に係る国際動向等を併せ踏まえて平成 22 年に定めた「獣医師会活動指針」の普及・啓発に努めた。また、獣医師道委員会の議論を経て集大成した獣医師倫理関係規程集を獣医学系大学等に配布し、獣医師倫理教育における活用を推進した。

イ 獣医師法、獣医療法、薬事法等の関係法令に係る情報等について、地方獣医師会長あて通知、日本獣医師会雑誌やインターネットホームページへの掲載等を行い、情報の逐次提供と法令順守の徹底を要請した。

ウ 獣医療提供体制整備推進協議会（以下、「協議会」という。）が農林水産省の補助を受けて実施した獣医療提供体制整備推進総合対策事業の中で、本会が協議会会員として分担実施した新規獣医師臨床研修促進事業において、新規獣医師を対象として、臨床現場で十分な力を発揮するための生産農家とのコミュニケーションスキル、社会の信頼に応え、専門職としての倫理観を養成するための職業倫理、関係法令等に関する技術研修を開催した（87 頁の「4（1）獣医療提供体制整備推進総合対策事業」を参照）。

エ 平成 26 年度においては、11 名の獣医師が薬事法違反、詐欺、税法違反、自動車運転過失致死傷、わいせつ電磁的記録媒体陳列等で罰金以上の刑罰に処せられ、獣医師法第 8 条第 2 項の規定に基づく行政処分が行われたことを受け、平成 26 年 7 月 4 日付け 26 日獣発第 103 号、平成 27 年 1 月 6 日付け 26 日獣発第 275 号及び平成 27 年 4 月 1 日付け 26 日獣発第 340 号により日本獣医師会会長から地方獣医師会会長に対して関係法令の順守と獣医師倫理の高揚を図り、獣医師の社会的信頼を失うことのないよう要請を行った。

オ 平成 26 年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会（岡山）会期中の平成 27 年 2 月 14 日に、本会主催の教育講演「獣医師への社会的信頼のさらなる向上を一職業倫理の醸成一」を開催し、中山裕之東京大学大学院農学生命科学研究科教授及び坂本紘公益社団法人鹿児島県獣医師会会長を座長とし、多数の参加者を得て講演が行われ、職業倫理意識の高揚に資した。講演の内容は次のとおり。

No.	テ ー マ	講 師 名	所 属
1	〔基調講演〕我が国における獣医師倫理の現状及び課題	荻 窪 恭 明	農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐
2	小動物診療分野で期待する職業倫理	山 村 穂 積	獣医療問題研究会会長
3	産業動物診療分野で期待する職業倫理	酒 井 淳 一	山形県農業共済組合連合会参事
4	大学における職業倫理教育の現状と課題	政 岡 俊 夫	麻布大学名誉学長

## （2）適正獣医療提供の確保対策

適正獣医療の提供を確保するため、獣医師法等の関係法令に基づく法定事項証明様式（予防接種証明書（A様式・B様式）、動物用医薬品指示書及び出荷制限期間指示書）を作成し提供した。

## 3 動物福祉適正管理施策支援事業

### （1）動物適正管理個体識別登録等普及推進事業

動物愛護管理法の趣旨を踏まえ、動物の所有者による動物の適正な飼育管理や、飼育動物の逃走、盗難及び災害被災時の飼育者復帰の容易化を図ることを目的に、動物適正管理個体識別登録等普及推進事業として、マイクロチップによる個体識別措置の普及啓発と、動物個体情報の登録・照会対応を実施した。

平成 26 年度の動物個体識別登録システムへの登録数は 179,653 件（前年度 160,955 件）であり、累計登録数は 1,086,420 件となった。

本会は動物 ID 普及推進会議（AIPO）と連携しながら、動物個体識別の円滑な推進に努め、動物愛護管理法が求める「所有明示措置」の普及・啓発を図った。平成 26 年度は、着ぐるみ（AIPOくん）やパネルの補修、リーフレットの増刷を行い、それらを使用して、2014 動物感謝デー in JAPAN 等の動物愛護のイベント、防災訓練、狂注集合注射会場等において、ブース出展等による啓発活動を行った。

また、動物の個体識別の更なる推進及びマイクロチップ番号の読取り体制の充実を図るため、地方獣医師会が動物適正管理対策事業の一環として行う、マイクロチップによる個体識別措置の推進活動を支援することとし、2,830 本のマイクロチップの購入費用を本会が負担するとともに、例年に引き続き、寄付金により、50 台のマイクロチップリーダーを購入し、環境省の協力を得ながら自治体・地方会等に配布した。

さらに、国内における ISO 規格コード体系の適正な運用について、ISO 規格動物用電子タグ協議会の構成員として協議等に参画した。

## (2) 日本動物児童文学賞事業

動物愛護管理法の目的及び基本原則等の趣旨に則り、次代を担う子供たちが文学を通して正しい動物愛護の思想を身につけることができるよう、動物の福祉・愛護に関するより良い文学作品を広く募集し、選考・審査の上、入賞作品を日本動物児童文学賞として決定し表彰・公表するとともに特に優れた作品を普及させることにより、児童の健全な育成と豊かな人間性を涵養することを目的として実施した。

本年度は、第26回としての作品募集を行った結果106作品の応募があり、一次審査を経て、二次審査として、平成26年7月28日開催の第26回日本動物児童文学賞審査委員会(委員長：日本獣医師会理事・木村芳之動物福祉・愛護部会長)において、日本動物児童文学大賞1点及び同賞優秀賞2点並びに同賞奨励賞5点を決定し(51頁の「(オ)動物福祉・愛護部会」を参照)、平成26年9月23日開催の平成26年度動物愛護週間中央行事屋内行事の場において大賞及び優秀賞受賞者に対する表彰式を行った(69頁の「イ動物愛護週間中央行事の開催」を参照)。また、受賞者氏名等を本会ホームページ上で公表するとともに、日本獣医師会雑誌67巻11号で掲載のうへ、「第26回日本動物児童文学賞受賞作品集」を作成し、地方獣医師会を通じ小学校、児童図書館等に無償配布した。

### 【日本動物児童文学賞大賞】

「よっちゃん、ごはんだよ」 高 森 美由紀(青森県)

### 【日本動物児童文学賞優秀賞】

「ウルフがおしえてくれたこと」 松 田 好 子(東京都)

「夢のかけはし」 くれ まさかず(愛知県)

### 【日本動物児童文学賞奨励賞】

「鳥たちの時間」 尾 崎 潤(大阪府)

「ミルティーがくれたコンパス」 芦 沢 美 樹(静岡県)

「グッドバディ」 柳 澤 みのり(東京都)

「あの日、小箱にしまったもの」 みくに つぐえ(神奈川県)

「ホープ - 希望の犬 -」 高 岡 純(埼玉県)

## 4 獣医事対策等普及啓発・助言相談・情報提供対応事業

### (1) 普及啓発活動事業

#### ア 動物感謝デー in JAPAN の開催

平成26年度に開催した2014動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” の開催状況は次のとおり。

### 《 2014 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” の計画概要 》

#### 1 趣 旨

人と動物の共生社会の構築がクローズアップされる中、動物の保健衛生の向上、動物関連産業の発展、公衆衛生の向上を任務とする獣医師が、今後も社会的要請に応え、動物医療の質の向上を確保していくためには、国民的理解が不可欠であるため、獣医師の果たすべき役割の一層の社会的理解の情勢に資することとして、平成19年から毎年秋に開催している市民参加イベント「動物感謝デー」について、8回目となる本年度は、昨年に引き続き駒沢オリンピック記念公園(東京都)を開催場所として、地方獣医師会の参加協力、関係省庁・獣医師関係団体の後援、動物関連企業の協賛、関係団体・獣医学系大学の協力の下、「2014動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”」として開催した。

なお、本催事は、世界獣医学協会が提唱する国際的イベントである“The World Veterinary Day”と趣旨を同じくするものとして実施した。

## 2 開催テーマ

— 動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。 —

## 3 開催主体等

- (1) 主催：公益社団法人 日本獣医師会
- (2) 後援：農林水産省、環境省、厚生労働省、文部科学省、外務省、国土交通省観光庁、内閣府食品安全委員会、東京都、世田谷区、目黒区、公益社団法人日本動物病院協会、公益社団法人日本獣医学会、一般社団法人日本動物看護職協会、World Veterinary Association、ヒトと動物の関係学会、AIPO（動物 ID 普及推進会議）
- (3) 特別協賛：共立製薬株式会社、日本全薬工業株式会社、ロイヤルカナンジャパン合同会社、メリアル・ジャパン株式会社、日本ヒルズ・コルゲート株式会社、トヨタ自動車株式会社、アクアクララ株式会社、株式会社ペットオフィス
- (4) 協賛：アニコム損害保険株式会社、イオンペット株式会社、株式会社インターズー、有限会社カザマバッグ、環境プラント工業株式会社、絹株式会社、株式会社共立商会、グランメイト株式会社、クリロン化成株式会社、株式会社サン・クロレラ、株式会社三幸、株式会社誠文堂新光社、千寿製薬株式会社、総合住宅展示場駒沢公園ハウジングギャラリー、株式会社ディー・アクション、デビフペット株式会社、株式会社テレビ新潟放送網、Dog Life Design、日生研株式会社、株式会社パワープロジェクト、有限会社ビッグブリッジ、富士フイルムグローバルグラフィックシステムズ株式会社、ペッツベスト少額短期保険株式会社、株式会社緑書房、森久保薬品株式会社、ユニ・チャーム株式会社、ライオン商事株式会社、ルノー・ジャパン株式会社、株式会社 安田システムサービス、損害保険ジャパン日本興亜株式会社
- (5) 協力：全国 55 地方獣医師会、日本中央競馬会、公益社団法人全国農業共済協会、公益社団法人中央畜産会、公益社団法人日本愛玩動物協会、公益社団法人日本装蹄協会、公益財団法人日本動物愛護協会、公益社団法人 Knots、一般社団法人家庭動物愛護協会、一般社団法人ジャパンケネルクラブ、一般財団法人全国緊急災害時動物救援本部、一般社団法人全国ペット協会、一般社団法人どうぶつ家族の会、一般社団法人日本小動物獣医師会、一般社団法人ペットフード協会、特定非営利活動法人聴導犬普及協会、特定非営利活動法人日本介助犬アカデミー、特定非営利活動法人野生動物救護獣医師協会、狂犬病臨床研究会、農場管理獣医師協会、農場どないすんねん研究会（NDK）、放鷹義塾、学校法人シモゾノ学園／国際動物専門学校・大宮国際動物専門学校、学校法人ヤマザキ学園／ヤマザキ学園大学、東京都立園芸高等学校、日本獣医学生協会、北海道大学、帯広畜産大学、岩手大学、東京大学、東京農工大学、岐阜大学、鳥取大学、山口大学、宮崎大学、鹿児島大学、大阪府立大学、酪農学園大学、北里大学、日本獣医生命科学大学、日本大学、麻布大学

## 4 開催日時及び場所

平成 26 年 10 月 4 日（土） 10～17 時

東京都立駒沢オリンピック公園中央広場（東京都世田谷区、目黒区）

## 5 参加人員

イベント運営委託会社発表 約 2 万 8 千人

## 6 開催内容

開会式では、藏内勇夫会長挨拶、来賓の自由民主党獣医師問題議員連盟事務局長北村誠吾衆議院議員、公明党獣医師問題議員懇話会会長斉藤鉄夫衆議院議員、経済産業副大臣自由民主党山際大志郎衆議院議員、公明党高木美智代衆議院議員、自由民主党武見敬三参議院議員、自由民主党片山さつき参議院議員、自由民主党山田俊男参議院議員及び自由民主党大家敏志参議院議員からの祝辞、来賓及び特別協賛者等の紹介、祝電披露、酒井健夫副会長から特別ゲストの垣内りかさんに対する一日動物親善大使任命、開会宣言メッセージの鷹による登壇演出（協力：放鷹義塾）、近藤信雄副会



長による開会宣言、鳩の一斉飛翔演出（協力：東京都立園芸高等学校）が行われた。

メインステージでは、自由民主党・三原じゅん子参議院議員による激励メッセージのほか、「セーブペットプロジェクト寄付金贈呈式」（日本全薬工業株式会社及びメリアル・ジャパン株式会社）、「アルプス音楽団コンサート」、「発災後 72 時間～ペットの命を守るために～」(東京都獣医師会)、「マイクロチップを知っていますか？」(日本獣医師会)、「ペットと一緒に公園デビュー！～知っておきたいルールとマナー～」(東京都公園協会)、「知っていますか？獣医師の仕事」（農場どないすんねん研究会）、「しまねっこ」ダンスステージ（島根県獣医師会/島根県）が開催された。

イベントステージでは、各地の地方獣医師会の協力により出演した 21 体のキャラクターによるステージ「全国ご当地キャラクター・地域動物キャラクター大集合」（出演キャラクター：岩手県獣医師会協力による岩手県盛岡市キャラクター「チャンプくん」、山形県獣医師会協力による山形県山形市キャラクター「ペロリン」、栃木県獣医師会協力による栃木県キャラクター「とちまるくん」・栃木県宇都宮市キャラクター「ミヤリー」、千葉県獣医師会協力による千葉県キャラクター「チーバくん」、東京都獣医師会協力による東京都小笠原村キャラクター「あかぼっぽくん」、長野県獣医師会協力による長野県キャラクター「アルクマ」・長野県大町市キャラクター「おおまびよん」・長野県小川村キャラクター「おやキング」、静岡県獣医師会協力による静岡県磐田市キャラクター「しっぺい」、大阪府獣医師会協力による大阪府泉大津市キャラクター「おづみん」・大阪府大東市キャラクター「ダイトン」・大阪府岬町キャラクター「みさきーちょ」・大阪府箕面市キャラクター「滝の道ゆずる」・華やいで大阪 南泉州観光キャンペーン推進協議会キャラクター「なすびん」、鳥取県獣医師会協力による鳥取県キャラクター「トリピー」、島根県獣医師会協力による島根県キャラクター「しまねっこ」、岡山県獣医師会協力による岡山県キャラクター「ももっち」と「うらっち」、広島県獣医師会協力による広島県キャラクター「ブンカッキー」、山口県獣医師会協力による山口県キャラクター「ちよるる」、日本獣医師会マイクロチップ普及啓発キャラクター「アイボくん」)、「ドッグダンス」（家庭動物愛護協会）、日本獣医師会推薦の映画「夢は牛のお医者さん」監督の時田美昭氏を迎えて製作感動秘話を紹介いただくトークショー（テレビ新潟放送網）、「チンドン歌謡ショー」（埼玉県獣医師会）、「あにまる学園祭」（日本獣医学生協会）、「アジリティ教室 PR」（ジャパンケネルクラブ）、おしゃれドッグファッションタウンによる「ペットファッションショー」（おしゃれドッグファッションタウン）などのプログラムが開催された。

展示コーナーでは、「1 日獣医師体験コーナー」（獣医学生協会/家庭動物愛護協会）、「獣医学系大学コーナー」、パネル等を用いた各企業・団体の活動紹介、「各都道府県市獣医師会コーナー」における東北獣医師会連合会、福島県獣医師会／福島県動物救護本部、栃木県獣医師会、群馬県獣医師会、埼玉県獣医師会、千葉県獣医師会、神奈川県獣医師会、東京都獣医師会、新潟県獣医師会、長野県獣医師会、岐阜県獣医師会、中国地区獣医師会連合会、宮崎県獣医師会による出展、動物救護所の設置（東京都獣医師会）が、アトラクションコーナー等では、「乗馬体験」（日本中央競馬会）、「動物ふれあいコーナー」（東京都立園芸高等学校）、「蹄鉄輪投げゲーム」（日本装削蹄協会）、「働く動物たちデモンストレーション」（ジャパンケネルクラブ）、「聴導犬のデモンストレーション」（聴導犬普及協会）、「鷹匠による伝統技術デモンストレーション」（放鷹義塾）、「アジリティ教室」（ジャパンケネルクラブ）等が行われた。

閉会式では、高橋三男動物感謝デー企画検討委員会委員長・関東地区理事の閉会挨拶、北村直人日本獣医師会顧問・動物感謝デー企画検討委員会副委員長の閉会宣言が行われた。

## イ 動物愛護週間中央行事の開催

動物愛護週間は、広く国民の間に、命ある動物の愛護と適正な飼養について理解と関心を深めるために設けられているもので、国及び地方公共団体は週間にはその趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めなければならないこと、また、その実施期間は毎年9月20日から9月26日までとすることが「動物の愛護及び管理に関する法律」第4条に定められている。

本年度も、国及び東京都、台東区並びに動物愛護団体等で構成する中央行事実行委員会に構成団体として参画し、東京都内で開催された「動物愛護週間中央行事」を実施した。

## 《平成26年度動物愛護週間中央行事の開催状況》

### 1 開催テーマ

- 〔スローガン〕 「いのち輝け人と動物の愛の輪で」  
〔キーワード〕 “宣誓！ 無責任飼い主0（ゼロ）宣言！！”

### 2 開催概要

- (1) 屋外行事：9月23日(火・祝) 午前11時～午後4時 東京・上野恩賜公園噴水池前広場ほか  
大テントでは、動物愛護セレモニーを始め、犬のしつけ方教室、どうぶつのふれあい方教室、  
〇×クイズ大会、犬の五感体験が行われ、各展示ブース・広場等では、災害対策コーナー、東京  
都動物愛護相談センターのお仕事紹介、こどもコーナー、ペット写真展、スタンプラリー等、各  
種の催しが行われた。(来場者：約12,000名)

本会は、実行委員会構成団体として、事前の各種会議に参画するとともに、インフォメーシ  
ョンブース、動物お絵かきコーナー、マイクロチップによる個体識別措置事業の展示を担当した。  
動物愛護セレモニーでは、砂原実行委員の代理として、酒井副会長が出席した。

- (2) 屋内行事：9月23日(火・祝) 午前12時～午後4時30分 東京・国立博物館 平成館講堂  
実行委員会各構成団体による表彰式、動物愛護講演、パネルディスカッションが行われた。本  
会は「第26回日本動物児童文学賞表彰式」を実施した。(参加者：220名)

#### ア 第26回日本動物児童文学賞表彰式

本年度の大賞及び優秀賞受賞者(67頁の「(2)日本動物児童文学賞事業」を参照)に対して、  
環境省から環境大臣賞を、本会から大賞・優秀賞を、損害保険ジャパン日本興亜株式会社及びア  
ニコムホールディングス株式会社から副賞を授与した。

#### イ 動物愛護講演

- (ア)「高齢者とペットの暮らし」  
講師：中塚圭子氏(日本ペット環境論研究所 代表)
- (イ)「法律について、トラブル事例など」  
講師：浅野明子氏(弁護士)
- (ウ)「地域猫対策のポイントは」  
講師：高木優治氏(新宿区人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会 顧問)
- (エ)「地域猫対策って有効なの？」  
講師：佐竹浩之氏(東京都動物愛護相談センター 業務係長)

#### ウ パネルディスカッション 「地域猫対策」

パネラー：高木優治氏、佐竹浩之氏、中塚圭子氏、浅野明子氏  
コーディネーター：山口千津子氏(公益社団法人 日本動物福祉協会 獣医師調査員)

#### ウ interpets ASIA PACIFIC への参加

一般社団法人ペットフード協会及びメサゴ・メッセフランクフルト株式会社の主催により、平  
成26年7月24日から27日までの4日間、東京ビッグサイト東6ホールにおいて開催された「イ  
ンターペット～人とペットの豊かな暮らしフェア～」に参加した。ブース出展によるマイクロチ  
ップの普及活動のほか、ステージ企画「人とペットの健康生活」に藏内会長が出演した。

平成27年4月2日から5日までの4日間、東京ビッグサイト東3ホールにて開催予定の平成27  
年度の同イベントにも参加が決定し、必要な準備を行った。

#### (2) 助言相談対応事業

市民、動物関連産業界、マスメディア、その他関係機関・団体等からの電話、Eメール等で寄  
せられる獣医療、獣医学術・教育、家畜衛生、公衆衛生、動物薬事などの獣医事、動物福祉・愛  
護等に関する質問に対し、内容に応じて、専門家による助言、回答、地方獣医師会、大学、他団

体、関係省庁等の紹介を行った。

平成 26 年度の記録件数の内訳は、相談・照会 134 件、苦情 11 件、その他（情報提供等） 7 件の合計 152 件であった。

なお、助言相談内容については小動物臨床委員会に報告を行った。

### （3）情報提供対応事業等

#### ア インターネットを活用した情報提供

平成22年度にトップページを刷新したホームページについて、内容の充実を図りつつ情報公開を進めた。

トップページでは「トピックス」、「新着情報」、「学会・セミナー」「人材募集」を中心に、各種情報提供に努めた。また、平成26年10月に開催した「2014 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”」（67 頁の「4（1）ア 動物感謝デー in JAPAN の開催」を参照）関連の広報のため、新たに別サイトを開設・公開した。

さらに、平成 16 年 5 月に発刊した日本獣医師会メールマガジン（略称：メルマ日獣）は、平成 26 年度末までに 130 号を発刊した。メルマ日獣では、日本獣医師会雑誌の掲載記事の紹介やホームページに掲載した情報等、会員に有用と思われるものをコンパクトに紹介し、一部の地方獣医師会ではインターネット経由で構成獣医師に配信した。平成 25 年 8 月からは、会長短信「春夏秋冬」を掲載し、毎月購読者に対する会長からのメッセージを配信するとともに、同内容を本会ホームページに掲載した。また、会員・構成獣医師に対する配信申込の呼び掛けを継続し、メルマ日獣の配信登録数は増加している。

#### イ 獣医事等に係る関係情報の提供

平成 26 年度における獣医事等に係る関係通知の発出状況は、次のとおり。

#### 《 平成 26 年度 獣医事関係通知の発出状況 》

通 知 件 名	文 書 番 号 等
「家畜共済の病傷事故給付基準」の一部改正について （「家畜共済の病傷事故給付基準」の一部改正について）	平成 26 年 4 月 2 日付け 26 日獣発第 7 号 （平成 26 年 3 月 27 日付け 25 経営第 3878 号）
農業技術の基本指針（平成 26 年改定）について （農業技術の基本指針（平成 26 年改定）について）	平成 26 年 4 月 4 日付け 26 日獣発第 9 号 （平成 26 年 3 月 27 日付け 25 政第 244 号）
牛の飼養に係る飼養衛生管理の徹底について （牛の飼養に係る飼養衛生管理の徹底について）	平成 26 年 4 月 7 日付け 26 日獣発第 10 号 （平成 26 年 3 月 31 日付け 25 消安第 6435 号）
「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」の一部改正について （「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」の一部改正について）	平成 26 年 4 月 7 日付け 26 日獣発第 11 号 （平成 26 年 4 月 1 日 25 消安第 6223 号）
中国における小反芻獣疫の発生について （中国における小反芻獣疫の発生について）	平成 26 年 4 月 10 日付け 26 日獣発第 15 号 （平成 26 年 4 月 1 日付け 26 消安第 96 号）
愛知県における犬のエキノコックス症感染事例について（情報提供） （愛知県における犬のエキノコックス症感染事例について（情報提供））	平成 26 年 4 月 10 日付け 事務連絡 （平成 26 年 4 月 8 日付け 事務連絡）

熊本県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患者の確認に伴う監視体制の強化について (熊本県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患者の確認に伴う監視体制の強化について)	平成 26 年 4 月 17 日付け 26 日獣発第 22 号 (平成 26 年 4 月 13 日付け 26 消安第 312 号)
高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について (高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について)	平成 26 年 4 月 17 日付け 26 日獣発第 23 号 (平成 26 年 4 月 13 日付け 26 消安第 314 号 26 食産第 239 号 26 生畜第 95 号)
動物用医薬品(塩酸ピルリマイシン乳房注入剤)の使用に関する酪農家への指導の徹底について (動物用医薬品の使用に関する酪農家への指導の徹底のお願い)	平成 26 年 5 月 1 日付け 26 日獣発第 36 号 (平成 26 年 4 月 24 日付け 中酪(業務)発第 42 号)
食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について (食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件等について)	平成 26 年 5 月 8 日付け 事務連絡 (平成 26 年 5 月 1 日付け 事務連絡)
豚流行性下痢(PED)ワクチンの円滑な供給に係る協力依頼について (豚流行性下痢(PED)ワクチンの円滑な供給に係る協力依頼について) (5月に供給される豚流行性下痢(PED)ワクチンの円滑な供給に向けた協力依頼について)	平成 26 年 5 月 8 日付け 26 日獣発第 42 号 (平成 26 年 5 月 1 日付け 26 消安第 588 号) (平成 26 年 5 月 1 日付け 事務連絡)
豚流行性下痢の発生に伴う経営支援対策の周知等について (豚流行性下痢の発生に対する経営支援対策の周知等について)	平成 26 年 5 月 13 日付け 26 日獣発第 43 号 (平成 26 年 5 月 2 日付け 26 生畜第 222 号 26 経営第 568 号)
感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則に基づき、農林水産大臣が指定する施設の一部変更について (感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第 4 条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第 2 号に掲げる地域の項の下欄第 1 号及び第 2 号の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件の公布について)	平成 26 年 5 月 16 日付け 26 日獣発第 47 号 (平成 26 年 5 月 12 日 26 消安第 884 号)
平成 26 年度畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査の実施について (平成 26 年度畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査の実施について)	平成 26 年 5 月 20 日付け 26 日獣発第 53 号 (平成 26 年 5 月 13 日付け 26 消安第 705 号)
食品加工工場の製造工程から発生する動物由来たん白質を含む残さの飼料利用の再開等について (食品加工工場の製造工程から発生する動物由来たん白質を含む残さの飼料利用の再開等について)	平成 26 年 5 月 23 日付け 26 日獣発第 55 号 (平成 26 年 5 月 13 日付け 26 消安第 649 号)
中国産ジャーキーに起因すると思われる犬猫の健康被害(注意喚起)について (中国産ジャーキーに起因すると思われる犬猫への健康被害(注意喚起)について)	平成 26 年 5 月 26 日付け 事務連絡 (平成 26 年 5 月 21 日付け 事務連絡)
6 月以降に供給される豚流行性下痢(PED)ワクチンの円滑な供給に向けた協力依頼について (6 月以降に供給される豚流行性下痢(PED)ワクチンの円滑な供給に向けた協力依頼について)	平成 26 年 5 月 26 日付け 事務連絡 (平成 26 年 5 月 21 日付け 事務連絡)
動物の愛護及び管理に関する法律施行規則等の一部改正について (動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の一部改正について)	平成 26 年 6 月 5 日付け 事務連絡 (平成 26 年 5 月 30 日付け 事務連絡)
「平成 24 年産以降の稲及び麦に由来する副産物の取扱いについて」の一部改正について (「平成 24 年産以降の稲及び麦に由来する副産物の取扱いについて」の一部改正について)	平成 26 年 6 月 5 日付け 26 日獣発第 69 号 (平成 26 年 5 月 30 日付け 26 生産第 712 号)

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律」の施行について (絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行について)	平成 26 年 6 月 9 日付け 26 日獣発第 70 号 (平成 26 年 5 月 30 日付け 環自野発 1405305 号)
公務員獣医師の人材確保について (公務員獣医師の人材確保について)	平成 26 年 6 月 10 日付け 26 日獣発第 71 号 (平成 26 年 5 月 15 日付け 26 福議調第 152 号)
「特定外来生物による生態系等に係る被害の放始に関する法律」等の一部改正について (特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行等について)	平成 26 年 6 月 17 日付け 26 日獣発第 82 号 (平成 26 年 6 月 11 日 環自野発第 1406111 号)
狂犬病予防注射済証等の証明書に使用する筆記具について (狂犬病予防注射済証等の証明書に使用する筆記具について)	平成 26 年 6 月 17 日付け 26 日獣発第 83 号 (平成 26 年 6 月 10 日付け 26 動検第 288 号)
「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」の一部改正について (飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について)	平成 26 年 6 月 19 日付け 26 日獣発第 86 号 (平成 26 年 6 月 11 日付け 26 消安第 1033 号)
「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律」等の施行について (薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律等の施行について)	平成 26 年 6 月 19 日付け 26 日獣発第 87 号 (平成 26 年 6 月 12 日付け 26 消安第 1429 号)
極東ロシアでの口蹄疫 (O 型) の発生に伴う畜産関係者への指導の徹底について (極東ロシアでの口蹄疫 (O 型) の発生に伴う畜産関係者への指導の徹底について)	平成 26 年 6 月 19 日付け 26 日獣発第 88 号 (平成 26 年 6 月 6 日付け 26 消安発第 1515 号)
カンボジアから日本向けに輸出されるサルの家畜衛生条件について (改正) (カンボジアから日本向けに輸出されるサルの家畜衛生条件について (改正))	平成 26 年 6 月 24 日付け 26 日獣発第 92 号 (平成 26 年 6 月 18 日付け 26 動検第 331 号)
獣医療法施行規則の一部改正について (獣医療法施行規則の一部改正について)	平成 26 年 7 月 4 日付け 26 日獣発第 102 号 (平成 26 年 6 月 26 日付け 26 消安第 1164 号)
豚流行性下痢 (PED) ワクチンの 7 月以降の供給について (豚流行性下痢 (PED) ワクチンの 7 月以降の供給について)	平成 26 年 7 月 4 日付け 事務連絡 (平成 26 年 6 月 24 日付け 事務連絡)
獣医師法第 8 条第 2 項に該当する獣医師の処分について (獣医師法第 8 条第 2 項に該当する獣医師の処分について)	平成 26 年 7 月 4 日付け 26 日獣発第 103 号 (平成 26 年 6 月 26 日付け 26 消安第 1024 号-1)
「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令」の一部改正について (麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令の施行について (通知))	平成 26 年 7 月 10 日付け 26 日獣発第 111 号 (平成 26 年 7 月 2 日付け 薬食監麻発 0702 第 3 号)
中国産ジャーキーに起因すると思われる犬猫への健康被害について (注意喚起) (中国産ジャーキーに起因すると思われる犬猫への健康被害について (注意喚起))	平成 26 年 7 月 10 日付け 事務連絡 (平成 26 年 7 月 2 日付け 事務連絡)
動物用医薬品等取締規則の一部改正について (動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について)	平成 26 年 7 月 15 日付け 事務連絡 (平成 26 年 7 月 4 日付け 事務連絡)
「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の規定に基づき認定宿主ベクター系等を定める件の一部を改正する告示」の周知について (「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の規定に基づき認定宿主ベクター系等を定める件の一部を改正する告示」の周知について)	平成 26 年 7 月 15 日付け 26 日獣発第 120 号 (平成 26 年 7 月 7 日付け 26 消安第 6414 号)

資料の公定規格の一部改正について (飼料の公定規格の一部改正について)	平成 26 年 7 月 30 日付け 26 日獣発第 126 号 (平成 26 年 7 月 15 日付け 26 消安第 1897 号)
植物性油脂が被覆された尿素的の取扱いについて (植物性油脂が被覆された尿素的の取扱いについて)	平成 26 年 7 月 30 日付け 事務連絡 (平成 26 年 7 月 15 日付け 事務連絡)
薬事法第 2 条第 14 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知) (薬事法第 2 条第 14 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知))	平成 26 年 7 月 30 日付け 事務連絡 (平成 26 年 7 月 18 日付け 事務連絡)
韓国における口蹄疫の発生について (韓国における口蹄疫の発生について)	平成 26 年 7 月 30 日 26 日獣発第 127 号 (平成 26 年 7 月 24 日 26 消安第 2309 号)
「鶏肉の生産衛生管理ハンドブックー肉用鶏農場・生産者編ー」及び「牛肉の生産衛生管理ハンドブックー肉用牛農場・生産者編ー」の改訂について (「鶏肉の生産衛生管理ハンドブックー肉用鶏農場・生産者編ー」及び「牛肉の生産衛生管理ハンドブックー肉用牛農場・生産者編ー」の改訂について)	平成 25 年 11 月 13 日付け 25 日獣発第 225 号 (平成 25 年 11 月 6 日付け 25 消安第 2559 号)
ブランタ・カナダンスイス(カナダガン)を特定外来生物に指定したことに伴う政令等の改正について (環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等の一部改正等について)	平成 26 年 8 月 5 日付け 26 日獣発第 132 号 (平成 26 年 8 月 1 日付け 環自野発 1408011 号)
国内動物を対象とした狂犬病検査への協力依頼について (国内動物を対象とした狂犬病検査への協力依頼について)	平成 26 年 8 月 6 日付け 26 日獣発第 133 号 (平成 26 年 8 月 4 日 健感発 0804 第 1 号)
鶏に使用するフルオロキノロン製剤のリスク管理措置について(通知) (鶏に使用するフルオロキノロン系抗菌性物質製剤のリスク管理について(通知))	平成 26 年 8 月 13 日付け 26 日獣発第 136 号 (平成 26 年 8 月 4 日付け 26 消安第 2313 号)
食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件等について (食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件等について)	平成 26 年 8 月 13 日付け 事務連絡 (平成 26 年 8 月 11 日付け 事務連絡)
愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の一部改正について (愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について)	平成 26 年 8 月 26 日付け 26 日獣発第 150 号 (平成 26 年 8 月 20 日付け 26 消安第 2322 号 自総発第 1408201 号)
動物用医薬品等取締規則の一部改正について (動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について)	平成 26 年 9 月 2 日付け 事務連絡 (平成 26 年 8 月 22 日付け 事務連絡)
平成 26 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について (平成 26 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について)	平成 26 年 9 月 18 日付け 26 日獣発第 168 号 (平成 26 年 9 月 4 日 26 消安第 2841 号)
「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に関する説明会の開催について (「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に関する説明会の開催について)	平成 26 年 10 月 10 日付け 事務連絡 (平成 26 年 10 月 1 日付け 事務連絡)
豚流行性下痢(PED)ワクチンの 10 月以降の供給について (豚流行性下痢(PED)ワクチンの 10 月以降の供給について)	平成 26 年 10 月 10 日付け 事務連絡 (平成 26 年 10 月 2 日付け 事務連絡)
個人情報保護法等の遵守に関する周知徹底について (個人情報保護法等の遵守に関する周知徹底についての要請)	平成 26 年 10 月 23 日付け 26 日獣発第 200 号 (平成 26 年 9 月 26 日 26 消安第 3253 号)

豚流行性下痢（PED）防疫マニュアルの策定及び損耗防止のための馴致に関する条件について （豚流行性下痢（PED）防疫マニュアルの策定について） （豚流行性下痢（PED）による損耗防止のための馴致に関する条件等について）	平成 26 年 11 月 10 日付け 26 日獣発第 209 号 （平成 26 年 10 月 24 日付け 26 消安第 3377 号） （平成 26 年 10 月 24 日付け 26 消安第 3379 号）
獣医師法第 22 条の規定に基づく届出について（依頼） （獣医師法第 22 条の規定に基づく届出について（依頼））	平成 26 年 11 月 11 日付け 26 日獣発第 207 号 （平成 26 年 10 月 24 日付け 26 消安第 3567 号）
中国における高病原性鳥インフルエンザの発生等に伴う関係者等への指導の徹底について （中国における高病原性鳥インフルエンザの発生等に伴う関係者等への指導の徹底について）	平成 26 年 11 月 11 日付け 26 日獣発第 208 号 （平成 26 年 10 月 27 日付け 26 消安第 3751 号）
動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部改正について （動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部改正について）	平成 26 年 11 月 11 日付け 事務連絡 （平成 26 年 10 月 6 日付け 事務連絡）
豚流行性下痢（PED）ワクチンの円滑な供給の協力体制の見直しについて （豚流行性下痢（PED）ワクチンの円滑な供給の協力体制の見直しについて） （豚流行性下痢（PED）ワクチンの円滑な供給の協力体制の見直しを踏まえた協力依頼について）	平成 26 年 11 月 12 日付け 26 日獣発第 210 号 （平成 26 年 10 月 28 日付け 26 消安第 3736 号） （平成 26 年 10 月 28 日付け 事務連絡）
要指示医薬品の適正な取扱いについて（周知依頼） （要指示医薬品の適正な取扱いについて（周知依頼））	平成 26 年 11 月 13 日付け 事務連絡 （平成 26 年 11 月 12 日付け 事務連絡）
動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について 動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について	平成 26 年 11 月 18 日付け 事務連絡 （平成 26 年 11 月 10 日付け 事務連絡）
島根県で採取された野鳥の糞便から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された事例に伴う国内防疫の再徹底について （島根県で採取された野鳥の糞便から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された事例に伴う国内防疫の再徹底について）	平成 26 年 11 月 25 日付け 26 日獣発第 225 号 （平成 26 年 11 月 14 日付け 26 消安第 4086 号）
薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う農業災害補償法関係通知の整備について 薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う農業災害補償法関係通知の整備について	平成 26 年 12 月 2 日付け 26 日獣発第 237 号 （平成 26 年 11 月 18 日付け 26 経営第 1945 号）
動物用医薬品等の輸入監視について （動物用医薬品等の輸入監視について）	平成 26 年 12 月 3 日付け 26 日獣発第 238 号 （平成 26 年 11 月 17 日付け 26 消安第 4019 号）
千葉県における野鳥の糞便から高病原性鳥インフルエンザが強く疑われるウイルスが分離された事例に伴う防疫対策の再徹底等について （千葉県における野鳥の糞便から高病原性鳥インフルエンザが強く疑われるウイルスが分離された事例に伴う防疫対策の再徹底等について）	平成 26 年 12 月 3 日付け 26 日獣発第 239 号 （平成 26 年 11 月 20 日付け 26 消安第 4185 号）
牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づき管理者が行う届出等の適切な実施のための協力依頼について （牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づき管理者が行う届出等の適切な実施のための協力依頼について）	平成 26 年 12 月 3 日付け 26 日獣発第 240 号 （平成 26 年 11 月 21 日付け 26 消安第 4192 号）
「薬事法関係事務に係る技術的な助言について」等の一部改正について （「薬事法関係事務に係る技術的な助言について」等の一部改正について）	平成 26 年 12 月 3 日付け 事務連絡 （平成 26 年 11 月 27 日付け 事務連絡）
獣医師による未承認再生医療等製品の対象動物への使用に当たっての注意事項について （獣医師による未承認再生医療等製品の対象動物への使用に当たっての注意事項について）	平成 26 年 12 月 4 日付け 26 日獣発第 241 号 （平成 26 年 11 月 25 日付け 26 消安第 4177 号）

薬事法等の一部を改正する法律等の施行について (薬事法等の一部を改正する法律等の施行について)	平成 26 年 12 月 4 日付け 26 日獣発第 242 号 (平成 26 年 11 月 25 日付け 26 消安第 4171 号)
薬事法改正に伴う畜水産安全管理課長通知の改正について (薬事法改正に伴う畜水産安全管理課長通知の改正について)	平成 26 年 12 月 4 日付け 26 日獣発第 243 号 (平成 26 年 11 月 25 日付け 26 消安第 4174 号)
動物用医薬品等の範囲に関する基準について (動物用医薬品等の範囲に関する基準について)	平成 26 年 12 月 4 日付け 26 日獣発第 244 号 (平成 26 年 11 月 25 日付け 26 消安第 4121 号)
薬事法の改正に伴う「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(カルタヘナ法) 関係通知の一部改正について (「農林水産大臣がその生産又は流通を所管する遺伝子組換え生ワクチンに係る第一種使用規程の承認の申請について」の一部改正について) (「がん疾患の犬・猫の治療に使用する遺伝子組換えウイルス及び当該ウイルスの接種動物に係る第一種使用規程の承認の申請について」の一部改正について)	平成 26 年 12 月 11 日付け 26 日獣発第 250 号 (平成 26 年 11 月 28 日付け 26 消安第 4087 号 環自野発第 1411283 号) (平成 26 年 11 月 28 日付け 26 消安第 4089 号 環自野発第 1411282 号)
年末・年始及び春節における口蹄疫等に関する防疫対策の強化について (年末・年始及び春節における口蹄疫等に関する防疫対策の強化について)	平成 26 年 12 月 16 日付け 26 日獣発第 257 号 (平成 26 年 12 月 8 日付け 26 消安第 4383 号)
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律等について (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律等について)	平成 26 年 12 月 18 日付け 26 日獣発第 263 号 (平成 26 年 12 月 10 日付け 薬食発 1210 第 4 号 障発 1210 第 4 号)
宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について (宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について)	平成 26 年 12 月 25 日付け 26 日獣発第 272 号 (平成 26 年 12 月 16 日付け 26 消安第 4569 号)
高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について (高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について)	平成 26 年 12 月 25 日付け 26 日獣発第 273 号 (平成 26 年 12 月 16 日付け 26 消安第 4579 号 26 食産第 3314 号 26 生畜第 1421 号)
獣医師法第 8 条第 2 項に該当する獣医師の処分について (獣医師法第 8 条第 2 項に該当する獣医師の処分について)	平成 27 年 1 月 6 日付け 26 日獣発第 275 号 (平成 26 年 12 月 24 日付け 26 消安第 3598 号-1)
高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について (高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について)	平成 27 年 1 月 13 日付け 26 日獣発第 282 号 (平成 26 年 12 月 30 日付け 26 消安第 4788 号 26 食産第 3442 号 26 生畜第 1465 号)
日本から EU 域内に犬、猫又はフェレットを輸入する際の EU の新規則等の適用について (日本から EU 域内に犬、猫又はフェレットを輸入する際の EU の新規則等の適用について)	平成 27 年 1 月 15 日付け 26 日獣発第 286 号 (平成 26 年 12 月 26 日付け 26 動検第 973 号)
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について (施行通知))	平成 27 年 1 月 15 日付け 事務連絡 (平成 27 年 1 月 6 日付け 事務連絡)



宮崎県及び山口県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化と防疫対策に係る畜産関係者等への指導の徹底について (宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について) (山口県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について) (高病原性鳥インフルエンザの防疫対策に係る畜産関係者等への指導の徹底について)	平成 27 年 1 月 21 日付け 26 日獣発第 291 号 (平成 26 年 12 月 28 日付け 26 消安第 4748 号) (平成 26 年 12 月 30 日付け 26 消安第 4791 号) (平成 27 年 1 月 8 日付け 26 消安第 4926 号)
口蹄疫に関する情報の周知徹底について (口蹄疫に関する情報の周知徹底について)	平成 27 年 1 月 21 日付け 事務連絡 (平成 27 年 1 月 8 日付け 事務連絡)
高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について (高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について)	平成 27 年 1 月 26 日付け 26 日獣発第 292 号 (平成 27 年 1 月 15 日付け 26 消安第 5048 号 26 食産第 3629 号 26 生畜第 1545 号)
岡山県及び佐賀県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について (岡山県及び佐賀県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について) (佐賀県及び佐賀県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について)	平成 27 年 2 月 2 日付け 26 日獣発第 298 号 (平成 27 年 1 月 16 日付け 26 消安第 5060 号) (平成 27 年 1 月 18 日付け 26 消安第 5104 号)
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について (施行通知))	平成 27 年 2 月 23 日付け 事務連絡 (平成 27 年 2 月 2 日付け 事務連絡)
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について (施行通知))	平成 27 年 2 月 26 日付け 事務連絡 (平成 27 年 2 月 20 日付け 事務連絡)
「病性鑑定指針」の制定について (「病性鑑定指針」の制定について)	平成 27 年 3 月 24 日付け 26 日獣発第 329 号 (平成 27 年 3 月 13 日付け 26 消安第 4686 号)
特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)の周知について (特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)の周知について)	平成 27 年 3 月 30 日付け 26 日獣発第 333 号 (平成 27 年 3 月 13 日付け 26 消安第 6274 号)
豚流行性下痢 (PED) ワクチンの円滑な供給の協力体制の見直しについて (豚流行性下痢 (PED) ワクチンの円滑な供給の協力体制の見直しについて)	平成 27 年 3 月 30 日付け 26 日獣発第 334 号 (平成 27 年 3 月 23 日付け 26 消安第 6490 号)
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について (施行通知))	平成 27 年 3 月 30 日付け 事務連絡 (平成 27 年 3 月 26 日付け 事務連絡)

注：( ) 内は省庁・団体・機関からの通知の件名、文書番号等

#### ウ 研修用教材等の作成・提供

適正な動物医療の提供等の獣医療の質の確保を図るとともに、獣医療技術・知識の向上等を通じて獣医師専門職の人材養成に資するため、生涯研修用教材等（獣医師生涯研修用教材としてのCD-ROM〔眼科シリーズ（水晶体の検査、前眼部の検査）、公衆衛生編（人と動物の共通感染症）・産業動物編（牛の発情・排卵同期化と定時人工授精）2編合作〕等の提供を行った。

また、保健所、市町村及び動物病院等で動物愛護管理の普及教育に用いる教材として、動物適正飼育教材「犬のしつけテキスト」、「猫のテキスト」、「今から考えよう高齢犬のケア」の提供を行った。

さらに、農林水産省の補助を受けて実施した平成26年度獣医療提供体制整備推進総合対策事業における研修教材として、「新規獣医師が職業倫理、関係法令、コミュニケーションスキル等を修得するための技術研修テキスト」、「管理獣医師の実践的な技術・知識を修得するための講習会テキスト」、「家畜伝染病予防法関係法令集」及び「獣医療とコミュニケーション」を作成し、研修で活用した。

## 5 獣医事対策等国内外連携交流推進事業

### (1) 国内関係団体との交流（医師会との連携交流を含む）

ア 公益社団法人日本医師会との学術連携協力として、平成26年10月28日、共同主催による「日本医師会・日本獣医師会による連携シンポジウム—人と動物の共通感染症を考える—狂犬病の現状と対策」を、日比谷公会堂（東京都千代田区）において医師・獣医師等743名の参加者を得て開催（講演の内容等は61頁の「(ア)狂犬病予防対策」を参照）したほか、平成27年2月15日、平成26年度獣医学術学会年次大会（岡山）の会場（岡山コンベンションセンター）において日本医師会の協力を得てシンポジウム「ダニが媒介する感染症の人への健康被害」を開催した。

イ 関係省庁、大学等教育機関、会員、関係団体・企業等との連携・調整

(ア)平成26年9月8日に開催された全国大学獣医学関係代表者協議会に本会役職員が出席した。

(イ)各地区を構成する地方獣医師会が開催する関係会議等に本会役職員が出席し、事業推進協議・意見交換等を行った（11頁の「(16)地方獣医師会関係」を参照）。

(ウ)その他、関係機関・団体・企業等が開催する会議・行事等に本会役職員が出席し、事業推進協議・意見交換等を行った（11頁の「(17)関連会議・行事」を参照）。

### (2) 獣医事・獣医学術国際交流

ア 世界獣医学協会（WVA）等の国際団体

(ア)WVAが提唱するワールドベテリナリーデイ「World Veterinary Day」に協力することとして、WVAの後援名義を使用し、「2015動物感謝デー in JAPAN」を、獣医師職域の広報のためのイベントとして開催した（67頁の「4（1）ア動物感謝デー in JAPANの開催」を参照）。

(イ)第36回アジア獣医師会連合（FAVA）代表者会議が平成26年11月26日（水）～27日（木）、第18回FAVA大会が平成26年11月28日（金）～30日（日）、第32回世界獣医学大会（WVC）が平成26年11月29日（土）に、シンガポールにて開催され、本会からは酒井副会長が出席した。

なお、今後のFAVA大会・代表者会議及びWVC・WVA評議委員会の開催については、以下のとおり決定されている。

2015 FAVA代表者会議：モンゴル、WVC：トルコ（イスタンブール）

2016 FAVA大会：ベトナム

2017 FAVA代表者会議：韓国、WVC：韓国（仁川）

イ 学術振興資金獣医学術振興対策

獣医学術の振興・普及をはじめ、獣医療の提供等を通じての獣医事の向上等に資するため、平成26年度における中村寛獣医学術振興資金は、中村寛獣医学術振興資金運営規程に基づき、次の2件の対象事業を後援の上、協賛した。

対 象 事 業		事業の後援先	実施期間(期日)
1	希少野生動物保護活動支援事業	九 獣 連 希 少 野 生 動 物 保 護 支 援 協 議 会	平成26年4月1日～ 平成27年3月31日
2	平成26年度動物感謝デー in KYOTO	公益社団法人京都府獣医師会	平成26年11月9日

(3) その他の後援・協賛・賛助等支援活動

獣医事対策等を推進するに当たって、関係団体等から申請のあった以下の公益目的事業等に対し、本会の後援名義の使用及び協賛・賛助等を行った。

ア 後援名義等

本会の後援名義等の使用について、団体等からの申請があった以下の行事について後援名義等の使用を許可した。

(ア) 後援名義

- ・札幌市小動物獣医師会主催「児童動物画コンクール」(公益社団法人北海道獣医師会)
- ・シェルターメディスンセミナー「より良い譲渡に向けて」第1回(公益社団法人日本動物福祉協会)
- ・第68回全関東医歯薬獣医科大学対抗陸上競技大会(第68回全関東医歯薬獣医科大学対抗陸上競技大会実行委員会)
- ・第24回全日本獣医師テニス大会(全日本獣医師テニス大会)
- ・第16回日本臨床獣医学フォーラム年次大会2014(一般社団法人日本臨床獣医学フォーラム)
- ・第71回全日本医歯薬獣医科大学対抗陸上競技選手権大会(全日本医歯薬獣医科大学陸上競技連盟)
- ・2014しが動物フェスティバル(公益社団法人滋賀県獣医師会)
- ・第35回動物臨床医学会記念年次大会(公益財団法人動物臨床医学研究所内動物臨床医学会)
- ・日本身体障害者補助犬学会第7回学術大会(日本身体障害者補助犬学会)
- ・酪農学園大学獣医学科創立50周年記念事業 東京記念講演会(酪農学園大学獣医学類 酪農学園大学獣医学科同窓会)
- ・動物愛護フェスティバル2014 in 伊那(動物愛護フェスティバル2014 in 伊那実行委員会)
- ・平成26年度第35回「どうぶつ愛護のつどい」(公益社団法人広島県獣医師会)
- ・第16回全国学校飼育動物研究大会(全国学校飼育動物研究会)
- ・第9回全国獣医学生交流会「夏大会 Vets be ambitious!!～明日への可能性を絆ぐ旅～」(日本獣医学生協会(JAVS))
- ・第67回全国装蹄競技大会(公益社団法人日本装蹄協会)
- ・第56回全国牛削蹄競技大会(公益社団法人日本装蹄協会)
- ・ジャパンドッグフェスティバル2014(一般社団法人ジャパンケネルクラブ)
- ・世界狂犬病デー2014JAPAN(狂犬病臨床研究会)
- ・第14回りぶ・らぶ・あにまるずフェスティバル2014(公益社団法人 Knots)
- ・第7回日本動物大賞(公益財団法人日本動物愛護協会)
- ・シェルターメディスンセミナー「より良い譲渡に向けて」第2回(公益社団法人日本動物福祉協会)
- ・2015ジャパンペットフェア(一般社団法人日本ペット用品工業会)

- ・第6回京都市獣医師会「京都動物フォーラム2015」（公益社団法人京都市獣医師会）
- ・第4回神戸全ての生き物のケアを考える国際会議 ICAC KOBE 2015-阪神・淡路大震災20年記念大会-One World、One Life（ICAC KOBE 阪神・淡路大震災20年記念大会実行委員会）
- ・Dogs Walk For Keep Clean 第16回全国一斉！クリーン作戦（特定非営利活動法人ワンワンパーティクラブ）
- ・希少種とノネコ・ノラネコシンポジウム（環境省）
- ・2015年春第15回公開シンポジウム「高齢者とペット」（特定非営利活動法人動物愛護社会化推進協会）
- ・第14回全日本ホルスタイン共進会（一般社団法人日本ホルスタイン登録協会、第14回全日本ホルスタイン共進会）
- ・公益社団法人愛知県獣医師会平成27年度県民公開講座（公益社団法人愛知県獣医師会）

(イ) 協賛名義

- ・人獣共通感染症シンポジウム（Zoonosis 協会、一般社団法人家庭動物愛護協会）

イ 協賛・賛助等

本会への協賛、賛助等の依頼があった団体に対して以下のとおり支援を行った。

(ア) 賛助会員等

- ・日本獣医史学会
- ・全国家畜保健衛生業績発表会協賛会
- ・一般社団法人日本動物看護職協会
- ・公益社団法人全国和牛登録協会
- ・公益社団法人日本動物用医薬品協会
- ・日本獣医学生協会（JAVS）
- ・鶏病研究会

(イ) 行事等への賛助

- ・食といのちの感謝祭2014
- ・平成26年度「ヒナを拾わないで！」キャンペーンポスター制作
- ・平成26年度農林水産祭実施経費
- ・第68回全関東医歯薬獣医科大学対抗陸上競技大会
- ・第71回全日本医歯薬獣医科大学対抗陸上競技選手権大会
- ・あにまる学園祭

## 6 獣医事対策等調査研究事業

### (1) 犬猫幼齢個体調査検討事業

環境省請負事業として「平成26年度犬猫幼齢個体を親兄弟から引き離す理想的な時期に関する調査手法等検討業務」を実施した。

ア 事業の概要：

犬や猫と人間が密接な社会的関係を構築するために、幼齢個体を親等から引き離す理想的な時期についての調査手法等を検討するために、専門家等による検討会を開催し、今後の調査計画等について検討を行ったほか、一般飼い主への調査協力を依頼するための広報資料の作成、及び調査サンプルの収集等を実施した。

イ 事業の実施期間： 平成26年9月9日から平成27年3月31日

## 公益2 獣医学術の振興・普及及び獣医師人材の育成対策の推進に関する事業

### 1 獣医学術学会事業

#### (1) 獣医学術学会年次大会の開催

ア 獣医学術の振興及び調査研究並びに獣医師その他獣医療従事者の人材育成の推進を図るため、日本獣医師会の主催、岡山県獣医師会の共催、中国地区獣医師会連合会の協力、日本獣医学会の企画協力、中央畜産会、全国農業共済協会、日本装蹄協会、日本小動物獣医師会、日本動物病院協会、日本ウマ科学会の開催協力により、平成27年2月13日(金)から15日(日)の3日間、岡山市の岡山コンベンションセンター、岡山国際交流センター、岡山全日空ホテル及びホテルグランヴィア岡山において、農林水産省、環境省、厚生労働省、文部科学省、日本学術会議、岡山県、岡山市の後援のもとに学会年次大会(岡山)を開催した。

#### 《平成26年度 日本獣医師会獣医学術学会年次大会(岡山) 開催状況》

開催場所	開催期日	発表区分	産業動物	小動物	公衆衛生	その他	計	参加登録者数
岡山コンベンションセンター、 岡山国際交流センター、 岡山全日空ホテル、 ホテルグランヴィア岡山 (岡山県岡山市)	平成27年 2月13～ 15日	特別講演等※1	75題※2	59題	37題	92題	263題	1,602名
		地区学会長賞受賞講演	21題	22題	16題	0題	59題	
		一般口演	45題※2	16題	9題	0題	70題	
		研究報告	15題	14題	8題	0題	37題	
合計			156題	111題	70題	92題	429題	

※1 平成26年度日本獣医師会獣医学術賞「獣医学術奨励賞」受賞者記念講演を含む。

※2 科学研究費国際シンポジウムにおける講演を含む。

#### (2) 獣医学術賞の選考・審査

ア 本会では、わが国獣医学術の一層の発展を図ることを目的として「日本獣医師会獣医学術賞」を設置し、毎年、獣医学術の振興・普及並びに調査研究に著しく貢献した者に授与することとしている。

平成26年度は、獣医学術功績者選考委員会による選考・審査の結果、次により受賞業績を選考し、獣医学術学会年次大会(岡山)の場において日本獣医師会長から本賞(賞状)を、動物関連産業界等協賛会社から副賞(研究奨励費)をそれぞれ授与して表彰した。

(ア) 獣医学術功績者選考委員会〔委員長：酒井健夫(日本獣医師会副会長)〕は平成26年11月5日及び平成27年2月14日の2回開催した。

(イ) 第1回委員会では、学会学術誌(日本獣医師会雑誌：平成24年8月号～平成26年7月号の原著・短報)に掲載された研究論文の中から「獣医学術奨励賞」を、また「獣医学術功労賞」については所定の手続きを経て推薦のあった業績の中からそれぞれ審査・選考を行った。

また、第2回委員会では、平成26年度獣医学術学会年次大会(岡山)において発表された地区学会長賞受賞講演の中から「獣医学術学会賞」を選考した。

#### 《平成26年度 日本獣医師会獣医学術賞受賞研究業績及び受賞者氏名》

##### 〔産業動物部門〕

獣医学術奨励賞： タイストール牛舎で多発する傾蹄のCT画像解析及び飼養管理調査(第67巻第7号掲載) 大下克史(広島県農業共済組合連合会)、他

獣医学術学会賞： 競走馬の細菌性角膜炎に対するフェージセラピーの検討

岩野英知(酪農学園大学)、他

獣医学術功労賞： 牛の繁殖障害防除に関する研究

加茂前秀夫（東京農工大学・名誉教授）

#### 〔小動物部門〕

獣医学術奨励賞： 腎盂拡張の認められた猫に対する尿管ステント留置術の臨床的検討（第 67 卷第 5 号掲載） 桑原康人（クワハラ動物病院・名古屋市）、他

獣医学術学会賞： 猫のβ-ウレイドプロピオナーゼ欠損症：その臨床、分子基盤及び分子疫学 清武典子（鹿児島大学）、他

獣医学術功労賞： 小動物における腫瘍の浸潤・転移機構に関する研究

佐々木伸雄（東京大学・名誉教授）

#### 〔公衆衛生部門〕

獣医学術奨励賞： 冷凍保存した食品検体からのコレラ菌検査法の検討（第 67 卷第 5 号掲載） 小野一晃（埼玉県衛生研究所）

獣医学術学会賞： ジビエにおける人獣共通寄生虫感染実態調査

上津ひろな（岐阜県食肉衛生検査所）、他

獣医学術功労賞： エルシニア属菌の生態学的ならびに分類学的研究

福島 博（島根県保健環境科学研究所・元保健科学部長）

### （3）獣医学術地区学会との連携

平成 26 年度に地区単位で開催された獣医学術地区学会と相互連携を行い、平成 26 年度獣医学術学会年次大会（岡山）において、各地区学会で優秀演題として選出された地区学会長賞受賞演題を対象に地区学会長賞受賞講演として発表が行われた。

#### 《平成 26 年度 獣医学術地区学会開催状況》

開催地区 (担当地方会)	開催場所	開催期日	地区学会発表演題数				参加者数
			産業動物	小動物	公衆衛生	計	
北海道 (北海道)	北海道大学	9月 11, 12日	93(4)	46(4)	17(2)	156(10)	746名
東北 (仙台市)	江陽グランドホテル	10月8日	23(2)	34(2)	22(2)	79(6)	276名
関東・東京 (山梨県)	アピオ	9月7日	22(2)	33(2)	19(2)	74(6)	658名
中部 (静岡県)	ホテルセンチュリー静岡	8月31日	30(2)	33(2)	19(2)	82(6)	568名
近畿 (兵庫県)	大阪府立大学 (中百舌鳥校舎)	10月12日	30(2)	49(3)	17(2)	96(7)	417名
中国 (島根県)	くにびきメッセ	10月 18, 19日	41(4)	70(4)	27(3)	138(11)	305名
四国 (徳島県)	ザ・グランドパレス徳島	9月7日	16(1)	21(1)	12(1)	49(3)	201名
九州 (鹿児島県)	かごしま県民交流センター	10月4日	45(4)	62(4)	30(2)	137(10)	859名
計(8カ所)			300(21)	348(22)	163(16)	811(59)	4,030名

注：演題数の( )内数字は、地区学会長賞受賞研究業績数。

## 2 部会委員会等運営事業（獣医学術振興対策関係）

### （1）職域別の部会委員会の運営（獣医学術部会関係）

#### ア 関係する各部会の委員会の開催と検討状況

##### （ア）学術・教育・研究委員会

学術・教育・研究委員会〔委員長：酒井健夫（日本獣医師会副会長）〕では、今期の検討テーマである「①獣医学術の振興について、②獣医師人材の育成について、③獣医師生涯研修事業の整備・充実について、④獣医学教育の改善に向けた支援活動について、⑤獣医臨床研究のあり方について、特に生命倫理ガイドライン策定について」に沿って、各検討テーマ別の小委員会に分かれて検討を行った。

##### a 学術振興検討小委員会

学術振興検討小委員会〔委員長：石黒直隆（岐阜大学教授）〕では、検討テーマである「獣医学術の振興について」の検討を行った。

第2回委員会を平成26年12月24日に開催し、検討テーマの具体的な課題として、①獣医学術学会年次大会開催のあり方について、②獣医学術地区学会の整備充実と日本獣医師会との連携強化について、③学術・学会等に関する組織とその規程の整備について、学会年次大会の開催期間や会場、地区学会長賞の選考数や審査方法等の個別具体的な内容について検討を行い、早急に改善が可能な点は早速改善の対応を行うとともに、今後も継続して検討が必要な案件については引き続き検討を行うこととされた。

##### b 獣医師人材育成検討小委員会

獣医師人材育成検討小委員会〔委員長：佐藤 繁（岩手大学教授）〕では、検討テーマである「獣医師人材の育成について」の検討を行った。

第2回委員会を平成26年12月8日に開催し、検討テーマの具体的な課題についてそれぞれキーワードに絞り、①会誌編集・提供事業にかかる学会学術誌の投稿推進及び質の向上については、ア．学術論文執筆に係る教育講演の開催、イ．学術論文等における質の保障への取り組み、ウ．日本獣医師会学会学術誌の総説依頼、エ．日本獣医師会学会学術誌への地区学会長賞受賞研究業績の投稿推進、オ．アドバイザーボード設置に向けた検討について検討を行うとともに、②獣医学術の講習・研修会事業及び振興調査研究事業の推進については、ア．獣医師生涯研修事業の推進、イ．国際獣医師育成研修事業、ウ．日本獣医師会広報用パンフレットの外国版の作成、エ．獣医療提供体制整備推進総合対策事業と産業動物臨床・小動物臨床・獣医公衆衛生の講習会の開催について、それぞれ今後の事業の活性化に向けた具体的な検討が行われた。

##### c 生涯研修事業運営小委員会

生涯研修事業運営小委員会〔委員長：山田英一（新潟県開業）〕では、検討テーマである「獣医師生涯研修事業の整備・充実について」の検討を行った。

第2回委員会を平成26年10月9日に開催し、①生涯研修事業新システムの概要、②申告における地方会の事務手数料、③非会員のシステム利用について確認・検討を行ったほか、④日本獣医師会雑誌に掲載している「生涯研修事業のページ Q&A」の在宅研修用教材としての作成に向けた今後の対応について検討を行い、⑤「女性獣医師支援特別委員会」との連携における復職支援等については、今後、復職支援の協力活動としてeラーニングシステムの開発に向けた検討を進めることとされた。また、⑥「生涯研修事業のページ Q&A」の平成28年12月発

行分までの執筆交渉者を決定した。

d 獣医学教育の整備・充実検討小委員会

獣医学教育の整備・充実検討小委員会〔委員長：政岡俊夫（麻布大学名誉学長）〕では、検討テーマである「獣医学教育の改善に向けた支援活動について」の検討を行った。

第1回委員会を平成26年5月8日に開催し、検討テーマとして①参加型臨床実習のあり方と整備充実について、②教育環境の整備充実に向けた要請活動について、③新規獣医師の適正配置による分野・地域別就業偏在の改善について、④教育における国際協力・学際連携の推進についてが示され、現状と課題に関する意見交換を行った。

第2回委員会を平成26年11月10日に開催し、取りまとめに向けた論点整理を行った。

e 獣医臨床研究に関する生命倫理ガイドライン検討小委員会

獣医臨床研究に関する生命倫理ガイドライン検討小委員会〔委員長：佐藤れえ子（岩手大学教授）〕では、検討テーマである「獣医臨床研究のあり方について、特に生命倫理ガイドライン策定について」の検討を行った。

(イ) 獣医師生涯研修事業運営委員会

今期の獣医師生涯研修事業運営委員会は、学術・教育・研究委員会の小委員会「獣医師生涯研修事業運営小委員会」として開催することとされた（83頁の「C 生涯研修事業運営小委員会」を参照）。

### 3 獣医学術振興・人材育成事業

#### (1) 日本獣医師会雑誌編集・提供事業

ア 日獣会誌の編集・発刊（イの日獣会誌学会学術誌部分を除く。）

(ア) 獣医学術の振興・普及とともに獣医事及び動物福祉等に関する専門情報の提供、さらには獣医師専門職をはじめ広く獣医療従事者の人材養成を担う獣医学術情報媒体として、専門職獣医師をはじめ、国内外関係者への獣医学術・獣医事情提供活動として日獣会誌を毎月定期に発行した。

また、現在、本誌（学会学術誌部分を含め）を従来の印刷媒体と並行して（独）科学技術振興機構が運用する学術誌電子化サービス「J-STAGE3」に電子ジャーナルとして掲載した。

(イ) 平成26年度は、昨年に引き続き、農林水産省動物医薬品検査所担当官から我が国の動物用診断薬の概要を畜種別に紹介した「日本で使用されている動物用診断薬」の連載とともに、第68巻第1号から独立行政法人農業・食品産業技術総合機構動物衛生研究所職員から各家畜疾病の最新の知見を紹介した、「最新の家畜疾病情報」を新たに連載する一方、「論説」、「診療室」等、動物医療各分野で活躍する構成獣医師に原稿の執筆を依頼し、動物医療関係分野に関連する諸問題の論評や動物医療関係制度等の最新情報等を掲載して情報提供に努めた。

(ウ) 「平成26年度獣医師生涯研修事業のページ」においては、「生涯研修のページQ&A」及び生涯研修事業ポイント取得対象プログラムの案内を毎号掲載の他、第68巻第2号（平成27年2月号）に平成25年度「証明書（獣医師生涯研修実績証明書）」「修了証（獣医師生涯研修プログラム修了証）」、認定証（獣医師生涯研修継続参加認定証）」、取得者一覧を掲載して、同事業の広報並びに円滑な推進に努めた。

(エ) 平成26年度の各号（第67巻第4号～第68巻第3号）における記事の掲載状況は、次のとおり。



《 日本獣医師会雑誌の編集区分別掲載状況 》

巻頭言（会長挨拶等）	3	診 療 室	9
論 説	6	紀 行・見 聞	0
総 説	10	行事等案内（報告）	22
提言・要請（指針等）	18	募 集	20
会 議 報 告	10	紹 介	51
解 説・報 告	22	行事等（事務局日誌）	12
学 術・教 育	0	獣医師生涯研修事業のページ	27
行 政・獣 医 事	15	馬 耳 東 風	12
資 料	0	そ の 他	2
意 見	1	合 計	240

イ 日獣会誌学会学術誌部分の編集

(ア) 昨年に引き続き広く獣医師等から投稿された学術論文を獣医学術部門ごとに編集し、「学会関係情報」において、「日本獣医師会学会学術誌投稿規程」を継続して掲載、周知し、獣医学術の振興・普及と獣医学術の業績評価等を通じ獣医師専門職の人材育成に資するとともに、獣医学術情報の構成獣医師、国内外関係者への情報提供活動として、毎月発行した。

また、平成 26 年度(平成 26 年 4 月号～平成 27 年 3 月号)における日本獣医師会学会学術誌の学術論文掲載状況は、次のとおり。

部 門 名	総 説	原 著	短 報	資 料	技術講座	合 計
産業動物臨床・家畜衛生関連部門	1	16	9	2	0	28
小動物臨床関連部門	2	15	15	0	0	32
獣医公衆衛生・野生動物・環境保全関連部門	3	7	4	2	0	16
計	6	38	28	4	0	76

(イ) 日本獣医師会獣医学術学会誌編集委員会において、前回委員会における意見等への対応(日本獣医師会学会学術誌投稿規程の一部改正、地区学会長賞受賞者への投稿依頼、総説依頼原稿の掲載、教育講演の開催)、獣医学術部会学術・教育・研究委員会における小委員会の開催、編集及び審査状況等についての報告、今後の編集企画等についての協議に続き、日本獣医師会獣医学術学会誌編集委員会生命倫理小委員会内規の制定について諮られた後、了承された。

なお、平成 26 年度(平成 26 年 4 月号～平成 27 年 3 月号)における投稿原稿の審査状況は、次のとおり。

部 門 名	審 査 原 稿 数			処 理 原 稿 数			次年度への繰越原稿数
	新規受付	前年度からの繰越	合計	採用	不採用	合計	
産業動物臨床・家畜衛生関連部門	32	10	42	24	8	32	10
小動物臨床関連部門	21	24	45	28	10	38	7
獣医公衆衛生・野生動物・環境保全関連部門	15	7	22	8	4	12	10
計	68	41	109	60	22	82	27

(ウ) また、平成 26 年度獣医学術学会年次大会(岡山)において、教育講演「学術論文を執筆するにあたって」を開催し、獣医学術学会誌編集委員会山本副委員長による学術論文執筆の際の意義・ルール・執筆の手順・心構え等の基本事項を中心とした基調講演を行うとともに、博士号を取得した各分野の 3 名の講演者による学位取得や論文執筆の取り組み等の体験談に関する講演を行い、投稿論文の質の向上と投稿推進に努めた。

## (2) 獣医師生涯研修事業

獣医師専門職の人材育成及び質の確保に資するため、獣医療関係団体・大学等関係機関と連携し、地方獣医師会の協力の下で次のとおり実施した。

ア 獣医師生涯研修事業の実施状況：

(ア) 獣医師生涯研修事業の企画・運営については、獣医学術部会の獣医師生涯研修事業運営委員会において協議・検討を行った。

(イ) 獣医師生涯研修事業運営委員会は、学術・教育・研究委員会の小委員会である「生涯研修事業運営小委員会」〔委員長：山田英一(新潟県開業)〕として平成26年10月9日に開催した(83頁の「C 生涯研修事業運営小委員会」を参照)。

イ 平成26年度の「認定プログラム件数」及び平成26年度内に申告が行われた「平成25年度の取得ポイント申告者数、実績証明書・修了証・認定証交付者数」は、次のとおり。

(ア) 認定プログラム件数

獣医師会関係 206件・その他 107件 合計 313件

(イ) 「取得ポイント申告者数」、「実績証明書交付者数」、「修了証交付者数」及び「認定証交付者数」

	産業動物	小動物	公衆衛生	計
取得ポイント申告者数	12人	171人	4人	187人
実績証明書交付者数	8人	141人	3人	152人
修了証交付者数	5人	23人	1人	29人
認定証交付者数	1人	16人	0人	17人

ウ 獣医師生涯研修事業の広報：

(ア) 「獣医師生涯研修事業の概要(パンフレット、平成26年度用申告書)」を日本獣医師会雑誌第67巻第6号(平成26年6月号)に同封し、全国の構成獣医師全員に配布して、本事業を広報するとともに参加を奨励した。

(イ) 獣医師生涯研修事業の対象として認定したプログラムについては、順次、日本獣医師会雑誌と日本獣医師会ホームページに掲載して、事業の広報に努めた。

## (3) 獣医学術講習会・研修会事業

平成26年度の獣医学術講習会研修会事業は、産業動物臨床・小動物臨床・獣医公衆衛生の3部門の講習会を担当地方獣医師会の運営協力を得て、次のとおり実施した。なお、本事業においては、開催地区ごとに3部門の中から最大2部門を選択して開催している。

### 《平成26年度 獣医学術講習会・研修会事業の実施状況》

地区	担当獣医師会	区分	開催場所(開催地)	開催日時	講習内容及び講師(所属)	受講者数
北海道	北海道	小動物	KKRホテル札幌(札幌市)	11月23日(日) 13:30~17:30	犬猫の脊髄損傷治療への挑戦 田村勝利(倉敷芸術科学大学)	63
		公衆衛生	北海道獣医師会館(札幌市)	1月26日(月) 14:00~17:00	デング熱について 中山絵里(国立感染症研究所) 食用動物由来細菌の薬剤耐性モニタリング 川西路子(動物医薬品検査所)	49
東北	福島県	産業動物	日本全薬工業(株)(郡山市)	9月10日(水) 13:00~16:00	子牛の育成管理と疾病対策 後藤篤志(日本全薬工業)	40

関東	埼玉県	小動物	大宮ソニックシティ (さいたま市)	11月19日(水) 13:15~16:30	埼玉県における動物行政について 橋谷田 元 (埼玉県保健医療部) 獣医療を巡る情勢と今後の方向について 氏政雄揮 (ブイエムスリー)	381
	栃木県	産業動物	栃木県畜産酪農研究センター (那須塩原市)	11月20日(木) 14:00~17:00	牛コクシジウム症の病態と対策 平 健介 (麻布大学)	38
東京	東京都	小動物	中野サンプラザ (中野区)	2月1日(日) 14:00~17:00	狂犬病全般について 杉山 誠 (岐阜大学) 狂犬病予防注射事故発生時のセーフティ ーネット 小梅川博之 (損保ジャパン日本興亜)	53
中部	岐阜県	産業動物	じゅうろくプラザ (岐阜市)	10月22日(水) 13:30~16:00	アニマルウェルネスと生命倫理 北村直人 (農場管理獣医師協会)	66
	名古屋市	小動物	名古屋市獣医師会館 (名古屋市)	11月30日(日) 14:00~17:00	画像診断 前田貞俊 (岐阜大学)	67
近畿	大阪市	小動物	KKR ホテル大阪 (大阪市)	8月31日(日) 13:00~17:00	犬猫の気管支疾患及び肺疾患をどう攻めるか 藤田道郎 (日本獣医生命科学大学)	79
	兵庫県	小動物	明石商工会議所 (明石市)	7月21日(月) 12:00~16:00	化学療法を極める 小林哲也 (日本小動物がんセンター)	52
中国	広島県	産業動物	広島県農業共済組合 (広島市)	12月18日(木) 13:30~16:30	産業動物分野における画像診断技術の向上を目指して 宮原和郎 (帯広畜産大学)	32
	鳥取県	公衆衛生	米子コンベンション センター (米子市)	3月23日(月) 13:30~16:00	蚊媒介性感染症ーデング熱を中心にー 高崎智彦 (国立感染症研究所)	41
四国	高知県	公衆衛生	総合あんしんセンター (高知市)	11月22日(土) 14:00~17:30	公衆衛生分野における危機管理のための チームビルディングのエクササイズ 堀北哲也 (農場どないすんねん研究会)	23
九州	長崎県	産業動物	長崎県中央家畜 保健衛生所 (諫早市)	11月20日(木) 14:00~17:00	肉用牛の繁殖成績向上対策 大澤健司 (宮崎大学)	47
	福岡県	小動物	福岡国際会議場 (福岡市)	2月11日(水) 10:00~17:00	痒みが治らない!その時どうする 村山信雄 (アジア獣医皮膚科専門医) マイクロチップ Q&A 長崎淳一 (香川県獣医師会)	87
全国9地区 15箇所 受講者合計: 1,118名						

## 4 獣医学術振興調査研究事業

### (1) 獣医療提供体制整備推進総合対策事業

獣医療提供体制整備推進協議会(以下、「協議会」という。)が農林水産省の補助を受けて実施した平成26年度食の安全・消費者の信頼確保対策事業のうち獣医療提供体制整備推進総合対策事業(新規獣医師臨床研修促進事業及び管理獣医師等育成支援事業)については、協議会の事務を行うとともに、本事業の一部を、協議会会員として分担実施した。

なお、事業の運営については、事業推進検討会を開催し、検討の上、円滑な実施に資した。

#### ア 事業の実施状況:

##### (ア) 新規獣医師臨床研修促進事業

生産農家に信頼され、社会から必要とされる専門職としての獣医師の育成に資するため、現場

経験豊かな獣医師や獣医関係法令に関する学識経験者を講師として、地方獣医師会、関係機関・団体等の協力を得て、新規獣医師を主に対象とした実践的な診断技術や臨床現場における基本的知識の修得、飼育者等とのコミュニケーション能力の養成、職業倫理意識の向上を目指した技術研修を実施した。

(イ) 管理獣医師等育成支援事業

地方獣医師会、関係機関・団体等の協力を得て、臨床獣医師が管理獣医師としての知識・技術を修得するための講習会及び実習、管理獣医師の業務とその重要性を広く普及・啓発するシンポジウム、臨床獣医師が高度獣医療に係わる知識を身に付けるための技術研修、講習会を実施した。

さらに、専門性の高い獣医療の提供に係る女性獣医師の就業支援促進の在り方について検討し、就業支援のためのセミナーを開催した。

イ 事業の実施機関：平成26年5月9日～平成27年3月31日

ウ 事業の結果：

「平成26年度獣医療提供体制整備推進総合対策事業実績報告書」としてとりまとめ、協議会に提出した。

《平成26年度「新規獣医師が基礎的な臨床技術を修得するための技術研修」開催状況》

協力機関	開催場所 (開催地)	開催期日	研修内容(指導者・所属)	参加者数
北海道農業共済組合連合会	北海道農業共済組合 連合会研修所 (江別市新栄台92番地)	10月16日(木) 13:00～16:30	神経疾患へのアプローチ －局在診断と神経学的検査－ (猪熊 壽：帯広畜産大学)	22
岩手県農業共済組合連合会	岩手大学農学部 附属動物病院 (盛岡市上田3-18-8)	9月2日(火) 9:00～17:30	①覚えておくと便利な臨床獣医師の常識～ 基本外科手技～ (山岸則夫：岩手大学) ②乳牛の牛群管理～飼料設計～ (河野充彦：宮城県農業共済組合連合会) ③肥育牛の牛群管理～飼料設計～ (矢野 啓：山形県農業共済組合連合会) ④抗生物質の基礎から応用 (加藤敏英：山形県農業共済組合連合会)	11
埼玉県農業共済組合連合会	マロウドイン熊谷 (熊谷市銀座1-64)	11月21日(金) 13:00～16:30	バルク乳モニタリングに基づく乳房炎コントロール (三好志朗：エムズ・デーリィ・ラボ)	23
三重県農業共済組合連合会	三重県総合文化 センター内 男女共同参画センター 「フレンテみえ」 (津市一身田上津部田 1234)	12月4日(金) 13:00～16:10	牛の臨床における超音波画像検査の最新事情 －繁殖分野から腹腔臓器まで－ (水谷 尚：日本獣医生命科学大学)	41
和歌山県農業共済組合連合会	和歌山県 JA ビル2階 和ホールA (和歌山市美園町 5-1-1JA ビル)	10月29日(水) 13:00～16:00	乳牛の蹄に関する基礎と近年の話題 (吉谷一紀：千葉県農業共済組合連合会)	21
島根県農業共済組合連合会	島根県農業共済組合 連合会 (松江市殿町105)	11月5日(水) 13:00～17:30	飼料給与と牛の健康 (木田克弥：帯広畜産大学)	27

宮崎県農業共済組合連合会	宮崎県農業共済組合連合会 家畜臨床研修センター (児湯郡新富町新田 18802-3)  宮崎大学農学部 (宮崎市学園木花台西 1-1)	9月29日(月) 15:00~ 10月3日(金) ~16:00	①臨床検査 (山元のり子:宮崎県農業共済組合連合会) (遠矢良平:宮崎県農業共済組合連合会) ②初診時の臨床所見の取り方 ③各種検査診断のための手技 (上松瑞穂:みやざき農業共済組合) (加治屋 繁:都城地区農業共済組合) ④補液の基礎 (壺岐佳浩:みやざき農業共済組合) ⑤外科的手術の基礎 (今別府和成:西諸県共済組合) ⑥牛の臨床繁殖 (大澤健司:宮崎大学) (北原 豪:宮崎大学) ⑥抗菌性物質・ワクチンの基礎知識 (辻 厚史:宮崎県農業共済組合連合会) (野村祐資:宮崎県農業共済組合連合会) ⑦養豚管理指導の基礎 (吉原啓介:みやざき農業共済組合)	12
全国7カ所 157名				

《平成26年度「新規獣医師が職業倫理、関係法令、コミュニケーションスキルを修得するための講習会」の開催状況》

地区	実施担当	開催場所 (開催地)	開催期日	講習内容(講師・所属)	参加者数
東北	宮城県獣医師会	パレスへいあん (仙台市青葉区本町 1-2-2)	11月5日(水) 13:00~17:00	①コミュニケーションスキルについて (村上伸子:S&M企画プランニング) ②臨床獣医師の職業倫理について (木村有一:宮城県農業共済組合連合会) ③獣医師関係法令について (中田 聡:宮城県農林水産部)	31
関東	千葉県獣医師会	千葉県農業共済組合連合会中央家畜診療所 (千葉市市原市天羽田 736)	11月5日(水) 13:30~16:30 12月11日(木) 13:30~16:30	やぐら鶴 (柴田正志:静岡県中部家畜保健衛生所) (堀北哲也:千葉県農業共済組合連合会)	72
東京	農場ど ないす んねん 研究会	千駄ヶ谷区民会館 (渋谷区神宮前 1-1-10)	9月20日(土) 13:30~ 9月21日(日) ~16:30	①チームワークのスキルを磨く『やぐら鶴』 (堀北哲也:千葉県農業共済組合連合会) ②獣医療に役立つメディエーション入門 (田中圭子:メディエーターズ) ③デザイン思考の獣医療 -飼主との点、線、面- (松井匠作:動物資本総合研究所) ④コーチングに学ぶコミュニケーションスキル (若柳 翼:学びの案内人)	26
東京	農場ど ないす んねん 研究会	東京大学農学部 弥生講堂 (文京区弥生 1-1-1)	1月11日(日) 10:00~17:00	アサーショントレーニング (水野節子:日本福祉大学経営学部) 協力講師:石井一功(石井動物病院) 石山 大(NOSAI千葉) 白戸綾子(家畜改良センター)	15
九州	農場ど ないす んねん 研究会	クアフォーレ清武温泉 (宮崎市清武町今泉丙 1460-1)	6月22日(日) 12:00~21:00	①獣医コミュニケーション入門 (柴田正志:静岡県中部家畜保健衛生所) ②チームワーク力を磨くワーク (堀北哲也:千葉県農業共済組合連合会) ③レジリエンス (工藤智徳:人財科学研究所) ④HACCP農場での従業員教育 (犬丸憲之:九州獣医師HACCP研究会) ⑤酪農場での従業員教育 (榎谷雅文:北海道アグリマネジメントサービス(有))	24

九州	農場ど ないす んねん 研究会	福岡県獣医師会 (福岡市中央区赤坂 1-4-29)	1月10日(土) 10:00~17:00	アサーショントレーニング (水野節子:日本福祉大学経営学部) 協力講師:犬丸憲之(九州獣医師HACCP研究会) 今井 泉(千里どうぶつ病院) 横井允雄(JA全農)	16
全国6カ所 184名					

《平成26年度「管理獣医師を育成するための農場経営・飼養管理に関する実習」開催状況》

協力機関	開催場所 (開催地)	開催期日	研修内容(指導者・所属)	参加者数
香川県 獣医師会	香川県農業共済組合 管内農場 赤松牧場 (高松市香南町由佐 2240)	11月26日(水) 14:00~17:00	代謝プロファイルテストに基づく酪農現場に おける乳牛の栄養管理指導 (木田克弥:帯広畜産大学)	15
全国1カ所 15名				

《平成26年度「管理獣医師の実践的な技術・知識を修得するための講習会」開催状況》

地区	実施担当	開催場所 (開催地)	開催期日	講習内容(講師・所属)	参加者数
北海道	北海道 獣医師会	北海道獣医師会館 (札幌市西区二十四軒4 条5丁目9-3)	1月23日(金) 14:00~17:30	開業家畜診療所の大動物にかける思い (小比類巻正幸:小比類巻家畜診療サ ービス)	43
東北	秋田県 獣医師会	ふきみ会館 (秋田市山5-9-6)	11月13日(木) 13:00~17:00	①『「飛驒牛」銘柄化の歩み (中井麻生:岐阜県農政部畜産課) ②飼料用米の給与技術とその課題 (野中和久:畜産草地研究)	17
関東	千葉県 獣医師会	ホテル 「プラザ菜の花」 (千葉市中央区長洲 1-8-1)	1月22日(木) 13:00~17:00	①農場管理獣医師に必要な知識・技能 の概要について (大橋邦啓:農場管理獣医師協会) ②農場 HACCP 認証制度の現状と今後の 展開について (酒井健夫:農場 HACCP 認証協議会) ③農場管理獣医師は語る ~その現実と課題~ (坂井利夫:鶏病研究会) ④農場管理獣医師の現状と将来展望に ついて (北村直人:農場管理獣医師協会)	58
中部	長野県 獣医師会	松本市中央公民館 (松本市中央1-18-1)	11月4日(火) 13:00~16:30	鳥インフルエンザ、PED、口蹄疫の 最新状況と防疫戦略 2010口蹄疫その時獣医師は (末吉益雄:宮崎大学)	107
四国	香川県 獣医師会	香川県農業共済組合 (高松市三名字東原 5-6)	11月27日(木) 9:00~12:00	代謝プロファイルテストに基づく酪農 現場における乳牛の栄養管理指導 (木田克弥:帯広畜産大学)	20
九州	宮崎県 獣医師会	J A・アズムホール別館 (宮崎市霧島1-1-1)	2月23日(月) 13:00~17:15	①家畜福祉グローバルスタンダードと の整合性の必要性 (佐藤衆介:東北大学) ②アニマルウェルフェアは生産性向上 に直結する (岡田啓司:岩手大学)	19
全国6カ所 264名					

《平成26年度「管理獣医師の理解醸成のためのシンポジウム」開催状況》

実施場所 (所在地)	実施日	講演内容(講師・所属)	参加者数
岡山 コンベンション センター (岡山市北区駅元町 14-1)	2月15日(日) 9:00~12:00	食の安全を守る獣医師—管理獣医師を知っていますか? 座長:小田頼政(岡山県農林水産総合センター畜産研究所) ①【基調講演】食の安全を守る管理獣医師 北村直人(農場管理獣医師協会) ②肉牛飼育における管理獣医師の役割 —肥育牛の管理を中心に— 大橋邦啓(農場管理獣医師協会) ③酪農にかかわる管理獣医師の役割 ~乳房炎コントロールのためのモニタリングの重要性~ 三好志朗(エムズ・デューリィ・ラボ) ④流通からみたFMVA認証と生産現場に望むこと 植村光一郎(株)ミート・コンパニオン ⑤肉食によるケトジェニックダイエット(推奨する医学的背景) 斎藤糧三(順天堂大学大学院)	62
全国1カ所		62名	

《平成26年度「高度獣医療実習」開催状況》

実施担当	開催場所 (開催地)	開催期日	講習内容(講師・所属)	参加者数
岩手県農業共済組合連合会	岩手大学 (盛岡市上田 3-18-8)  岩手大学 寒冷フィールドサイエンス 教育研究センター御 明神牧場 (岩手郡雫石町 御明神大石野)  ホテル ニューカーリーナ (盛岡市菜園 2-3-7)	10月29日(水) 9:00~ 10月31日(金) ~12:30	①牛白血病診断と防除の対策 BLV 血液検査実習 (村上賢二:岩手大学) ②放射線・放射能測定 of 物理学的基礎とその実際 放射線 測定検査実習 (佐藤 至:岩手大学) ③臨床における病理の実践と症例の演習 (佐藤 洋:岩手大学) (落合謙爾:岩手大学) ④アニマルウェルフェアに対応した家畜の取扱い (岡田啓司:岩手大学) (一條俊浩:岩手大学) ⑤牛の護蹄管理と蹄疾患の処置 —健全蹄と病蹄の削蹄技術指導— (岡田啓司:岩手大学) (一條俊浩:岩手大学) (川村正志:指導級認定牛削蹄師) ⑥乳牛の疾病と生産獣医療 (岡田啓司:岩手大学) ⑦家畜診療のスキルアップのための総合的な実習 及び講習 (佐藤 繁:岩手大学) (古濱和久:岩手大学) (村上賢二:岩手大学) (岡田啓司:岩手大学) (高橋 透:岩手大学) (一條俊浩:岩手大学)	21
兵庫県農業共済組合連合会	兵庫県農業共済組合連合会 家畜臨床総合 研修所 (神戸市西区狩 場台3-9-18)	11月7日(金) 10:00~18:00	牛臨床における超音波画像診断装置の新しい 可能性 (水谷 尚:日本獣医生命科学大学)	13

動物臨床 医学研究 所	倉吉動物医療 センター・ 山根動物病院 (倉吉市八屋 209-1)	12月7日(日) 10:00~12:00	血液疾患の診断において重要な骨髄検査の実際の手 法  (下田哲也:山陽動物医療センター)	13
株式会社 日本動物 高度医療 センター	株式会社日本動 物高度医療 センター (神奈川県川崎 市)	平成26年12月16 日~平成27年2 月26日までの、 延べ9日間	①高度獣医療におけるインフォームド・コンセント ②高度獣医療に必要とされる臨床知識と手技 ③高度獣医療における検査法・診断法 ④高度獣医療における動物の管理法 ※主に以下の診療科目において来院動物の対応を中 心に実習を行う。 ・循環器系疾患:心不全、心筋症、不整脈(頻脈性、 徐脈性)、弁膜症(僧帽弁、大動脈弁)、静脈・リン パ管疾患、高血圧症 ・呼吸器系疾患:上部気道疾患、呼吸不全、呼吸器感 染症、閉塞性・拘束性肺疾患(気管支炎、気管支喘 息、気管支拡張症)、肺循環障害(肺塞栓・肺梗塞)、 異常呼吸、(過換気症候群)、胸膜、縦隔、横隔膜疾 患(自然気胸、胸膜炎)、肺腫瘍 ・血液/造血管/リンパ網内系疾患:貧血(鉄欠乏貧血、 二次貧血)、白血病、悪性リンパ腫、出血傾向・紫 斑病(播種性血管内凝固:DIC) ・神経系疾患:脳神経疾患、痴呆性疾患、脳/脊髄疾 患、変性疾患、脳炎/髄膜炎、末梢神経疾患 ・運動器(筋骨格)系疾患:骨折、関節の脱臼/亜脱 臼、靭帯損傷、骨代謝性疾患、椎間板疾患 ・腫瘍系疾患:内分泌系腫瘍、造血管系腫瘍、皮膚腫 瘍、骨格系腫瘍、消化器系腫瘍、軟部組織肉腫、乳 腺腫瘍、泌尿生殖器腫瘍、呼吸器腫瘍、胸腔腫瘍、 眼の腫瘍 ・消化器系疾患:食道・胃・十二指腸疾患、小腸・大 腸疾患、胆嚢・胆管疾患、肝疾患、膵臓疾患(急 性・慢性膵炎)、横隔膜・腹壁・腹膜(腹膜炎、急 性腹症、ヘルニア) ・腎/尿路系疾患:腎不全(急性/慢性腎不全/透析)、 原発性糸球体疾患(腎炎/ネフローゼ)、全身性疾患 による腎障害(糖尿病性腎症)、腎/尿路疾患(尿路 結石、尿路感染症) ・内分泌/栄養/代謝系疾患:視床下部/下垂体疾患(下 垂体機能障害)、甲状腺疾患(甲状腺機能亢進症、 甲状腺機能低下症)、副腎不全、糖代謝異常(糖尿 病、糖尿病の合併症、低血糖)、高脂血症、蛋白お よび核酸代謝異常 (福島 潮・日本動物高度医療センター) (松永 悟・日本動物高度医療センター) (山崎 博文・日本動物高度医療センター)	3
全国4カ所 50名				

《平成26年度「高度獣医療講習会」開催状況》

地区	実施担当	開催場所 (開催地)	開催期日	講習内容(講師・所属)	参加 者数
東北	岩手県 獣医師会	ホテル東日本 (盛岡市大通 3-3-18)	12月3日(水) 13:30~17:00	牛の各種呼吸疾患における病態と治療 方針  (帆保誠二:鹿児島大学)	47



関東	神奈川県 獣医師会	FORUM246 (伊勢原市石田 350)	3月1日(日) 9:30~14:30	乳牛の繁殖成績向上 ～繁殖生理の変化から見た展望～ (坂口 実:北里大学)	17
中部	岐阜県 獣医師会	じゅうろくプラザ (岐阜市橋本町 1-10)	11月20日(木) 13:30~16:00	獣医領域における高度画像診断法 (前田貞俊:岐阜大学)	56
四国	愛媛県 獣医師会	にぎたつ会館 (松山市道後姫塚 118-2)	11月15日(土) 13:00~17:00	国内で発生した家畜伝染病の疫学から導 く高度防疫戦略 (末吉益雄:宮崎大学)	41
関東	農場どな いすんね ん研究会	パシフィコ横浜 第11回内科学アカデミ ー 学術大会 (横浜市西区みなと みらい1-1-1)	2月21日(土) 9:00~10:45	①獣医療従事者によるオーラルケア指導 の課題と対策-分析編 (松井匠作:イオンペット) ②獣医療従事者によるオーラルケア指導 の課題と対策-実践編 (堀北哲也:千葉県農業共済組合連合会)	52
全国5カ所					213名

《平成26年度「女性獣医師就業支援シンポジウム」開催状況》

開催場所 (開催地)	開催期日	講習内容(講師・所属)	参加者数
岡山コンベンション センター (岡山市北区駅元町 14-1)	2月13日(金) 15:30~18:30	すべての獣医師がより活躍できる環境づくりに向けて- 女性獣医師の就業現場から -  1 調査報告 座長: (栗本まさ子:日本獣医師会) ①【問題提起】女性獣医師をめぐる情勢 (荻窪恭明:農林水産省) ②【報告】女性獣医師支援特別委員会 報告 (稲垣靖子:日本獣医師会) ③【講演】NOSA I オホーツクにおける現状と課題 (荒井 桂:オホーツク農業共済組合) ④【講演】小動物臨床に携わる女性獣医師の現状 ～ 一開業獣医の経験から ～ (西木千絵:にしき動物病院) ⑤【講演】公務員女性獣医師の就業現場の現状と課題 (前田育子:茨城県)  2 総合討論 座長: (栗本まさ子:日本獣医師会) (酒井健夫:日本獣医師会) パネラー: (稲垣靖子:日本獣医師会) (荒井桂:オホーツク農業共済組合) (西木千絵:にしき動物病院) (前田育子:茨城県) コメンテーター: (酒井淳一:山形県農業共済組合連合会) (市川陽一朗:いちかわ動物病院) (新井英人:東京都)	80
全国1カ所			80名

## II 収益事業

### 収益 1 公益目的事業の推進に資するために行う不動産の貸付に関する事業

#### 不動産貸付事業

- (1) 本会は、新青山ビル（昭和 53 年 10 月に三菱地所株が建設）の一部を区分所有（注：登記簿上の専有面積は 1,097.14 m<sup>2</sup>、共有面積は 204.55 m<sup>2</sup>）しており、そのうち約 736 m<sup>2</sup>については三菱地所株との間の賃貸借契約に基づき、第三者に貸室として賃貸し、また、約 53 m<sup>2</sup>については、直接入居者に賃貸している。
- (2) 一方、新青山ビルの維持管理については、三菱地所株との管理委託契約の下で対処しているが、新青山ビルの維持管理に伴う通常の営繕工事については、管理委託契約に基づき所要額の一定割合を負担した。
- なお、新青山ビルは築後約 37 年を経過しており、資産価値の確保のため、平成 16 年度に開始した長期修繕計画の最終年度である平成 26 年度においても三菱地所株との間で締結した確認書に基づく本会負担金については積立金の一部を取り崩して支払に充てた。
- また、三菱地所株において策定した新青山ビルの新長期修繕計画が具体化したため、工事負担金支払に備えてあらためて資金の積立を行った。

## III その他事業（相互扶助等の公益目的事業）

### その他（公益） 1 公益目的事業の推進に資するために行う獣医師の福祉の向上等に関する事業

#### 1 獣医師福祉共済事業

##### (1) 共済事業の運営状況

平成 26 年度における獣医師福祉共済事業の加入実績及び保険金の支払い状況は以下のとおり。

##### ア 保険の加入状況

保険の種類	加入者数 (名)	加入 地方会数
生命共済保険	2,837	54
獣医師賠償責任保険	6,002	55
所得補償保険	1,407	55
新・団体医療保険	515	54
傷害総合保険	104	21
年金保険	126	37

(注) 所得補償保険には、団体長期所得補償保険が含まれる。傷害総合保険には、従業員補償が含まれる。

##### イ 保険金の支払状況

保険の種類	事故件数 (件)	支払保険金額 (円)
生命共済保険	21	28,232,500
獣医師賠償責任保険	79	21,611,103
所得補償保険	28	30,883,917
新・団体医療保険	29	7,328,402
傷害総合保険	8	472,540
年金保険	—	39,216,260

(注) 所得補償保険には、団体長期所得補償保険が含まれる。傷害総合保険には、従業員補償が含まれる。

##### (2) 医療共済事業の拡充

会員獣医師本人及び家族の傷害を補償する「傷害総合保険」に、動物病院の従業員が仕事上の傷害を補償する「動物病院従業員補償傷害総合保険」を追加することにより動物病院における従業員福利厚生としての活用を図った。

### (3) 獣医師賠償共済事業の加入促進

獣医師賠償共済事業は、未加入者への加入案内文書及びパンフレットの配布、日本獣医師会雑誌への継続的な広告掲載等引き続き加入推進に努めた。

## 2 褒賞・慶弔等事業等

公益目的事業の推進に資するため、獣医師その他獣医療従事者の福祉の向上並びに褒賞及び慶弔に関する事業を行った。

### (1) 褒賞事業

ア 日本獣医師会会長表彰等の授与

(ア) 第 71 回通常総会の席上において、獣医師会職員永年勤続表彰規程に基づき推薦のあった者に会長表彰状を授与した。

(イ) 地区獣医師大会の場において、日本獣医師会褒賞規程に基づき各地方獣医師会から推薦のあった者に会長表彰状を授与した。

(ウ) 各種の畜産共進会等において、畜産共進会における日本獣医師会会長表彰基準に基づき各地方獣医師会を通じて推薦のあった出展者に会長表彰状を授与した。

(エ) 地方獣医師会の動物愛護週間行事等において、日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞規程に基づき各地方獣医師会から推薦のあった動物愛護管理功労者に会長表彰状を授与した。

(オ) 日本獣医師会褒賞規程に基づき推薦のあった、各獣医系大学（16大学）の獣医学科を優秀な成績で卒業する者に会長表彰状及び副賞を授与した。

イ 日本獣医師会会長感謝状の授与

(ア) 第 71 回通常総会の席上において、平成 25 年度獣医学術学会年次大会(千葉)の開催運営を受託し獣医学術の振興・普及に顕著な功績があった千葉県獣医師会に会長感謝状を授与した。

(イ) 地区獣医師大会の場において、日本獣医師会褒賞規程に基づき各地方獣医師会から推薦のあった者に会長感謝状を授与した。

ウ 日本獣医師会会長賞状の授与

地方獣医師会の動物愛護週間行事等において、日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞規程に基づき推薦のあった「動物愛護作文」及び「動物愛護図画・絵画」の優秀者に会長賞状を授与した。

### (2) 慶弔事業

日本獣医師会慶弔等規程に基づき、対象となった者に対し、次の対応を行った。

ア 慶 祝 叙勲・褒賞を受けた会員構成獣医師等に対し、祝電の対応を行った。

イ 弔 慰 逝去会員構成獣医師等に対し、供物の対応を行った。

## 3 その他

### 獣医師会会員襟章の作成・提供

獣医師会のシンボルとして、また、獣医師会会員であることの証としての獣医師会会員襟章を作成・提供した。

## 第3 事業報告の附属明細書

平成 26 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

平成 27 年 6 月

公益社団法人 日本獣医師会